

名古屋市政資料

2007年9月定例会

2006年度決算特集

No.156

2007年10月30日

発行 日本共産党名古屋市会議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所内

TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190

e-mail : dan@n-jcp.jp

ホームページ <http://www.n-jcp.jp/>

名古屋市9月定例会(2007年9月14日～10月17日)

◆9月定例会について	1
■議案質疑	
◇かとう典子議員 子どもの医療費無料制度は中学校まで拡大を	2
◇江上博之議員 新南陽工場住民訴訟の弁護士費用を市が払うのは当然	3
■議案外質問	
◇山口きよあき議員 新斎場建設／モノづくり文化交流拠点施設／守山市民病院の産科	5
◇田口かずと議員 後期高齢者医療制度は凍結を／緑地保全にとりくめ	9
◇さとう典生議員 スーパーや高層マンションの駆け込み建設とめよ／徳山ダム導水路	13
■各常任委員会の概要(条例・補正予算等)	17
■主な議案への各会派の態度(補正予算等)	19
■請願・陳情について	
◇賛成討論(うめはら紀美子議員) 高齢者を苦しめる療養病床削減計画のストップを	21
◇請願に対する態度	22
◇受理された新規請願・陳情	24
■意見書・決議	29
◆2005年度決算の審議について	
■決算に対する反対討論	
山口きよあき議員 市民負担増を当然視し大型開発優先の決算は認められない	33
■各常任委員会の概要(決算審議)	36
■決算への各会派の態度	42

後期高齢者医療広域連合議会定例会(7月9日)

■一般質問	
◇わしの恵子議員 高齢者が安心できる制度に、保険料負担増はやめよ	43

その他

◆閉会中の委員会審査について	47
◆声明・申し入れ	55
◆資料	58

9月12日の市政懇談会には多くの市民が集まり、市政への要望を語り合いました。



9月定例会について

一、本日、9月定例市会は、子どもの医療費の無料化について入院を小学校卒業まで拡大する条例改正案や補正予算案など市長提案16議案は全会一致、2006年度決算認定は与党の賛成で可決、閉会しました。

党議員団は議案質疑で、かとう典子議員が中学校卒業まで医療費の完全無料化を求め、また議案外質問では、山口きよあき議員が、①港区の新斎場建設、②金城ふ頭へのモノづくり文化交流拠点構想、③守山市民病院のお産中止。田ロー一登議員が①後期高齢者医療制度、②緑地の保全。さとう典生議員が①工業地域や準工業地域への大型スーパー進出規制、②マンションなどの高さ規制、③徳山ダム導水路について、それぞれ質問しました

会期中に新南陽工場事件の住民訴訟にかかわる弁護士報酬請求裁判の判決（名古屋市が3800万円を支払うよう求められた）に対する控訴案件が追加議案となり、江上博之議員が「控訴すべきではない」と質問し、採決で党議員団は反対しました。

一、議員提出議案では、中高層建築物の紛争防止条例の改正案が、自公民、名自、共産のそれぞれの会派から提出され、話し合いによって修正一本化され可決しました。マンションなどの建設による日照被害をなくすために、特に配慮を必要とする対象施設について保育所・幼稚園や小中学校だけでなく、新たに児童福祉施設や外国人学校も加え、建築主と協議することを義務付けることとなりました。先の6月議会でも、党議員団は提案してきましたが、市民の運動とともに、議会での論戦の成果です。

また、党議員団は、政務調査費の領収書公開を求める条例案を議会運営委員会に提出しましたが、11月議会をめどに条例改正を理事会で協議することを確認しました。11月議会にむけて領収書の全面公開が実現するために、市民のみなさんとともに全力を尽くす決意です。

意見書について党議員団は、与党提案の原案に対して積極的な修正案を示し、「高齢者医療の負担軽減についての意見書」をはじめ、党議員団提案の「児童扶養手当の削減に関する意見書」など12の意見書が全会一致で可決となりました。請願については、3件が不採択となり、梅原紀美子議員が「療養病床の廃止・削減の中止を求める請願」の採択を求めて本会議で賛成討論に立ちました。

一、2006年度決算認定について、党議員団は山口きよあき議員が反対討論に立ち、①市民・高齢者への負担増で社会的弱者に冷たい仕打ちをしたこと。②教育をめぐる状況をいっそう悪化させたこと。③大企業優遇、ムダな公共事業を続けたことなどの理由で反対しました。

一、海外派遣2件が提案され、党議員団はメキシコ市との姉妹都市提携30周年事業での議会代表団派遣については賛成するものの、代表団の派遣趣旨とは異なるアメリカ視察が予定されていることから参加しない態度をとりました。また、市民から批判を浴びている議員の任期4年に1回の海外視察——10月に自公民17議員が参加予定の北米視察については反対しました。

一、新たな請願は守山市民病院や後期高齢者、精神医療、障害者負担軽減、広小路ルネッサンスに関する8件、陳情は3件が受理され、各常任委員会で閉会中に審査されます。

一、民主党の須原章議員（中村区）が議会前に自己都合で役職を辞任しました。議会運営委員が渡辺房一議員（民・瑞穂区）に、都市消防委員長が吉田伸五（民・守山区）に変わりました。これに伴い、本会議場の議席も議運の席に渡辺房一議員、渡辺議員のところに加藤一登議員が入り、加藤議員のところに須原議員が入ります。（市政資料155号の座席表を変更してください。）

9月定例会日程表

月日	曜	時間	会議	備考
9月14日	金	11時	本会議	提案説明
9月20日	木	10時	本会議	議案質疑 議案外質問
9月21日	金			
9月25日	火			
9月26日	水	10時 30分 など	委員会	補正予算や 条例改正案 などを審議
9月27日	木			
9月28日	金			
10月1日	月			
10月2日	火			
10月3日	水	1時	本会議	補正予算などの採決 決算の提案説明
10月4日	木	休会（予備日）		
10月5日	金	10時 など	委員会	決算審議
10月9日	火			
10月10日	水			
10月11日	木			
10月12日	金			
10月15日	月			
10月17日	水	1時	本会議	決算の議決
10月18日	木		予備日	

議案質議(9月20日)

市民の運動で所得制限撤廃・小学校卒業までの入院無料が実現・・・子ども医療費無料制度は中学校卒業まで拡大を かとう典子 議員



中学校まで入・通院を無料化するのはいつか

【かとう議員】先の6月議会で、私は、子どもの医療費の無料化について、所得制限を撤廃するとともに、入院・通院を中学校卒業まで実施するように求めて質問いたしました。さっそく今議会に、来年1月から所得制限の撤廃と、入院費無料を小学校6年生まで拡大とする条例案と補正予算が提案されました。

ある若いお母さんから「所得制限がなくなるのはとても嬉しい。」と歓迎されました。しかし、「小・中学生になっても、熱や風邪引きの内科だけでなく、アレルギー疾患などでは継続してお医者さんに行かなければならない。皮膚科、眼科、外科、歯科など、医療にかかることが多くなるので、ぜひ通院を中学校卒業まで拡大してほしい。」と言われるのです。

これまで、子どもを持つ親たちは、子どもがいつでも安心して医療にかかれるように願い、「子どもの医療費無料化」の運動が大きく広がってきました。永年に渡って当市議会にも請願が何度となく出され、わが党は紹介議員になり、採択を求めて奮闘してきました。その結果、市独自の子育て支援の施策として、1973年1月から「0歳児の無料化」を皮切りに、順次、子どもの医療費無料制度が拡大されてきました。

来年4月から、国は3歳から就学前までの医療費を、3割負担から2割負担に軽減するとしており、さらに、愛知県は、来年4月から通院は就学前まで、入院では中学校卒業まで医療費を無料にする方針だと言われています。国や県の補助制度が拡大すれば、本市の子どもの医療制度はもっと拡大できるはずではありませんか。すでに愛知県下では、今年度あるいは来年度から、中学校卒業まで、入院・通院費とも無料にする動きは、大府

市、弥富市、安城市、豊田市、日進市、岡崎市、刈谷市など増えています。

そこで市長にお尋ねします。ここまで世のすう勢となった子どもの医療費無料制度を、本市が、周りの自治体に遅れをとることなく、入院、通院とも中学校卒業まで拡大するように検討したのか、また、今後、入院、通院とも中学校卒業まで医療費を無料にするのはいつなのか、お答えください。

各地で子どもの医療費無料化拡大がすすむ

自治体名	通院	入院	実施
	◎：中卒まで ○：小卒まで		
県	就学前	◎	08年度
名古屋市	就学前	○	08・1
日進市	◎	◎	08年度
大府市	◎	◎	07. 10
弥富市	◎	◎	07年度
岡崎市	◎	◎	08年度
豊田市	◎	◎	08年度
刈谷市	◎	◎	08年度
碧南市	○	◎	07年度
安城市	◎	◎	08年度
知立市	○	○	08年度
田原市	◎	◎	08年度

※東京23区では全区で小学校以上の通・入院を無料化、18区では中3まで無料に。9区は入院食事代も含めた完全無料化に踏み切っています。

予算編成の中で検討する(市長)

【市長】19年2月議会の附帯決議を重く受け止め、検討を重ね、提案した。

今後の拡大は、市全体の財政状況や国の医療制度改革、愛知県の動向を踏まえ、平成20年度予算編成を進める中で、鋭意検討したい。

子育て家庭に対する支援をいっそう推進していく必要はあるが、対象年齢を中学3年の入院・通院まで拡大することは、多額の財政負担を伴うことから、慎重に検討していくべき課題である

一刻も早い拡大を求める

【かとう議員】安心して子育てできるよう、長年の市民の願いをぜひ実現させてください。来年度予算では、大きく前進することを期待したいと思います。

追加議案の質議(10月3日)

新南陽工場住民訴訟の弁護士費用を求める裁判で、 名古屋市は196万円ではなく、判決どおり3,800万円 を払うべきだ。 江上博之 議員



新南陽清掃工場事件住民訴訟にかかわる 弁護士報酬請求事件について

住民訴訟を敵視するのか

【江上議員】議案は、今から14年前におきた新南陽清掃工場建設に伴う談合事件にかかわる住民訴訟の弁護士報酬請求で、3800万円の住民側勝訴の判決が下りましたが、名古屋市の主張する196万円を大きく上回るため、控訴する、その同意を議会に求めるものです。以下3点にわたり質問します。

新南陽清掃工場建設費210億円に対する談合事件で、9億円の賠償が最高裁で確定し、遅延損害金を含め約12億5千万円が名古屋市にゼネコンから返還されました。これは、市民が政官業の癒着に怒った住民訴訟の結果であり、住民はこのお金を環境都市名古屋に役立つ使い方をしてほしいと求めてきました。

何より、市民の大切な税金を取り戻した訴訟を行った市民に対して感謝の気持ちを表すのが市民の代表である市長として必要と考えます。市長は

住民訴訟の結果に対してどのような認識をお持ちでしょうか。お答えください。

住民訴訟は法に認められた重要なもの(市長)

【市長】住民訴訟は、住民全体の利益のために、地方自治法に基づいて住民に認められた制度であり、重要なものであると認識しています。

弁護士の仕事を軽く見ているのではないか

【江上議員】つぎに、住民訴訟で住民から委任を受けた弁護士は、「長期にわたる訴訟、非常に複雑な訴訟」に取り組み、判決では、「訴訟活動に果たした役割は、相応に評価されてしかるべき」と述べています。

そこで第2にお聞きします。市長は、約12億5千万円の返還金を取り戻すのには果たした弁護士の役割はたいへん大きいとお感じになりませんか。いかがお感じかお聞きします。

弁護士は一定の役割を果たしている(市長)

【市長】こうした住民訴訟の経過や背景については、様々であるが、訴訟を長期にわたり担当している弁護士の方々は、一定の役割を果たされてい

新南陽工場住民訴訟の最高裁決定についての見解

2004年9月22日
日本共産党名古屋市委員団

新南陽工場の建設工事にからむ談合事件について、住民が西尾前市長らと鹿島などゼネコン5社に損害賠償を求めた住民訴訟で、最高裁は9月21日、上告を退ける決定をした。

これにより泉義信元公明党市議と元建築局次長、ゼネコン5社に9億円の賠償を命じ、政・官・業の癒着を断罪した1、2審判決が確定した。市当局は深く反省し政・官・業の癒着を断ち切るようにすべきである。

この事件は、94年1月、「しんぶん赤旗」のスクープに始まり、日本共産党などの調査が発端となり、市政を大きく揺るがし、市議会に100条委員

会が設置され真相究明がはかられた。

昨年末、道路清掃事業を巡る談合汚職事件が発覚し現職自民党市議が逮捕・有罪確定となったが、名古屋市政を巡る政・官・業の癒着の根深さがあらためて浮きぼりになっている。また、日歯連事件に関連して2人の現職自民党市議が逮捕・起訴され、金権腐敗事件が発覚し、市民の信頼を損なう行為が相次いでいるが、新南陽工場事件の教訓が全くいかされていない。

日本共産党は、企業団体・献金の禁止や市幹部職員OBの関連企業への「天下り」の禁止、入札制度は一般競争入札を原則とするなどの提案をしてきたが、今後とも政・官・業の癒着をたちきり、清潔な市政を実現するために市民とともに全力を尽くす決意である。

るものと考えています。

算定根拠は名古屋市に入った12億円だ

【江上議員】そもそも今回のような住民訴訟の弁護士報酬の請求がなぜ認められているのでしょうか。住民は、個人の権利利益を守るためではなく、市民全体の利益を守るために訴訟を起こしています。そして、その結果勝訴してもその利益は、名古屋市が得ます。住民訴訟を起こした住民は、委任した弁護士に対し、報酬を払わなければなりません。その基準は、日本弁護士連合会報酬等基準に基づくことは名古屋市も認めています。市に代わって住民が訴訟を行うのですから、その負担の「部を市が負うことが「衡平の理念」から必要だ、という判断から地方自治法上に条文があるのではないのでしょうか。問題は、いくらを基準にするかということです。条文で、「勝訴した場合において」「その報酬額の範囲内で相当と認められる額」とし、「『相当と認められる額』とは、弁護士活動の対価として必要かつ十分な程度として社会通念上も適当な額」といわれています。住民が訴訟を起こさなければ、12億円余のお金は市に入りませんでした。住民は、この12億円余を基準にしています。それに対し、名古屋市は、住民訴訟は不正をただすもので、経済的利益は算定不能としています。そして、その場合の基準額として、

800万円としています。ここから196万円という弁護士報酬を算出しています。これでは、談合による不正額がいくらでも800万円を基準にしてしか支払われず、住民訴訟の弁護士は手弁当程度で弁護し、事実上住民訴訟を否定するものではないでしょうか。市長としていかがお考えでしょうか。

算定根拠が市の考えと違うから控訴する（市長）

【市長】本市は、弁護士報酬額の算定について、日本弁護士連合会が示していた「報酬規程」による、「経済的利益の額が算定不可能な場合」に基づいて行うべきと考えている。

しかしながら、今回の判決では、本市の主張が受け入れられておらず、また、報酬額も著しく高額なことから、他の上級審の判例なども踏まえて控訴しようとするものです。

したがって、住民訴訟の制度を否定するものではない。

住民訴訟があったからこそ12億円が入ったのだ

【江上議員】納得することはできません。住民が立ち上がったからこそ12億円余が名古屋市に入ったのです。そのことをふまえた対応を求めます。

《 参考 》 さとう典生議員が予定していた反対討論

【さとう議員】日本共産党名古屋市議団を代表して、ただいま議題となっております、弁護士報酬請求事件の控訴について、反対の立場で討論します。

この裁判の本質は「住民が本市に代わって裁判を起こし、12億5千万円のお金を取り戻したことをどう評価するのか」「そして、その行為に報いて、弁護士報酬をどれだけ払うのか」という点にあります。

しかるに、本市は最高裁判例などに固執し、損害がハッキリしないから800万円を基準に報酬を計算し、196万円しか払わないという態度であります。

これに対して、名古屋地方裁判所は、弁護士の損害賠償事件での働きを高く評価し、実際に返還させた金額をベースに判断しつつも、公益のためだったからと30%減額して、6,300万円余を報酬額と算定した上で、さらに、一部は棄却されたりしたからと、

その60%にあたる3,800万円が妥当と判断したものであります。

市民の目から見て、このいずれが、妥当であるのか。私はハッキリしていると思います。名古屋市に代わって12億円余の貴重な市民の税金を取り戻してきたのに、196万円、報酬が0.16%ではあまりにもひどいのではないのでしょうか。

地裁の裁判官が判断した3,800万円は通常の計算をそのまま認めたわけではなく、30%を減額し、さらにその60%を報酬にすべきとしたものであり、取り戻した金額から見ればわずか3%です。

本市はいたずらに裁判を引き延ばすのではなく、この判決を受け入れて、控訴を断念すべきであると指摘して、討論を終わります。

※名古屋市議会ではすべての議案に対して討論を行っていません。おおむね一回の議会で1回の討論を行い、理事会で可否を決めます。

議案外質問(9月20日)

新斎場建設は住民の納得と合意で／金城ふ頭のモノづくり文化交流拠点構想は撤回を／守山市民病院の産科をなくすな 山口きよあき 議員



港区への新斎場建設について

地元の理解と納得は得られたと考えているのか

【山口議員】港区への新斎場建設計画を名古屋市が公表してから4年がたちました。この計画は、民間がすすめる土地区画整理事業で生じる保留地を市が買い取り斎場を建設するというものです。すでに今年8月に市の都市計画変更が決定され、現在、土地区画整理組合の発足に必要な地権者の同意集めが行われています。

市内に複数の斎場を整備する必要性は理解しますが、斎場という施設の性格上、その建設には一般の公共施設にもまして、十分な地元の理解、納得と合意が必要です。地元の理解を得るために、市当局はこの4年間、それなりの努力を重ねてきたとは思いますが、その結果、地元の学区連絡協議会は、「苦渋の決断」で受け入れを表明しました。それでも「市長の顔が見えん、本丸御殿のことばかりで、斎場のことは地元まかせではないか」との声がくすぶっています。

一方、建設予定地の地元町内会は依然、反対の態度を崩していませんし、周辺の住民には未だに強い異論があります。名古屋市の事業の進め方に、賛成反対の双方から不信の声が出ています。地元の合意形成が不十分なままでは斎場建設はできません。

そこで市長にうかがいます。あなたは斎場建設について、地元の理解と納得はすでに十分得られたと認識しているのですか。お答えください。

不安をもつ人もいるので、説明会などに努める(市長)

【市長】現在、八事斎場一カ所で市民の火葬需要に応えているが、今後の火葬需要の増加や東海・

東南海地震などの大規模災害に備えるため、新斎場の整備が急務となっている。将来にわたる万全な火葬体制を築くために新斎場の整備は何としても実現しなければならない。

これまで、学区連絡協議会などを通じ、南陽学区をはじめ地域の皆さんに新斎場の建設計画への理解に努めてきた。名古屋市全体の立場から、新斎場建設計画の受け入れを決断していただいたことに心から感謝している。地域の皆さんの中には、新斎場建設に不安を持っている方もみえるので、引き続き、説明や情報提供に努めたい。

区画整理組合の同意書は関係者の納得で

【山口議員】斎場建設の前提は、組合施行の土地区画整理事業です。区画整理は、地権者の財産権を制限するものでもあり、法律では組合発足には地権者の3分の2の同意が必要としています。名古屋市は、より多くの同意が望ましいとの立場で、組合の認可にあたり地権者の8割以上の同意が必要と指導してきました。

地元町内の過半数が賛成しなければ地権者の8割からの同意は得られません。つまり地権者の同意が集まるか否かは、斎場計画に対して、住民の理解と納得が得られたかどうかを判断するうえで、重要な指標なのです。

ところで名古屋市は、区画整理組合についての許認可権を持つ一方で、斎場建設の推進をはかる立場にあります。事業推進の立場で、同意が得られたか否かを公平公正にジャッジできるのか、との声があります。当然の疑問です。

市長、区画整理組合の認可にあたり、地権者の同意の有無を公平に判定するために、第3者機関の設置など、関係住民みんなが納得できる仕組みを整えるべきではありませんか、お答えください。

市の責任で公正にすすめる (市長)

【市長】新斎場は土地区画整理事業で生み出される保留地を取得して整備を進めるので、新斎場の整備と区画整理は車の両輪であり一体不可分のものだ。新斎場の整備を進めるためにも、土地区画整理事業を進めるためにも、土地区画整理組合の早期設立を期待している。地権者をはじめ地域の皆さんには、この事業の趣旨を十分にご理解いただきたい。

土地区画整理組合の認可は、市の責任で公正に行っていきたい。市は、新斎場の整備とともに地域の皆さんの長年の夢である質の高い新しいまちづくりが実現できるよう努めていく。

新斎場問題は誰もが納得できるように(要望)

【山口議員】「不安をもつ人もいるので引き続き説明に務める」と言われました。議会への陳情が何回も出され、都市計画審議会でも少くない慎重論があり、現地には反対ののぼりや看板もたくさん出ています。地域の理解はまだまだ十分ではなく住民の不安は解消されていません。「質の高い新しいまちづくりに努力する」とも言われたが、まちづくりに向けて、地域のみなさんが心を一つにして取り組める状況ではまだありません。

斎場は人生の最後をしめくくるおごそかな施設です。施設の性格にふさわしい建設の仕方があります。その前提は、地域のみなさんに、心から理解・納得していただくことです。合意形成が不十分なままでの見切り発車は許されないと、強く指摘しておきます。

市長はまた、斎場整備と区画整理は、「車の両輪」と言いましたが、これがより事態を複雑にしています。斎場整備にとってもいま最大の焦点は、区画整理組合の発足に地権者の8割の同意が得られるか否かです。

本市は、「組合の早期設立を期待する」が、「認可は本市の責任で公正に行う」、との答弁でしたが、ほんとに両立できますか。市長の姿勢、当局の動きを市民はきびしく見えています。8割の同意が必要という姿勢をしっかりと堅持し、住民の合意形成の判断は、誰が見ても納得できる方法で行うように重ねて要望しておきます。

金城ふ頭における「モノづくり文化交流拠点構想」について

なぜ金城ふ頭なのか

【山口議員】「産業技術未来博物館」から名称が変わった「モノづくり文化交流拠点構想」が、金城ふ頭で計画されています。民間の力も借りるが市は100億円の支出を予定します。しかし市内には既にいくつものすぐれた民間の産業博物館が存在し、モノづくり文化を交流する場になっています。そして産業技術やモノづくりの原理をわかりやすく伝える本市科学館も改築されます。この時期に本市があえて新たな交流拠点をつくる必要はありません。

また金城ふ頭では、いまでも活発に港湾作業が行われています。貨物が増え、廃止予定だったコンテナターミナルも再稼働しています。モノづくり文化交流エリアに想定されている岸壁及びその周辺は、完成自動車の保管施設、自動車専用岸壁として、新車・中古車合計で年間約35万台が取り扱われる名古屋港の一大輸出拠点です。岸壁にずらっと並ぶ完成自動車の群れは、地域の産業を象徴する、名古屋港を代表する光景のひとつです。今年3月、自動車の保管や積み込みを取扱っている二つの業界団体からも、金城ふ頭内での自動車専用岸壁とそれに直結する自動車保管施設を、引き続き一体的に使用させてほしい、との強い要望が名古屋港管理組合に出されました。

この地域のモノづくりに対する市民の理解を深めるのが構想の目的ならば、この現に動いている港そのものを見学してもらえば良いではありませんか。なぜわざわざ産業活動の拠点をつぶすのか。金城ふ頭は、都市再生緊急整備地域に指定されたし、あおなみ線も通したので、無理してでも開発しなければいけないのでしょうか。港ではまず港湾本来の機能こそ優先す



べきです。

モノづくりを物流面で支えている関係者の声も無視し、モノづくりを名目にして金城ふ頭を産業拠点から交流拠点に変えるというのでは、本末転倒ではありませんか。なぜあえて金城ふ頭なのか、総務局長、お答えください。

「懇談会」の議論などを参考にした(局長)

【局長】候補地の選択は、昨年度、構想案策定のため開催した「モノづくり文化交流懇談会」の議論などを参考に、地域性、将来の展開の担保、良好なアクセス、街づくりなどへの波及、などから検討対象地として金城ふ頭を選択した。

具体的に構想の展開を考えている場所は、名古屋港港湾計画で、物流ではなく、多くの人々の交流活動を推進することで賑わい作りや活性化をはかることを目的とした「交流厚生用地」を中心に考えている。

モノづくりの発展にどう役立つのか

【山口議員】構想には「この地域が脈々と育んできた“モノづくりの技術・文化”を後世に引き継いで行く」ことをめざすとあります。それならば構想も指摘している「市内の事業所数・従業員数はともにここ数年減少している」事態こそ問題です。この構想で、市内のモノづくりは活性化しますか？事業所や従業員の減少に歯止めがかかりますか。私にはそうは思えません。

モノづくりの支援には、文化交流拠点づくりに税金を注ぎ込むより、市内の中小企業、地場産業を直接支援する方が、よほど有効な税金の使い方です。

この構想がモノづくりの発展に具体的にはどう役立つのか、答弁を求めます。

モノづくり技術の継承や各産業界の活性化に繋がる(局長)

【局長】国やその他の関係機関、民間企業、NPOなど幅広い方々が参加し、多様で多彩な展開を図っていくことで、モノづくり技術の継承や各産業界の活性化に繋がる。この構想の推進が、長期的な視点から、この地域の継続的な発展のために重要なことだ。

モノづくり文化拠点構想は撤回しかない(意見)

【山口議員】あまりに抽象的な答弁で、この構想がモノづくり、産業振興にどう役立つのか理解できませんでした。金城ふ頭は更地ではありません。さかんに活動している物流の現場です。ここをつぶしてまで、つくろうというのに、あまりにも漠然とした効果しか説明できない。百億円かかることだけ、はっきりしていますが、どんな効果があるかは具体的に言えない。局長の確信だけに百億円もかけることはできません。この構想を撤回するよう強く求めます。

守山市民病院の分娩受け入れ廃止と市民病院の産科医療について

守山市民病院の産科を守りぬけ

【山口議員】守山市民病院にこの夏、一枚の掲示が張り出されました。「当院は平成20年3月末をもちましてお産の対応を中止することになりました。ご迷惑をおかけしますがご理解ください・・・。」私は理解できません。

先日は奈良県で、妊婦がいくつもの病院をたらい回しされ流産するという事件が起きましたが、とても他人事とは思えません。

市内の産婦人科のある病院数は1996年(平成8)の50カ所が、現在では30カ所にまで減りました。その病院のなかでも「出産は月10件まで」などの厳しい状況があります。「里帰り出産しようと思ったが病院が見つからない」「遠い病院しか予約できず、容体が急変したら不安」といった市民の声は切実です。産科のある病院の市内配置をみると、名東区はゼロです。一つだけが東区、西区、瑞穂区、熱田区、港区、天白区、そして市民病院だけの緑区、守山区、と8区です。新たに守山を空白にするのが市民病院再編計画なのですか。

市民病院再編計画では、守山と城西では出産の受け入れをやめ、城北病院に医師を集約し、二次

産科のある病院の市内配置

ゼロ	名東区
1カ所	東区、西区、瑞穂区、熱田区、港区、天白区、緑区、守山区 (緑区、守山区は市民病院)

救急に対応する周産期医療のセンター病院にします。しかし拠点病院への集約化では問題は解決しません。県の周産期医療協議会の議事録には「近隣の市民病院などが産科を閉鎖した影響か患者が集中し、正常分娩の受け入れを制限しないと、ハイリスク分娩を請け負う拠点病院本来の役割が果たせない」「正常分娩が可能な施設が減少し基幹病院に負担を集中させるには無理がある。行政は対策を」など現場の悲鳴があふれています。

通常の出産を受け持つ病院の充実とセットでないと、センター病院はその役割が果たせないのです。この点で、守山市民病院の産科入院廃止をふくむ病院再編計画は、時代の変化・要請に対応できない計画だと言わざるをえません。

民間では対応できない分野、採算があわない部門を担うのが公的医療機関の役割と言うのなら、産科の医療こそが、公的な対応が必要な、市民病院がしっかり担う必要がある分野になってきたのです。もちろん医師不足は国の悪政の結果です。国の医師数抑制政策をあらためさせることが第一です。それを前提に以下数点、健康福祉局長に答弁を求めます。

まず、守山市民病院でのお産対応を復活し、あわせて、地域医療の切り捨てと一体ですすめる病院再編計画は見直すべきです。「子育てするなら名古屋で」と胸を張るためにも市民病院の産科を守り抜くとはっきり宣言してください。

そして産婦人科医師をはじめスタッフ確保のためには、安心して働き続ける病院のモデルになるような待遇、労働条件の改善をはかることが必要です。市民病院での改善方向を示してください。

医師確保が困難。拠点病院との連携で(局長)

【局長】現在の市立病院では、5つの病院にそれぞれ産婦人科医を配置し、産婦人科の入院に対応しているが、ここ数年、守山市民病院始め市立病院での産科入院は減少傾向にある。

また、病院で勤務する医師の厳しい労働環境など、産婦人科医師を希望する医師が減少し、市立病院でもその確保が困難となりつつある。

産婦人科医療は、市立病院整備基本計画において、西部医療センター中央病院に医療機能を集約し、周産期医療の充実を図るとともに、産婦人科

の365日24時間二次救急医療に取り組む。このことが、市民に、安心・安全な産婦人科医療を提供することになる。

守山市民病院での分娩は、平成20年4月より中止しますが、グループ化を図る由る東市民病院や城北病院を始め、地域の医療機関とも連携し、安心して出産できる場の確保に努める。

なお、産婦人科医の処遇は、今年度産科当直手当の引き上げなどを実施したが、医師確保の観点から、引き続き処遇改善に努める。

助産師の力を生かせ

【山口議員】いま各地では、病院内や病院隣接地に助産所を設置するなど、助産師の力をフルにいかして通常分娩に対応する動きもすすんでいます。医師不足をカバーするため市民病院では助産師の力をどう活かすつもりなのか、最後にうかがって第一回目の質問を終わります。

研究したい(局長)

【局長】助産師は、現在、城北病院で助産師外来を実施し、妊婦健診や保健指導など一定の役割を担っている。今後も、助産師と医師との役割分担などについて、研究したい。

市民病院再編は見直し、市民を守れ(要望)

【山口議員】あくまでも現在の再編計画に固執するという答弁でしたが、これでは守山のみなさんはじめ、市民も安心できません。医師不足を仕方がない前提として、拠点病院への集約化で対応しようという発想そのものを見直すべきです。

議事録の一部を紹介しましたが、患者の大病院指向が強いなかでの集約化では、拠点病院の運営も遠からず困難になる可能性が大です。

困難の大元は、国のまちがった医療政策です。私たちはもちろん国に政策転換を求めています。私たちはもちろん国に政策転換を求めています。私たちが、病院管理者である市長からも、国へ対し、医療費と医師数を抑制する路線を根本から転換するように強く働きかけるよう、強く要望して私の質問を終わります。

議案外質問(9月21日)

後期高齢者医療制度の見直しを／緑地保全対策の推進を

田口一登 議員



後期高齢者医療制度について

高い保険料を容赦なく年金から「天引き」

【田口議員】後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を現在加入している国民健康保険や組合健保などから切り離して被保険者とする独立した医療保険制度であります。この制度は、来年4月から始まりますが、いまだに多くの人の中身を知りません。一方で、中身を知った人からは、不安の声があがっています。そこで、後期高齢者医療制度の問題点を指摘しつつ、本市として少しでも改善ができないかという立場から、健康福祉局長に数点お尋ねします。

第1は、保険料についてであります。

保険料は、年金額が月額1万5千円以上の人は年金から天引きされます。厚生労働省の試算では、年金収入が208万円の人を基準に平均で月額6,200円とされていますが、葬祭費や保健事業なども保険料で賄わなければなりませんので、実際の保険料はもっと高くなるでしょう。愛知県後期高齢者医療広域連合は、市民団体の照会にたいして、国保並みに5万円の葬祭費を支給するとすれば、月額250円の保険料値上げになると回答しています。

問題は、75歳以上のすべての高齢者から保険料を取り立てようとするところにあります。現在、健保に加入している高齢者の大半は、扶養家族になっており、保険料を払っていません。また、本市の国民健康保険では、75歳以上の高齢者で保険料を払わなくてもよい人が少なくありません。7割ないしは5割の法定減額の対象となっている75歳以上の人に対して、保険料の均等割を免除する独自の減免制度があるからです。7割・5割減額の対象となるのは、一人暮らしでは年金がひと月14万円以下、二人暮らしでは16万円以下の世

帯です。後期高齢者医療制度は、こうした低所得者からも、容赦なく保険料を取り立てるものとなるのです。

さらに、将来の自動的な保険料値上げの仕組みが導入されたことも大きな問題です。保険料は2年ごとに改定されますが、後期高齢者の医療給付費が増えれば、保険料も値上げされます。しかも、この制度の財源割合は、後期高齢者の保険料10%、他の医療保険からの支援金40%、公費50%で始まりますが、後期高齢者の人口が増えるのに応じて、後期高齢者の保険料の財源割合も、引き上げられていくのです。

このようにこの制度は、75歳以上の高齢者から確実により多くの保険料を取り立てるという過酷な制度といわなければなりません。そこで、お尋ねします。

健保などの扶養家族になっている人、国保の75歳減免によって保険料を免除されている人など、現在は保険料負担のない人で、後期高齢者医療制度への移行にともなって、保険料を新たに負担しなければならなくなる人は、それぞれおおよそ何人か、明らかにしていただきたい。

75,000人が新たに保険料を負担(局長)

【健康福祉局長】広域連合が保険料額等を決定し、市町村はその徴収事務を行う。愛知県広域連合に加入する人は、全県で634,000人を予定し、名古屋市民は約208,000人を予定している。

このうち、これまで被用者保険の被扶養者で、新たに保険料を負担するのは、20,000人程度と推計している。この保険料は、経過措置として2年間、均等割の2分の1をとっている。

また、本市国民健康保険のいわゆる75歳減免の対象は約55,000人で、後期高齢者医療制度へ移行しても引き続き均等割保険料の7割ないしは5割が軽減される。

広域連合に低所得者減免の実施を求めよ。 本市独自の減免の実施を

【田口議員】後期高齢者医療制度でも、7割・5割の法定減額の対象となる低所得の高齢者にたいしては、本市の国保のように保険料の均等割を免除するなど独自の減免制度を設けて、新たな保険料負担が生じないようにすべきです。

そこで伺いますが、広域連合にたいして、こうした独自の低所得者減免の実施を求める考えはないのか。本市としても独自に減免制度を設けるべきではないのか。そのために後期高齢者医療制度にともなって創設される「特別会計」に、一般財源を繰り入れることは制度上問題ないと思えるが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

財源の問題で困難。市独自では制度上できない（局長）

【局長】後期高齢者医療制度では、法律により、低所得は、均等割額の7割・5割・2割が軽減される。また、その他特別の事情のある人は、広域連合が条例により保険料を減免することができる。

しかし、広域連合として県下統一の減免制度を実施すると、国民健康保険でも市町村ごとに減免制度が大きく異なっている、減免をするための財源がそれぞれの市町村の新たに負担となったり、又はそのまま保険料への上乗せとなってしまうなど、難しい課題がある。

保険料率をはじめ保険料の減免など、保険料の賦課決定に関することは、広域連合の権限に属することであり、市町村が独自に条例を制定し、減免を実施することは制度的に困難だ。

資格証明書の発行はやめよ

【田口議員】1年以上保険料を滞納すれば、保険証を取り上げられて、資格証明書が交付されます。年金から天引きされる人は、滞納しようがありませんので、滞納が生まれるのは、月額1万5千円未満の年金受給者です。

「資格証」となった人は、医療機関の窓口で医療費の全額を支払わなければなりません。医療なしでは生きていけない高齢者から保険証を取り上げることは、行政が命綱を断ち切り、社会的弱者

を見捨てるものであり、あまりにむごい仕打ちではないでしょうか。資格証明書の交付は中止することを求めるものであります。

資格証明書の交付要件は、「特別の事情」のない場合に限定されていますので、広域連合や市町村の運用によって交付を抑えることは可能です。資格証明書の交付は広域連合が行ないますが、保険料の徴収事務は市町村の事務です。「保険料を納付することができない特別の事情に関する届出」の受付も市町村が行なうことになっています。ですから市町村が、保険料の滞納者にたいしてどれだけ丁寧に相談にのるかが、資格証明書を交付するかどうかにかかってくると思います。そこで、お尋ねします。

本市としては「1人も保険証を取り上げない」「資格証明書は1枚も交付しない」という立場に立って、保険料の納付相談に丁寧に対応できる体制の構築や、「特別の事情」に関する柔軟な運用に努めるべきではないですか、お答えください。

負担の公平からやむなく行うが、丁寧に対応したい（局長）

【局長】「被保険者資格者証」は、あくまでも『保険料を納付する資力が十分ありながら、それでも特段の事情が無く長期間保険料を納付していただけない方』に対して交付するものであり、公平性の観点からやむを得ず行う。市では、保険料納付について相談をいただいた際に、一人一人の事情に合った、ていねいな対応をすることによって、保険料の確保に努めたい。

後期高齢者医療制度では差別的な診療報酬になる

【田口議員】政府は、後期高齢者とそれ以下の世代の診療報酬を「別建て」にし、後期高齢者の診療報酬は、包括払いにすることを検討しています。

「何をやっても同じ額」というのが包括払いですから、病院などは検査や手当などをやればやるほど赤字になります。包括払いになれば、高齢者は病院から敬遠されたり、治療内容を下げられたりするのではないのでしょうか。75歳以上という年齢で医療内容を差別するなどということは、世界に例がありません。

こうした後期高齢者の診療報酬の「別建て」、包括払いの導入には、本市としてきっぱり反対すべきだと考えますが、健康福祉局長の見解を伺います。

後期高齢者の心身の特性などを十分に考慮した診療報酬に（局長）

【局長】現在厚生労働省において、「後期高齢者医療制度の診療報酬体系」のあり方についての検討が進められており、骨子案がようやく今月初めに諮問機関に提示された。

骨子案の基本的な視点は、「後期高齢者の生活を重視した医療」「後期高齢者の尊厳に配慮した医療」「後期高齢者及びその家族が安心・納得できる医療」の3点と示されている。

今後、後期高齢者の心身の特性などを十分に考慮した診療報酬のあり方について検討される。

このまま実施できるような状況なのか（再質問）

【田口議員】答弁では、この制度のもとで新たに保険料を払わなければならない人が、健保などの扶養家族や国保の75歳減免の対象者など、約7万5千人にのぼることが明らかになりました。これは、後期高齢者の三人に一人以上であります。わずかな年金暮らしの高齢者からも、死ぬまで保険料を取り立てるとするのは、冷たい仕打ちといわなければなりません。本市として独自の保険料減免を行うべきです。それが、制度的に困難というのなら、制度そのものの全面的見直しを政府に求めるべきではありませんか。

そもそも後期高齢者医療制度のねらいは、医療費の抑制にあります。75歳以上の高齢者は、医療にお金がかかるから、健康保険は別枠にする。高齢者の病気は、簡単には治せないから、診療報酬も別建てにして、そこそこの医療でがまんしてもらおうというわけです。

日本共産党は、この制度の来年4月からの実施を凍結し、制度の全面的見直しを政府にたいして要求しています。

全国各地の広域連合からも制度の改善を求める声が上がっています。首都圏の一都三県の広域連合が厚生労働大臣に提出した緊急要望では、「広

域連合のみならず区市町村においても大きな不安を抱いている」と指摘し、国庫負担の増額などを要請しています。

そこで市長にお尋ねします。

後期高齢者医療制度について市長は、このまま実施してもよいとお考えでしょうか。実施にあたっての不安はありませんか。実施を凍結し、制度の全面的見直しを政府に求める考えはありませんか、お答えください。

万全の準備ができていない状況ではない（市長）

【市長】後期高齢者医療制度は、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかり易い制度とすることで、「国民皆保険制度」を堅持し、将来にわたって安心して医療が受けられるようにするための必要な制度改革である。

平成20年4月の制度の開始までに時間がなく、制度周知が十分に進まないこと、国からの制度設計の提示が、介護保険制度の開始の時と比べても大幅に遅れていることなど、万全の準備ができていないと言える状況ではないことは事実だ。しかし、施行まで残り半年となった現在、この制度を円滑に実施できるよう、関係機関と協力しながら、国や件への要望を行うとともに、市民への周知をはじめとして、さまざまな課題の解決に向けて、今後も最大限の努力をしたい。

なお、国や県への要望は、現在、私どものかかえる不安についてきちんと説明し要望したい。

実施の凍結・見直しを（意見）

【田口議員】市長は、「介護保険のときよりも遅れている」「万全の準備ができていないと言える状況ではない」と言われた。不安については課題を整理して国に意見を述べるといった。いまこの制度を来年4月から実施するには課題や問題があるわけで、ここは来年4月からの実施を凍結し、全面的見直しを政府に求めるべきです。仮にそれでも実施するというなら、市として独自の減免制度などの対策を講じるべきだ。



緑の保全について

緑地保全地域の指定を

【田口議員】都市における緑地は、いうまでもなく身近な自然とのふれあいの場として、住民にやすらぎやうるおいをもたらすとともに、ヒートアイランドの緩和など大きな役割を果たしています。ところが、名古屋市内では、平成2年から平成17年の15年間に、中村区一つ分に相当する面積の緑が失われています。その主な原因は、民有地である農地や樹林地の宅地化などによるものです。

いかにして、民有地における緑地を保全していくのか。その有効な手法の一つが緑地保全地域制度であります。緑地保全地域制度とは、里山など都市近郊の緑地を都市計画で指定し、一定の規制のもとで緑を保全する制度です。この制度の導入にあたっては、土地所有者の理解と協力が不可欠であることなど、検討すべき課題が少なくないとは思いますが、本市の「緑のまちづくり条例」にも掲げられていますので、地域の指定に向けた具体的な検討が進められることを期待しています。

そこで、緑政土木局長に伺いますが、緑の保全のために、緑地保全地域の指定に向けた具体的な検討状況についてお聞かせください。

調査し、制度導入に関する条件整理をしている(局長)

【局長】緑地を保全する方策を平成18年2月に名古屋市長の審議会に諮問して、同年11月に答申をえた。この答申では、「良好な景観と生物の多様性が保たれ、ヒートアイランドの緩和機能を持つ民有樹林地について、新たに都市緑地法に規定する緑地保全地域制度の導入を進めていくことが必要」とされ、この答申を受けて、市内東部に残されたまとまりのある樹林地を対象に、その現状について調査し、制度導入に関する条件整理を行っている。

天白区平針南学区内の樹林地の保全を

【田口議員】昨年11月、名古屋市長の審議会から緑地の保全について、答申が出されました。この

答申の中では、「10～100ha程度の比較的中規模なまとまりをもつ樹林地が市東部に散在しており、「これらの樹林地のうち、……自然度の高い区域を緑地保全地域の候補地として選定し、指定の是非を検討すべきである」とされています。私が住んでおります天白区内には、比較的中規模なまとまりをもつ樹林地が散在しており、その一つとして、平針南学区内にある民間樹林地を紹介したいと思います。平針運転免許試験場の西側に10数haの樹林地が広がっています。そこは起伏に富んだ地形で、ため池もあり、樹林地に隣接して水田が残されており、里山的な景観を有しています。また、尾根伝いの獣道は、整備されるならば、自然とふれあえる散策路となるでしょう。しかし、この樹林地でも民間による宅地開発が進んでおり、緑が失われつつあります。そこでお尋ねします。

ただいま紹介したこの樹林地を緑地保全地域の候補地の一つとして選定し、指定に向けて土地所有者の理解と協力を求める考えはありますか。また、その際には、市民緑地制度も取り入れることによって、地域の人たちも自然に親しみ、土地所有者にも税の優遇などのメリットをもたらす方策も合わせて検討すべきだと考えますが、緑政土木局長の答弁を求めます。

緑地保全地域の候補地になる可能性がある(局長)

【局長】議員ご指摘の樹林地は、十数ヘクタールのまとまりがあり、緑地保全地域の候補地となる可能性があるかと認識しております。

緑地保全地域制度は、特定の区域の土地利用に規制をかけるものであり、土地所有者の意向を把握し、理解をえることが重要で、制度導入に当たっては、充分留意していく。

また、市が土地を借りて、地域に親しまれる良好な緑として公開する市民緑地制度の導入も、今後検討したい。

早急に選定を(要望)

【田口議員】緑の保全については、緑地保全地域の候補地を早急に選定して、指定作業に入るよう要望しておきます。

議案外質問(9月26日)

大型スーパー進出規制への駆け込みを許すな／建物の高さ規制にも駆け込み／徳山ダム導水路はムダ・不要

さとう典生 議員



工業地域や準工業地域への大規模集客施設の立地規制について

規制直前の建て替えは本来の法の趣旨に反する

【さとう議員】大店立地法になってから、大型店の出店で周辺への交通渋滞や、既存中心市街地の商店街がシャッター通りになるなどの大問題を引き起こし、全国で見直しを求める声が拡がり、都市計画法が改正されました。この11月30日から準住居地域、第2種住居地域、工業地域について、1万㎡以上の大規模集客施設すなわちスーパーなどの立地が制限されることになりました。

この法律施行を前にして、西区の工業地域にある「ワンダーシティ」の建て替え換えが行われようとしています。延べ床23万㎡、中部地区で最大になるといわれ、8月27日に営業を停止し、解体作業にとりかかる計画です。その建築計画をめぐって、近隣マンションからクレームがきました。これまでは平地の駐車場だったのに目の前に立体駐車場が建築されるので困る、

「位置をずらして」ということです。説明会で業者側は「今から設計変更しては間に合わない」「今建て替えないと未来永劫建てられない」と法制度では特例があるのに、それを隠した説明で住民を説得しようとしたと聞いています。どうしても11月30日の法施行前に着工するという、いわゆる駆け込み建築です。

規制が開始される前の移行期間中にこうした行為を行うのは本来の法の趣旨に反すると考えますが、どう認識しているのでしょうか。住宅都市局長にお尋ねします。

「駆け込み」も法律上は適法となる（局長）

【局長】いわゆる「駆け込み」については、法律上は、法施行までの間は、従前の規定への適合で適法となる。

準工業地域でも駆け込み建設が

【さとう議員】法律では規制されなかった準工業地域について、市独自に規制するために現在手続きが進められています。今後、条例改正などの手続きが行われ、来年8月頃から規制対象になると聞いています。

その準工業地域でも、規制前に大規模集客施設を建てようという動きがあります。南区の「住友電工の跡地」です。ここは「ダイヤモンドシティ」と豊田ホームの100mを超える超高層マンション計画が5年ほど前に発表されましたが、土壌汚染問題や住民の反対などで現在まで延びていました。最近、店舗部分の面積を2万4千㎡に縮小し、マンションも当初の計画を横にした14階建て、横100

◆大規模集客施設の立地に対する新たな制限

都市計画法及び建築基準法の改正による見直し			名古屋市の素案
用途地域	店舗等の床面積制限		名古屋市の素案
	現行	改正後	
第一種低層住居専用地域	50㎡超不可	50㎡超不可	50㎡超不可
第二種低層住居専用地域	150㎡超不可	150㎡超不可	150㎡超不可
第一種中高層住居専用地域	500㎡超不可	500㎡超不可	500㎡超不可
第二種中高層住居専用地域	1,500㎡超不可	1,500㎡超不可	1,500㎡超不可
第一種住居地域	3,000㎡超不可	3,000㎡超不可	3,000㎡超不可
第二種住居地域	制限なし	10,000㎡超不可	10,000㎡超不可
準住居地域		制限なし	制限なし
近隣商業地域			
商業地域			
準工業地域	10,000㎡超不可	10,000㎡超不可	10,000㎡超不可
工業地域			
工業専用地域	不可	不可	不可

これらの規定は、平成19年11月30日に施行される予定

20年秋ごろ予定

※ただし、立地が制限される地域でも、大規模集客施設の立地を可能とする地区計画制度として「開発整備促進区を定める地区計画」が新たに設けられている。

mに変更し、住民説明会を開いています。

このような駆け込みに対して本市がどのような対応をとるのが問われています。名古屋市が制度導入を前に行ったアンケートでも、名古屋市民の半分は「大規模集客施設は不要だ」と答えています。私はこの市民の声に答えて、名古屋市は新たな設置を認めるべきではないと考えます。準工業地域への立地が規制された後は、開発促進区と定め、地区計画を作れば、進出ができる特例があります。その取り扱い基準では「周辺住民の理解を得ること」などが定められます。「住友電工の跡地」は立地規制前であっても、この基準に沿って、「住民の理解を得た地区計画」にすべきであり、本市として、開発者に指導なり、協力を求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。住宅都市局長にお尋ねします。

指導できる根拠が弱い（局長）

【局長】準工業地域における規制は審議会の答申にも至っていない状況であり、指導等を行う根拠は弱いと考える。しかし、事業者において、法施行前でも、法改正の趣旨を理解し、計画内容ができるかぎり都市構造や周辺環境に影響の少ないものとし、かつ地元住民の理解も得て進めるよう、市としても協力を求める。

高度地区の拡充について

規制の周知徹底で不適格建築物の根絶を

【さとう議員】近年、市内ではマンション建築をめぐる紛争が増えています。当局資料でも平成16年度30件、平成17年度29件となっています。階数をめぐるものが平成17年では26件にもなりました。昨年10月末に当局は中心部をのぞき高度地区を全市に拡充する方針を明らかにして、この3月にはパブリックコメントを実施しました。そろそろ都市計画案が発表される時期です。都市計画審議会での承認を得て来年6月頃には施行されると聞いています。建築紛争を一定防止したり、都市景観上からも、積極的意味はあると評価するものです。

ところで、規制されるまでの一年あまりの間に

建設されるマンションの高さはどうなのでしょう。調べましたら、4月から8月までの調査では12棟が来年からの高さ制限に違反して既存不適格建築物になります。今後も、このような、いわゆる「駆け込み建築」が行われるのは間違いありません。

私が相談を受けた建築紛争があります。守山区の本地住宅の南に14階建てのマンションが建つというので、日影になるみなさんが業者に階数を下げてと要求しています。この地域は来年6月以降は10階までしか建てられません。このマンションは建築中に6月を迎え、建築途中から違法な建物になるわけです。そして、分譲時には買い手に「高さ制限に違反した建物である」と説明しなければなりません。話し合いの場でそのことを指摘されると業者は「知らなかった。知っていれば土地は買わない。役所が不親切だ」と答えました。

緑区でも15階建てマンションをめぐる紛争になっていて、相談を受けましたが、ここも規制後は違法状態になります。

これらの例では、高層マンション建築で周辺住民に日照被害を与え、その一方でマンションの購入者は違法建築物に住むことになり、こちらも被害者になるわけです。マンション業者は利益を得て、「さようなら、後は知りません」と言うわけで、こういうことが許されるのかと憤りでいっぱいです。

高度地区の導入をめぐつても、駆け込み建築が横行しているといわざるを得ません。そこで、住宅都市局長にお尋ねします。本市として「高度地区の拡充について」不動産業界や建築士会などにきちんと説明、周知して、今後導入しようとしている規制にあわせて、建築するよう指導し、協力を求めるべきではないのでしょうか。

周知に努めてきた（局長）

【局長】素案を本年1月に公表し、広報なごや特集号の配布、6回の一般説明会、2回の関係業界への明会の開催などを通じてその周知をはかってきた。1月末から2か月間のパブリックコメントを実施、3月には公聴会を開催し、これらの中でいただいた意見に対する見解書を8月に公表した。

駆け込み建築にはペナルティを課せ

【さとう議員】一定の期間を定め、たとえばパブリックコメントが終わった、4月以降に建築された既存不適格建物については「次の立て替え時に既存建物の特例を認めない」というペナルティーを課すべきと考えますがいかがでしょうか。

法的に難しい(局長)

【局長】現在は、都市計画案の作成前の段階であり、素案での指導や都市計画決定前のペナルティは法的に難しい。今回の案は市民、事業者へ大きな影響を与えることから、今までも周知を図ってきたが、高度地区拡充の趣旨を理解してもらえるよう、なお一層の周知に努めたい。

地域に影響がないように努力を(要望)

【さとう議員】法施行前は適法だというのはそのとおりです。しかし「目の前ですぐに違法状態になるのを見過ごしてよいのか」というのが命題で、できるなら、法が予定する姿になるように行政が努力することと、開発事業者も協力する中で、よりよいまちづくりが行われるのだと思います。

答弁では「計画内容をできるかぎり都市構造や周辺環境に影響の少ないものとし、かつ地元住民の理解も得て進めていただけるよう、市としても積極的に協力を求めている」とのことでした。是非その立場でがんばって欲しいと思います。

準工業地域について、「審議会答申前で、指導など行う根拠は弱い」とのことでしたが、



11月5日に都市計画審議会が予定されています。その場で答申ができれば、指導する根拠ができるわけで、その場合にはおなじように協力を求めているように強く要望しておきます。

高度地区についても、都市計画案になれば、それ以降は「指導やペナルティーの対象にするのは可能」と考えておられるようなので、是非努力していただきたいと思います。

木曽川水系連絡導水路について

導水路事業で水道料金へ影響がでないのか

【さとう議員】先般、徳山ダムから木曽川までの導水路の事業計画が発表されました。その説明を聞いて、まず、思ったのは「とにかく徳山ダムを造った以上、水を引いてきて、その水を使う」ことを至上命令にした計画なのだ、ということです。しかも、長良川を経由して、一部の水を持ってくると言うことで、今まで何かと批判的であった「長良川河口堰の水利権」を使うことまで展望に入れた計画で、「転んでもただでは起きない」とはこのことです。

その結果、上下二本の水路を作ることになり、本市の負担金も当初は82億円が120億円にふくらむことになったわけです。さらに、工業用水の取水施設として4億5千万円が必要です。

問題は果たしてこの施設をこれだけのお金を使って作る必要があるのかということです。もう一度振り返って、徳山ダム事業への参加について検証する必要があると思います。名古屋市の水源はどうなっているのかということです。一言でいって、実は名古屋市の水源にはずいぶん余裕があります。

平成17年7月の経済水道委員会で上下水道局は業務指標の試算と評価を発表しました。その中で水源利用率をみると、本市は47.3%、東京都の70.8%など他都市と比べて大変低い数値になっています。全国と比較すると名古屋の水は「余裕たっぷり」ということが数値としてハッキリ現れたと思います。

徳山ダム本体で本市は539億円を負担しなければなりません。また、減価償却費は55年間経費を押し上げ、水道事業の収支が悪化します。そして、

今度はその水を引いてくるという導水路事業です。ムダの上にムダを重ね借金を増やし、経営悪化で料金値上げという形で市民生活に影響を及ぼすのではないかと心配せざるを得ません。

そこで上下水道局長にお聞きします。徳山ダム本体事業および今度の導水路事業参加によって、将来、水道料金が値上げされるのではないかと危惧をしていますが、いかがでしょうか。

経営努力によって対応する（局長）

【局長】木曽川水系連絡導水路につきましては、平成16年10月に「徳山ダムに係る導水路検討会」を設立し、国土交通省中部地方整備局、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市で協議をしてきた。8月22日の検討会で、導水路事業計画の概要が中部地方整備局より提示された。現在、総事業費や本市負担額が適切であるかを精査している段階であり、事業経営に与える影響は、この精査の結果をもとに検討する。いずれにしても、徳山ダムおよび導水路事業によって発生する費用は、様々な経営努力によって対応すべきものだ。

導水路事業から撤退を

【さとう議員】いまからでも、この導水路事業から撤退するべきであります。いかがでしょうか。

水道の安定供給を図るためにぜひとも必要（局長）

【局長】近年木曽川においては少雨化に伴ってたびたび渇水が発生し、一昨年夏にも市民に節水を

お願いした。このような事態を回避し、都市活動や市民生活を支える水を安定的に確保するため、徳山ダムおよび導水路事業に参加している。さらに、導水路事業を契機に長良川河口堰で開発した水も合理的に利用できるよう働きかけている。

導水路事業は、名古屋の将来を見据えた上で、水道の安定供給を図るためにぜひとも必要なものだ。

水は有り余っている。中止を（意見）

【さとう議員】答弁では「一昨年夏にも市民に節水をお願いした」とのことですが、水圧を少し下げて対応でき、市民にはほとんど影響がなかったと思います。とにかく名古屋の水は一度も断水したことはありません。

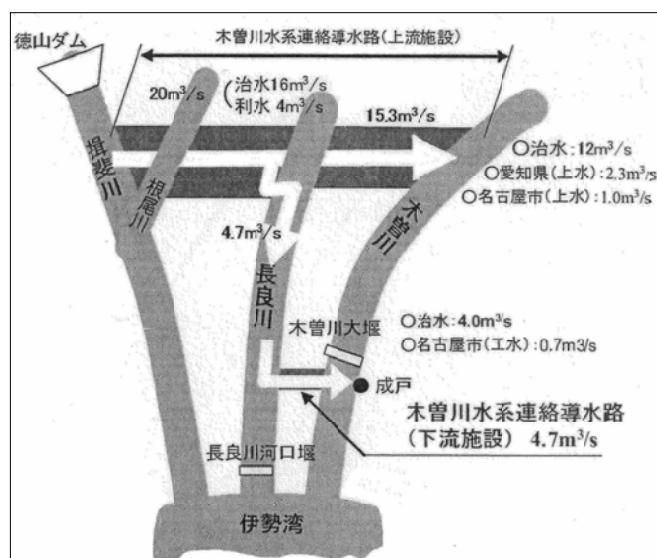
渇水に備えて莫大な費用をかけてダムを造らなくても、市民の協力で節水すれば済むことです。

ところで、これまで水需要予測の件で当局は、渇水になっても1日あたり過去最大給水量124万トンを確認するため、徳山ダムをふくめて193万トンの水利権が必要と説明してきたと思います。

しかし、実際には「渇水の際は、その直近の最大給水量を基準にして」取水制限を行うことになっているそうです。最近では110万トンが最大ですからそこから取水制限をされるのであれば、水利権の量そのものはあまり関係なくなるのではないのでしょうか。

そうであるならば、借金をしてダムを作ったとしても、何の役にも立たない、そもそも話の前提が全部崩れることになるわけです。

だったら、なおのこと導水路を作る必要性は全くないといわざるを得ません。いまからでも中止すべきだと改めて指摘して私の質問を終わります。



木曽川水系連絡導水路の費用負担（単位：億円）

	費用	用途	国	岐阜県	愛知県	三重県	名古屋市
上流施設	880	治水	402.2	29.3	130.2	12.9	
		利水			186.3		119.1
下流施設	10	治水	6.0	0.4	1.9	0.2	
		利水					1.5
合計	890	治水	408.2	29.7	132.1	13.1	
		利水			186.3		120.6
		計	408.2	29.7	318.4	13.1	120.6

各常任委員会の概要(補正予算案等の質疑)

2007年9月議会 委員会日程表(補正予算 条例改正等)

日時		委員会					
		総務環境	健康福祉	財政教育	土木交通	経済水道	都市消防
9/26(水)	10:30	質疑(市長室)	質疑(福祉)	質疑(財政)	質疑(土木)	質疑(経済)	質疑(住都)
9/27(木)	10:30	質疑(総務)	総括質疑(福祉)	質疑(教育)	総括質疑(土木)	総括質疑(経済)	質疑(消防)
9/28(金)	10:30	総括質疑(市長室)	所管事務調査 (万博の衛生対策)	総括質疑(財政)	総括質疑(土木)	総括質疑(経済)	総括質疑(住都)
10/1(月)	10:30	所管事務調査 (EXPOエコマネー)	所管事務調査 (市大病院の地域連携)	総括質疑(教育)	所管事務調査 (バリアフリー化)	所管事務調査 (緊急雨水整備計画)	総括質疑(消防)
10/2(火)	10:30	意思決定	意思決定	意思決定 所管事務調査 (工事契約)	意思決定	意思決定	意思決定

補正予算の主な内容

区分	事 項	金 額	財 源	説 明
一般会計 歳出の補正	障害者就労支援奨励金の支給	5,320万円	県費 2,660万円 一般財源 2,660万円	障害者の就労を支援するため、就労系施設等の利用者に対し、奨励金を支給
	障害者共同生活介護・共同生活援助事業費助成	2,546万円	県費 1,173万円 一般財源 1,273万円	小規模のケアホーム・グループホームに対し、運営の安定化やサービス水準維持等のため、事業費を助成
	乳幼児・小学生医療費の助成	1億9,193万円	県費 3,104万円 諸収入 445万円 一般財源 1億5,643万円	乳幼児・小学生医療費助成の所得制限を撤廃し、入院医療費の助成対象を小学6年生までに拡大
	一般不妊治療費の助成	8,000万円	県費 4,000万円 一般財源 4,000万円	一般不妊治療に要した自己負担額の2分の1を年5万円を限度に助成
	計	3億5,060万円	特定財源 1億1,483万円 一般財源 2億3,577万円	歳入のうち 一般財源は前年度繰越金を充当

◆財政福祉委員会 9月26～28日 わしの恵子議員

障害者の負担軽減策を実施-名古屋市

報酬単価の引き上げなど根本解決を国に求めよ

自立支援法で障害者が大変

障害者自立支援法によって障害者や授産施設等の事業所は、重い自己負担や低い事業報酬に苦しめられ、改善が求められていました。

こうした中で名古屋市は9月補正予算案において、国・県の方針を受けて「障害者就労支援奨励金の支給」と「障害者共同生活介護・共同生活援助事業費助成」を盛り込みました。



負担軽減策に一定の効果

わしの議員は「これらの施策は障害者の負担軽減、事業所への支援として賛同はできるが、根本的には国の施策である報酬単価の引き下げや日払い化によって、事業者収入が減収となり経営や職員の労働条件が悪化している。市はどう考えているのか」とただしました。当局は「事業報酬が月額から日割りに変更され、事業所の運営が厳しくなったのは認識している。国の特別対策で、06年度の収入が05年度の80%未満の事業所には90%の所まで保障する。さらに

国に報酬単価の抜本策を求めている」と答えました。
わしの議員は「国へ抜本対策をぜひ求めてほしい」と要望しました。

自民党議員からも、「障害者が自立して生活するという視点から見ると175円が適当なのか」、「わしの議員の言うとおりの障害者の立場に立って」との発言も出されました。

生活介護型施設での就労も支援を

わしの議員は、今回の就労支援奨励金の対象になっていない生活介護型施設で働いている障害者への支援についてただし、「施設への支援とは別に、同じように働いている人が就労支援金を受けられるよう市独自に拡大を」と求めました。

障害者支援事業の概要

事業名	障害者就労支援奨励金の支給	障害者共同生活介護・共同生活援助事業費助成
概要	- 支給額：利用者1人当たり 175円／日 - 実施時期：07年7月1日遡及適用 (09年度までの時限措置)	- 支給額：事業所に対し利用者1人当たり ケアホーム 700円／日 グループホーム 400円／日 - 実施時期：07年7月1日遡及適用 (09年度までの時限措置)
対象者・効果	- 対象は110事業所2,100人 - この支給で「低所得1」（非課税世帯で本人収入80万円以下の人）は事業所の月額負担上限額3,750円を賄うことができ、利用料が無料に。「低所得2」の方も月額負担上限額6,150円の半分を、課税世帯で本人が市民税非課税の方には月額負担上限額9,300円の3分の1を賄うことができる。	- 対象は35事業所149人 - 自立支援法によって施設におけるホームヘルパーの利用ができないなかで、身体介護する世話人や食事介助をする生活支援員を配置することを助成する。

◆教育子ども委員会 9月26～28日 山口清明議員

子どもの医療費無料化 さらなる制度拡大で子どもの健康支援を

教育子ども委員会は、9月26日、28日、子どもの医療費無料化の制度拡充に関する条例改正案などについて審議しました。

「所得制限は、なじまない」

今回の子どもの医療費無料化の制度拡充は、来年1月から所得制限を撤廃するとともに、入院無料化を小学校卒業まで拡大するというものです。所得制限撤廃は、市民の長年の願いであり、運動の成果です。

山口清明議員が「いままで市は『医療費助成は経済的支援策だ』として所得制限を行ってきたが、その性格を変えたのか」とただしたところ、子ども青少年局は「平成12年に、県が一部負担金と所得制限を導入しようとした際に、市として所得制限を導入することを決めた。医療費助成は経済的支援の側面が強いが、子育て支援に本格的に取り組むうえで、子どもの健康を第一に考える立場から所得制限を撤廃した」とこたえました。

山口議員は「医療費は支払能力に関係なく支出が必要となる。他にも所得制限のある施策があるが、子育て支援に所得制限はなじまない」と主張しました。

通院医療費無料化の拡大を

また、来年度からの国の医療制度改定で7億7千万円、県の制度拡充で8億8千万円の市の財源が浮くことがあきらかになりました。山口議員は「アレルギー疾患など、長期間通院しなければならない現代的な子どもの病気も多い。子どもの健康支援というなら、早期発見・早期治療のために通院医療費無料化の拡大も急ぐべきだ」と求めました。

また山口議員は、入院給食費など保険外の費用への助成についても検討するよう求めました。

国・県の制度改正に伴う影響額
(今回の改正後。単位：億円)

	影響額	左の財源
国の医療制度改定	△8.5	市 △7.7 県 △0.7 他 △0.7
県の制度拡充		市 △8.8 県 8.8

主な議案に対する会派別態度(補正予算案等)

1、当局提案 15件(条例案:12件、補正予算案:1件、一般案件:3件)

議案名	各会派の態度								結果	備考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
名古屋市市税条例の一部改正	○					○	○	○	可決	地方税法の一部改正で、法人課税信の引受けを行う個人について法人市民税を課することなど
名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正	○								可決	泉法の一部改正で、泉の利用許可を相続人等が承継する審査手数料を定める
名古屋市立中央看護専門学校条例の一部改正	○								可決	学校教育法の一部改正に伴い、規定を整理する
名古屋市乳幼児医療費助成条例及び名古屋市小学生医療費助成条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	所得制限を撤廃し、対象を小学6年生まで引き上げる
名古屋市立学校設置条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	港区の福田小学校分校を独立し、福小学校とする。区画整理に伴う大高小学校の住所変更。
名古屋市入学準備金条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	学校教育法の一部改正に伴い、規定を整理する
乗合自動車乗車料条例及び高電車乗車料条例の一部改正	○								可決	学校教育法の一部改正に伴い、規定を整理する
名古屋市手数料条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	の電算化に伴い、気ディスクをもって調されたに録する事項を証明した書面等の交付に係る手数料について、規定を整備する
安心・安全で 適なまちづくりなごや条例の一部改正	○	○	○	○	○		○		可決	学校教育法の一部改正に伴い、規定を整理する
名古屋市開発行為の許可等に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○		○		可決	都市計画法の一部改正に伴い、規定を整理する
名古屋都市計画事業下之一南部土地区画整理事業施行条例の一部改正	○	○	○	○	○		○		可決	下之一 南部土地区画整理事業の事務所を市役所から現地に変更する
名古屋市建築基準法施行条例の一部改正	○								可決	建築基準法施行規則の一部改正に伴い、規定を整理する
平成19年度名古屋市一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○		○		可決	補正後の額 979,340,603千円 補正額 350,603千円
契約の結(西区役所及び西保健所改築工事)									可決	火構造地上5階地下1階、延11,124.17㎡。22億1,436万3,900円で 中・土屋・ヒメノ特別に。完成予定 平成21年11月30日。
指定管理者の指定									可決	田コミ ティセンターは 田学区公民会に、有コミ ティセンターは有学区連絡協議会にそれぞれ指定管理者を指定する
市道路線の認定及び廃止									可決	徳重北部第1号線始め48路線を市道として認定し、広路第16号始め6路線の一部又は全部を廃止する

賛成 反対 / 共: 日本共産党 民: 民主党 自: 自民党 公: 公明党
 名: 名古屋市会自民党 ネ: 市民ネット 社: 社民党・ローカルパーティ ク: 民主党クラブ

2、追加議案

議 案 名	各会派の態度								結果	備 考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
教育委員の選任					○		○		同意	(1945年生、守山区。名古屋大学文学部卒。中日新聞常務取締役名古屋本社代表代理、マスコミ卒の人選)
訴えの提起（新南陽工場住民訴訟に係る弁護士報酬請求事件の判決に対する控訴）					○		○	○	可決	新南陽工場住民訴訟で住民が勝訴し、12億5千万円が名古屋市に入りました。そのときの弁護士費用として1億2千万円余の支払いを名古屋市に求めている裁判で、名古屋市は196万円を主張し、9月27日の判決で3800万円となりました。市はこれが不当だとして控訴。

3、議員提出議案

議 案 名	各会派の態度								結果	備 考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の一部改正	○	◎	◎	◎	○	○	○	○	修正可決	現行条例では対象施設に福祉施設等で不十分さがあり各地で紛争を起こしているのでその対策を提案。与党案は施設を。共産党は施設拡大と当事者の拡大を提案。各会派の議案を持ちり協議し、不十分な部分はあるものの、一定の前進ができたものとして与党案をベースに修正を加えて1本化し賛成。 （共と名の案は議運に出され、各会派に配布されましたが本会議には出ません。）
名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の一部改正					◎				一本化	
名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の一部改正	◎									
名古屋市政務調査費の交付に関する条例の一部改正	◎								取り下げ	議運で協議してきましたが、民主党の態度がまったくあいまいのまま推移し、最終的に、11月議会をめどに決めたいと言う言を信じて取り下げました。
議員派遣（メキシコ市姉妹都市提携30周年 念公 代表団）	○				○		○	○	可決	10月28日～11月7日。メキシコシティ3日（公行事は2日間）、その後マイアミ、ホームステッド、 ストン、 ークを視察調査5日間。公問と関係ない視察が大半なので共産党は不参加。梅村子（民主・議長）、おくむら文（民主）、 場章（自民）、ひざわ（公明）、横利明（名自）の5人。議長・各党団長。
議員派遣（北米視察団）					○		○	○	可決	任期中1回の海外視察。10月19日～27日。ーク、ワシントン、モントリールへ、動物園、博物館、公共交通などを調査。うえぞのふさえ、うかい美、おかどめ 広、 安、 野平、 本ひろき、 部将、渡辺房一（以上民主8人）東、中里高之、ふじた和、水平かずえ（以上自民4人）加藤、木下優、小島、田辺一、長谷川由美子（以上公明5人）の計17人。

◎ 提案者 賛成 反対 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市会自民党 ネ 市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

請願採択を求める討論(10月3日)

**38万人を15万人に減らす「療養病床の廃止・削減」の中止を求める請願は、ぜひ採択を
うめはら紀美子 議員**



【梅原議員】ただいま議題となっております請願第9号「療養病床の廃止・削減の中止を求める意見書提出の請願」の採択を求めて討論致します。この請願は、現在の療養病床38万床を、15万床まで削減しようとする、政府の計画の中止を求めるものです。都道府県は、来年3月までに削減計画を具体化しなければならないことになっています。

厚労省調査でも6割が退院不可能

厚労省が、全国約6000の医療機関を対象に、今年3月にまとめたアンケートでは、療養病床の入院患者のうち、
やたん 引などが必要な患者や人工
使用などで退院不可能な患者は6割を超えています。

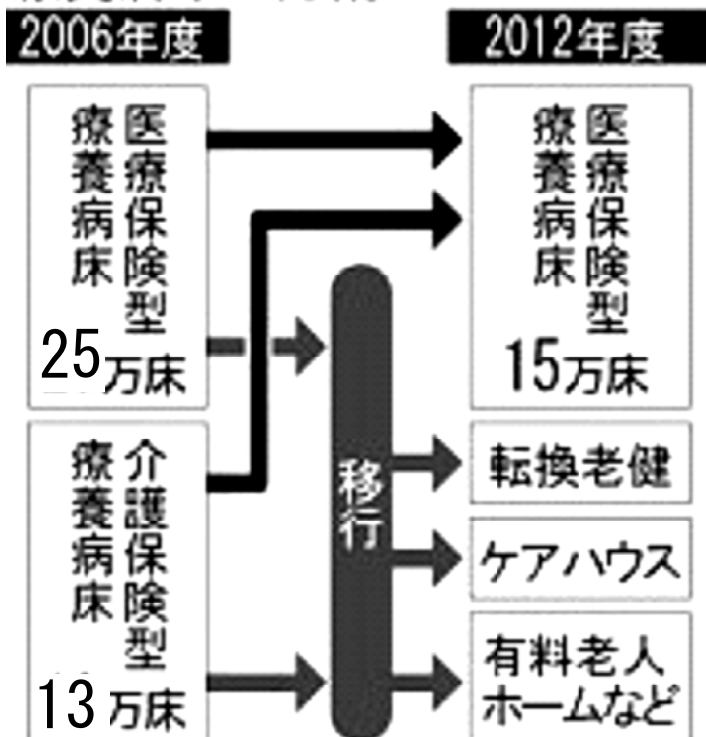
自宅介護は不可能と9割

別の調査では自宅での介護は不可能と考える家族は9割にのぼっています。その理由は、「容態が変化した時に対応できない」が最も多く、「自宅設備に不安」「自分自身も高齢だ」と続いています。療養病床の患者の病状が仮に安定していても、管を
に入れて 養を る経管 養や床ずれの処置など医療関係者しか出来ない行為が多いからなのです。

療養病床から追い出すな

このままでは行き場のない医療難民・介護難民が、大量発生することになるのではないのでしょうか。入院ベッドから療養中の高齢者を追い出さないために、この請願の採択を心から
びかけて討論を終わります。

療養病床の再編



請願・陳情審査の結果(7月～9月)

請願新規分 (6月定例会で受理され、9月議会開会までの委員会で審議されたもの。
保留や打ち切りになったものは9月議会の本会議で採決は行われません。)

請願 号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考 (委員会)
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
平成19年 第6号	日豪EPA/FTA交渉に関する請願	食とみどり、水を守る愛知県労働市民会議	1 米、小麦、乳等の重要品目を除外し、受け入れられない場合は、交渉を中断するよう意見書を 2 農産物・貿易交渉は、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立するよう意見書を	共民社が採択を求めたが自公が保留を主張								保留	土交 2007. 9.12
平成19年 第7号	マックスバリュ太閤店の出店見直しを求める請願	マックスバリュ店の出店を考える会	1 都市計画道路を前提とした計画の再提案と説明会の開催を 2 24時間営業をやめるよう指導を 3 出店の見直し指導を	大店立地審議会と名古屋市などの動向を見守る								保留	経水 2007. 7.31
平成19年 第8号	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋市学童保育連絡協議会	1 (1) すべての土曜日にも実態にして前中から補助を (2) 助成対象児童を小学校の4・5・6年生まで拡大を。児童福祉法にそって4年生までは、早く拡大を									保留	教子 2007. 8.7
平成19年 第9号	療養病床の廃止・削減の中止を求める請願	愛知県民主医療機関連合会	療養病床の廃止・削減を行わないよう意見書を	○	●	●	●	●	●	●	●	不採択	財福 2007. 9.10
平成19年 第10号	後期高齢者医療制度に関する請願	愛知県民主医療機関連合会	1 国の財政負担割合を引き上げるよう要請する 2 低所得者は保険料及び窓口一部負担金の減免を行うなど、十分な配慮を 3 資格証明書の発行を行わない 4 広域連合の運営は、明性の確保、情報の公開を	○	●	●	●	●	●	●	●	※	財福 2007. 9.10
				○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	打ち切	
平成19年 第11号	国民健康保険・介護保険・福祉医療制度の改善を求める請願	愛知県社会保障推進協議会	1 国保料の引上げや減免制度の改悪をしない。資格証明書の発行をしない 2 軽度の要介護認定者への車いすや介護ベッド等の与を独自に継続する。食費や居住費の自己負担に独自の助成制度を 3 障害者医療費無料制度の所得制限を廃止し、精神障害者2級・3級も対象に	○	●	●	●	●	●	●	●	不採択	財福 2007. 9.10
												保留	
平成19年 第12号	福祉医療制度の改善を求める請願	愛知県社会保障推進協議会	対象を小学校卒業まで拡大し、所得制限を廃止する									保留	教子 2007. 8.7
平成19年 第13号	△コ多糖症の治療に必要な国内未承認薬の承認迅速化等を求める意見書提出に関する請願	築港心臓病の会	1 国内未承認薬の承認までの期間の縮小の意見書を 2 国内未承認薬の承認申請者がいない場合の供給施策を 3 超希少難病に関する国内未承認問題の抜本的解決に新制度を	○	○	○	○	○	○	○	○	採択	財福 2007. 9.10
平成19年 第14号	△コ多糖症に関する意見書提出を求める請願	築港心臓病の会	新生児スクリーニング等、患者の早期診断技術の開発推進を									保留	教子 2007. 8.7

賛成 反対 打ち切 委員会に議席なし／ 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市民会 民：名古屋市会 自：名古屋市会 民：名古屋市会 自：名古屋市会 公：公明党
名：名古屋市会 民：名古屋市会 自：名古屋市会 民：名古屋市会 自：名古屋市会 公：公明党

請願 号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考 (委員会)
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
平成19年 第15号	妊婦健診費用の補助を 求める請願	新日本婦人の会 愛知県本部	妊婦健診費用の補助を拡大し、 14回まで無料に									保留	教子 2007. 8. 7
平成19年 第16号	アレルギー疾患、特に アトピー性皮膚炎を学 校病に指定することを 求める意見書提出に関 する請願	新日本婦人の会 愛知県本部	アレルギー疾患、特にアトピー 性皮膚炎を学校病に指定を									保留	教子 2007. 8. 6
平成19年 第17号	子どもの医療費無料制 度の対象年齢を中学校 卒業までに拡大し、所 得制限を廃止するこ とを求める請願	新日本婦人の会 愛知県本部	1 中学校卒業まで拡大を									保留	教子 2007. 8. 7
			2 無料制度の所得制限廃止を										
平成19年 第18号	30人以下学級の実現を 求める請願	新日本婦人の会 愛知県本部	1 名古屋市立の小・中・高校に30 人以下学級の計画的な実施を									保留	教子 2007. 8. 6
			2 各学級には常勤の教員配置を										

賛成 反対 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市委員会 民 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

※9月10日の財政福祉委員会では、国の制度だから、といって「不採択」となりました。しかし、その後国民の大きな運動の中で高齢者負担増に対する批判が強まり、政府も負担軽減を表明。市会としての意見書案をまとめる段階で、後期高齢者医療に関する意見書を提出するのなら今の時期にふさわしい内容でと協議し、意見書がまとまりました。（別項参照）

10月3日に意見書を可決するに当たり、与党が同じ内容の請願を委員会で不採択にしていたため、請願の採決（日本共産党が本会議で採決するよう求める、異議申し立てをしていました。）をしないで委員会への差し戻しを提案し、再協議の形で取りやめました。

陳情新規分（6月定例会で受理されたもの）

陳情 号	陳情名	陳情者	陳情項目	各会派の態度と結果								備考
				共	自	民	公	名	ネ	社	ク	
平成19年 第4号	安心安全で快適なまちづ くりを求める陳情	南区住民	大同 水路の有効利用、大江川への 断面積26平方メートルの の 設、 中 水路の断面縮小の代替措置、 水 ンブ所・千 公園における ン ブアップにより、大江川の北側の958 、南側の2258 、東側の2409 の計 5625 で床上・床下 水しないように、 1時間60ミリの降雨に対応する雨水の処 理をする								審査打切 (趣旨実現)	経水 (2007. 7. 31)
平成19年 第5号	名古屋市が管理する河川 敷公園内のグラウンドにお いて、電池式ラジコン飛 行機を滑空させることを 目的とした有料使用を許 可することを求める陳情	電動パークプレ イッククラブ	名古屋市が管理する河川 公園内の グラウンドにおいて、電池 ラジコン 行機を滑空させることを目的とした有 料使用を許可する								聞きおく	土交 (2007. 9. 12)
平成19年 第6号	民間児童養護施設に交付 されている民間社会福祉 施設運営費補給金につい て、理由が不明で要綱上 理解できない多額の積立 金の返還を求める陳情	緑区住民	民間児童養護施設の民間社会福祉施 設運営費補給金の積立金について、正 当な理由での財源なのか、使途計画等 の過去の経過を調査し、積立金を返還 させること。また、それまでの間、積 立金の取崩し措置を停止させ、新年度 の交付を停止する								聞きおく	教子 (2007. 8. 7)

賛成 反対 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市委員会 民 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

請願・陳情

9月議会に受理されたもの

9月定例会には下の請願・陳情が受理されました。審議は10～11月の閉会中委員会で行われます。

◆請願

請願 号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第19号	平成19年 10月9日	補装具の利用者負担の市独自の 軽減を求める請願	瑞穂区住民	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産) のりたけ 勲仁(ク)
障害者自立支援法が施行され、各種サービスの利用者負担が原則1割の定率負担となった。 補 具は、物によっては高価なものもあり、例えば、姿勢を保つための 子では60万円、車 子では100万円近くかかる場合もあるところ、これらが、一定の所得以上では全額自己負担となった。また、 などがいて同じ時期に補 具をつくる場合の軽減措置もなくなった。そのため、大幅に負担が増えた家庭が生じている。 国による軽減措置はあるものの、福祉サービスと補 具でそれぞれ別に利用者負担の月額上限が設定されているため、補 具が必要な障害児（者）にとっては大きな負担となる。とりわけ発 途上の障害児については、身体の成長に伴い、大人よりも に補 具を購入する必要がある。 については、補 具を必要とする障害児（者）が安心して利用できるよう、次の事項の実現をお願いする。 1 障害者自立支援法施行以前と比べ、大幅な費用負担の増加がないように市独自の負担軽減をすること。 2 福祉サービス、自立支援医療及び補 具を同時に利用した場合の市独自の費用負担軽減策を考慮すること。 3 補 具の20歳未満の利用者については、市独自の費用負担軽減策を考慮すること。				
請願 号	受理年月日	請願名	請願者	陳情者
平成19年 第20号	平成19年 10月9日	精神障害者の医療費助成の拡充 を求める請願	名古屋市精神障害 者家族会連合会	斎藤まこと ちかざわ昌行(以上 民主) 藤沢忠将(自民) 田辺 雄一(公明) 丹羽ひろし(名自)
名古屋市障害者医療費助成条例では、身体障害者・知的障害者とも中度の障害者までが医療費助成の対象者とされている。しかし、精神障害者については、医療費助成の対象者が重度の精神障害者保健福祉手 1級所持者に限定されており、中度の2級所持者は対象者とされていない。 一方、障害者基本法や障害者自立支援法の考え方の大きな は、3障害の制度の一元化である。 については、障害者基本法等の趣旨に従い3障害同等の扱いとなるよう、次の事項の実現をお願いする。 1 精神障害者保健福祉手 2級所持者を障害者医療費助成制度の対象者にすること。				
請願 号	受理年月日	請願名	請願者	陳情者
平成19年 第21号	平成19年 10月11日	安心して守山市民病院で赤ちゃん を産めるよう求める請願	安心して守山市民 病院でお産をした いママの会 (2441名)	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産)
名古屋市は、守山市民病院を縮小し、2008年3月末をもって産科の分娩入院を廃止する計画を明らかにした。守山市民病院では、 年200人近くの赤ち んが生まれている。若い世代も増えて、人口が急増している守山区の市民病院でお産ができなくなるということは、他の区の病院に行って赤ち んを産みなさいということなのか。そうだとすれば、2人目の赤ち んを産むことが大変困難になる人が増える。自宅に近い病院で、家族と一 に安心して な赤ち んを産めるようにしてほしい。 については、次の事項の実現をお願いする。 1 守山市民病院の産科の分娩入院を廃止する計画を取りやめること。 2 守山市民病院で安心して赤ち んを産めるように、医師及び助産師の体制の充実を図ること。				

請願 号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第22号	平成18年 10月11日	守山市民病院の縮小再編計画の 見直しと充実を求める請願	地域医療を考え守 山市民病院を守る 会(6748名)	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産) 荒川直之 (ネ)

名古屋市は、平成15年12月に市立病院整備基本計画を策定した。この計画によると、守山区内 一の総合病院である守山市民病院は、簡易な手術を除いて入院・手術を行わず、赤ちゃんさえも産めない病院にされてしまうことになる。私たちは、周囲を川に囲まれ、災害時の大きな不安を抱えている守山区の特 性を無視するこの計画に、大きく異議を えてきた。その結果、広報なごや平成16年3月号に掲 されているように、健康福祉局長は「今後の社会状況などの変化を踏まえ必要に応じて見直しを検討していきます」という見解を示した。また、平成16年11月には請願を提出し、委員会で6回審査されたが、議員の任期満 に伴い審議未 となった。

守山市民病院を巡る社会状況は、この計画の策定以降大きく変化している。第一に、守山区の人口増加の問題である。守山区は市内でも出生率が高く、今後の 段味地域の区画整理の進 により、大幅な人口増加が見込まれている。第二に、災害医療活動拠点の問題である。愛知県は、災害拠点病院を従来の45万人に1か所から20万人に1か所へと増やす方向にある。川に囲まれた守山区内に災害時に対応できる病院は他に見当たらず、安心・安全で 適なまちづくりを目指す名古屋市が、守山市民病院を引き続き災害医療活動拠点と位置付け、第二次救急医療の完全実施をすることは当然である。

守山市民病院の縮小再編計画については、守山区の公職者会や区政協力委員協議会で計画見直しの意見が出されているほか、名古屋市民生委員・児童委員大会では、民生委員児童委員連 守山区支部から「守山市民病院を災害医療活動拠点病院として存続して欲しい」という要望事項が提出され、「災害医療活動拠点として各市民病院の医療体制等をさらに充実されたい」という要望事項が採択されている。守山市民病院の存続・充実を求める声は、区民の総意として一層高まっている。

さらに、守山区公職者会は、平成18年8月、市長に「守山市民病院は、地域に 着した総合病院として大きな役割を果たしており、地域医療サービスの低下を守山区民は容認することはできない。したがって、縮小計画の見直しをすること。さらに、外来棟の建て替えによる救急外来の完全実施と病院へのアクセスを確保する観点から、 段味、本地 、 方面などに巡回する 迎バスを運行すること。」等を内容とする要望書を提出している。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 守山市民病院の縮小再編計画を再検討すること。
- 2 守山市民病院を今後とも災害医療活動拠点と位置付け、必要な整備を行い、充実させること。
- 3 守山市民病院の救急医療体制を充実させること。

請願 号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第23号	平成19年 10月14日	守山市民病院に関する請願	地域医療を考え守 山市民病院を守る 会(6748名)	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産) 荒川直之 (ネ)

名古屋市は、平成15年12月に市立病院整備基本計画を策定した。この計画によると、守山区内 一の総合病院である守山市民病院は、簡易な手術を除いて入院・手術を行わず、赤ちゃんさえも産めない病院にされてしまうことになる。

しかし、守山区は市内でも出生率が高く、今後の 段味地域の区画整理の進 により、大幅な人口増加が見込まれているなど、守山市民病院を巡る社会状況はこの計画の策定以降大きく変化しており、守山市民病院の存続・充実を求める声は、区民の総意として一層高まっている。

また、守山区公職者会は、平成18年8月、市長に「守山市民病院は、地域に 着した総合病院として大きな役割を果たしており、地域医療サービスの低下を守山区民は容認することはできない。したがって、縮小計画

の見直しをすること。さらに、外来棟の建て替えによる救急外来の完全実施と病院へのアクセスを確保する観点から、段味、本地、方面などに巡回する迎バスを運行すること。」等を内容とする要望書を提出している。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1 守山市民病院に通じる道路を早急に整備し、巡回バスをらせること。

請願 号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第24号	平成19年 10月14日	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願	介護の充実を求め る会愛知連絡会	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産)

2008年4月から75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が実施されようとしているが、この制度は、病気の多い後期高齢者だけを集めた、世界でも例を見ない最悪の医療制度である。また、70歳から74歳までの医療費の負担割合を1割から2割に増やせば、病院へ行けない高齢者が増えることになる。

介護保険料と合わせて医療保険料を年金から天引きすれば、高齢者の生活費が不足し、医療及び介護サービスの利用を抑制することになり、高齢者の健康を害し、自 者を増やす危険がある。

ついては、市民の暮らしと健康を守るため、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

1 後期高齢者医療制度を中止・撤回すること。

請願 号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第25号	平成19年 10月14日	後期高齢者医療制度の保険料の 負担軽減措置を求める請願	愛知県社会保障推 進協議会 (18,959名)	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産)

2008年4月から発足する後期高齢者医療制度については、介護保険料と合わせると月1万円を超える保険料を負担することになることや保険料の長期滞納者は被保険者証の返還を求められ、医療費が全額窓口払いとなることなど、制度の内容や運営に対する不安の声が高まっている。

とりわけ、名古屋市では、国民健康保険制度において今まで75歳以上の高齢者に適用されていた保険料減免制度がどうなるのかといった不安の声が出ている。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1 原則75歳以上の後期高齢者医療制度の対象者に対し、保険料の負担について従来の国民健康保険制度並みの軽減措置を市独自に実施すること。

請願 号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第26号	平成19年 10月14日	広小路ルネサンス構想の実施に ついて、その猶予も含め、慎重に 対応することを求める請願	名古屋タクシー協 会	田中里佳(民主) 渡辺義郎(自 民) 長谷川由美子(公明) 丹 羽ひろし(名自)

広小路ルネサンス構想には、次に掲げる様々な課題があるため、平成20年度予算での事業の実施は時期 早との意見もあり、その実施に当たっては、さらに幅広く様々な意見を聴くなど、十分な時間をかけて検討する必要がある。

第一に、交通渋滞を きかねない点である。現在でも 通り、 屋大通り及び広小路通りの交通渋滞は何ら解決を見ていない。その上、広小路通りの車線を半減するという構想が実施されれば、周辺道路に交通渋滞の拡散を きかねない。

第二に、弱者に対する配慮が不足している点である。タクシーは、 道やバスの利用が困難な身体障害者の移動に不可欠な輸 手段として極めて大きな役割を担っている。広小路ルネサンス構想では、拡幅する・ 道にせせらぎをつくり、市民の いの場にするとされているが、それが実施されれば、これら社会的弱者の輸 活動に支障を来すことが 念される。

第三に、広小路ルネサンス構想を実施し、 ・伏見間で車線を減少させた場合の実験をせずに、道路整備を

先行する点である。これでは、広小路ルネサンス構想実施後の交通渋滞や乗客・物のについて、各輸業界が個々に対応せざるを得なくなるおそれがある。

第 に、深 におけるタクシーの ー に対する配慮が不足している点である。深 まで乗客の えない地域では、タクシーは帰宅する市民にとってかけがえのない交通手段である。広小路ルネサンス構想が現実のものとなった場合、 地域から帰宅するための交通手段の確保が困難になるおそれが多分にある。

第五に、タクシーベイが設けられていない点である。 側1車線の道路では、乗客を乗降させるためのタクシーの停車が交通渋滞を き、それがタクシーの乗入れを禁止する動きに結びつく 念がある。第 に、自転車の安全確保が困難な点である。自転車が車道を 行する場合はバスなどとの接 事 が 念され、さらに、自転車が 道を通行する場合、運転手が自転車から降りることを担保することは困難である。

第 に、災害時の対応に支障を来す可能性がある点である。広小路通りは、災害時に救急車両や物資を輸 する車両を優先的に 行させる緊急輸 路の対象路線に指定されているが、 側1車線の道路ではその機能が低下する可能性がある。また、高層火災の際、はしご車が対象の建築物に届かなくなる可能性もある。

第八に、広小路ルネサンス構想は一見交通公害による環境問題を解決する手段のようであるが、渋滞による 行時間及び 回による 行 離が共に長くなり、結果的に 気 スが周辺に拡散され、また、 回によりタクシー乗車料金が加算されることによる苦情が出ることが 念される。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 広小路ルネサンス構想の実施について、その 予も含め、慎重に対応すること。

◆陳情

陳情 号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成19年 第7号	平成19年 7月20日	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情	名古屋市学校事務職員労働組合(2,164名)
義務教育費国庫負担制度は、1953年に、 法・教育基本法で保障された教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として制定され、公教育の発展に大きく 与してきた。しかし、2006年の予算編成時には、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられるという結果になった。子どもたち一人一人に均等な学校教育が保障されるためにも、国の財源保障は大切かつ重要な義務であると考ええる。 さらに、学校事務職員・ 養職員の定数が削減されることが想定されるが、学校事務の多 ・ 雑化の中で、子ども・保護者・教職員の要望への 応性が 害されることは明らかである。 学校事務職員は、学校予算の効率的執行、施設・教 教具の整備充実等の上で、学校 養職員は、食文化を継承させながら、子どもたちに行き届いた教育を保障する上で、それぞれ大きな役割を担っている。教育をめぐる困難さが社会問題化している今日、学校で働く教職員がそれぞれの職種、役割により、協働してその成長発 展に責任を持っていくことは極めて重要になっている。私たちの願いは、どの子どもたちにも平等かつ豊かな教育条件を整備していくことであり、これは国民の願いでもある。 については、義務教育費国庫負担制度の意義を踏まえ、教職員定数を充実・改善させるため、次の事項の実現を国及び関係機関に働きかけるようお願いする。 1 学校事務職員及び学校 養職員を義務教育費国庫負担制度から除外せず、さらに職種枠の撤廃及び定数の力化をしないこと。 2 義務教育諸学校での30人学級実現、学校事務職員の実質的な定数改善となる方法で、 やかに新たな教職員定数改善計画を策定し、完結させること。 3 学校教育法第28条第1項ただし書にある、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができるとの文言を削除すること。 4 現状の地方交付税の基準財政需要額を引き下げることなく、教育に係る積算単価を大幅に引き上げること。			
陳情 号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成19年 第8号	平成19年 9月7日	安心安全で快適なまちづくりを求める陳情	南区住民
和49年頃の下水道整備により 水機能がなくなったとの判断で、大同 水路、大江川、中 水路の断面			

積が縮小された。しかし、水管がく、大雨になると路面水になる。そのため、東海雨では大同水路の側道と住宅地も300ミリから600ミリ程度水し、千学学区及び白水学区では1786が床上・床下水した。大江川の北側の958、南側の2258、東側の2409の計5625でも床上・床下水した。

大同水路については、平成12年11月に白水コミティセンターで約50人が出席して断面積の拡大を要望したが、市は、平成14年3月に同所で断面積のさらなる縮小を前提とした整備についての説明を9人の出席者に対して行い、断面積を縮小しても雨に対応できるとの判断で、断面積の縮小と上流部のせき止めを行った。また、市は、平成16年11月に「ご町内の皆様へ」という文書で工事の案内をし、設計図で説明をしたにもかかわらず、工事を取りやめた。請願の採択や地元の強い要望があったために断面積を縮小したということだが、仮にそうだとした場合も技術者は代替措置、損失補償、土地建物の評価損失を考えるべきである。断面積が縮小された今となつては、1時間60ミリの降雨に対応する雨水の処理をするのに名古屋城本丸御殿が10か所はできる位の費用が必要となる。

南区では、いまだに十分な雨水の処理がされていない。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 安全安心で適なまちづくりをするため次の方法で1時間60ミリの降雨に対応する雨水の処理をすること。
 - (1) 大同水路の断面積を昭和40年以前の大きさに拡大し、用地を有効利用すること。
 - (2) 大江川に断面積26平方メートル以上のを設け、大江川上流と水ump所でそれぞれ1時間18万立方メートルのumpアップをすること。
 - (3) 中水路の断面積を拡大すること。
 - (4) 千公園に3万立方メートルの水池を設け、1時間18万立方メートルのumpアップをすること。

陳情 号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成19年 第9号	平成19年 10月14日	保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書提出に関する陳情	『保険でより良い歯科医療を』愛知連絡会

歯や口の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが、厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証され、また、その結果として医療費を抑制する効果があることが、8020推進財団等の調査・研究で実証されている。

しかしながら、公的医療費の抑制により患者の自己負担が増大し、保険で歯科診療を受けにくくなっている。国民生活基調査によると、最も気になる状態として、「歯が悪い」が75万2000人、「歯ぐきのはれ・出血」が47万6000人、「かみにくい」が21万8000人と歯科疾患の自覚状態がある国民は144万6000人いるのに対し、治療を受けているのは95万9000人で、約3割が通院を控えている。国民は患者負担を減らしてほしいと切望している。

また、実質的に医療内容を左する診療報酬が過去3回続けて引き下げられ、保険でより良くかめる入れ歯をつくることや歯周病の治療・管理をしっかりと行うことが難しくなっている。その上、歯科では、金属床の入れ歯、セラミックを用いたメタルレンド、レー一治療等が通に行われているが、過去30年にわたり新しい治療法が保険の適用範囲に取り入れられていないため、保険の適用範囲を広げてほしいという声が、患者・国民の一の願いとなっている。

については、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増大させることなく、保険でより良い歯科医療を確保するため、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国会及び政府に提出されるようお願いする。

- 1 患者の窓口負担を軽減すること。
- 2 良質な歯科医療ができるよう診療報酬を改善すること。
- 3 安全で及している歯科技術に保険が適用されるようにすること。

意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された13件の意見書案について、議会運営委員会理事会で協議が行われ、1件が取り下げられたため、日本共産党の提案した意見書案も含め、12案件が適切な修正や調整を行って共同提案の合意が得られ、10月3日に議決しました。

意見書案に対する各会派の態度（議会運営委員会に提出された意見書案）

意見書案	原案提出	結果	各会派の態度				
			共産	民主	自民	公明	名自
割賦販売法等の改正に関する意見書(案)	民主	可決	○	○	○	○	○
雇用対策の拡充に関する意見書(案)	民主	可決	○	○	○	○	○
地方議会制度の充実強化に関する意見書(案)	自民	可決	修正	○	○	○	○
原爆症認定基準の見直しに関する意見書(案)	自民	可決	○	○	○	○	○
高齢者医療の負担軽減に関する意見書(案)	自民	可決	修正	○	修正	○	○
中小企業の事業承継の円滑化に関する意見書(案)	公明	可決	○	○	○	○	○
「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定に関する意見書(案)	公明	可決	修正	○	○	○	○
いじめ・不登校対策の充実に関する意見書(案)	公明	取り下げ	—	—	—	—	—
政令指定都市の県費負担教職員制度見直しに関する意見書(案)	名自	可決	修正	○	○	○	○
介護職員の人材確保に関する意見書(案)	名自	可決	○	○	○	修正	○
地域医療体制の充実に関する意見書(案)	名自	可決	修正	○	修正	修正	○
児童扶養手当の削減に関する意見書(案)	共産	可決	○	○	修正	修正	○
ムコ多糖症の治療に必要な国内未承認薬の承認迅速化等を求める意見書(案)	委員会での請願採択により	可決	○	○	○	○	○

○ 賛成 △ 保留
 ク字は可決された意見書 議運に提案された段階での態度
 が1つでもあれば議案として本会議に上程されません。
 共産：日本共産党 民主：民主党 自民：自民党 公明 公明党 名自：名古屋市会自民党

《採択された意見書》

割賦販売法等の改正に関する意見書

近年のクレジット取引拡大に伴い、クレジット取引を利用した悪質な 行為や利用者の返済能力を超えた過 大なクレジット契約などが社会問題となっている。

このような中、国においては、クレジット被害の防止に向けて割賦 法等の改正に関する検討を進めているところであり、クレジット被害の防止と取引適正化の実現のために実効性ある法令改正の方向性が示されることが期待されている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、割賦 法等の改正に関し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 クレジット事業者が 客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を含む実効性ある規制を行うこと。

- 2 クレジット事業者による加 店への調査を義務づけるとともに、無効の 契約等について、既払金の返還義務を含むクレジット事業者の民事共同責任を規定すること。
- 3 規制対象を限定している政令指定商 制を廃止するとともに、すべてのクレジット契約を法の適用対象とすること。
- 4 契約書型クレジットを扱う事業者を登録制にするとともに、クレジット契約に対する契約書面交付義務及びクーリング・ フ制度の適用範囲を拡大すること。

雇用対策の拡充に関する意見書

昨今、経済状況は回復傾向にあり、人口が減少する中、本格的な労働力不足時代が 来すると言われている。

しかし、大都市圏と地方との 用情勢の格差が拡大しており、地域の実情に応じた就労支援策の実施や用のミスマッ の解消に向けたより積極的な取り組みが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、 用対策の拡充を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 国・地方が行う 用施策の役割分担を明確化し、権限移譲を行うとともに、必要な財政措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が独自の職業相談・職業訓 ・トライアル 用・職業紹介を一 した体制で実施し得るよう十分な支援策を講ずること。

地方議会制度の充実強化に関する意見書

地方分権の進展に伴って、自治体の自己決定権がますます拡大する中で、二元代表制のもと二地方議会の役割と責任は極めて重要なものとなっている。

今後、地方議会が住民の代表機関としてその負 にこたえ、その機能を一層強力に発 していくためには、議会の権限をさらに充実強化していく必要がある。

地方議会制度については、第28次地方制度調査会答申に基づき、平成18年の地方自治法改正によって一定の改善が図られたが、地方議会がその機能をさらに強力に発 していくためには、なお一層の取り組みが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、議会の 集権や附属機関の設置などの権限制約的諸規定の緩和により、地方議会の充実強化を図るための抜本的な制度改正を行うとともに、地方議員を市民の直接選 によって就任する「公選職」として法上明確に規定するよう強く要望する。

原爆症認定基準の見直しに関する意見書

現在、原 被 者は全国で25万人以上存在し、その多くが高齢でさまざまな病気に苦しんでいると言われている。

現在、こうした原 被 者の中で厚生労働大臣から原 と認定された者については医療特別手当の支給制度があるが、その認定基準が非常に厳しいため、認定を受けている被 者は全体のごくわずかという状況であり、被 者に対する支援が十分とはいえないのが現状である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、原 被 者の立場に立った支援を行うため、現行の原認定基準を早急に見直すよう強く要望する。

高齢者医療の負担軽減に関する意見書

平成20年4月から、新たな医療保険制度として後期高齢者医療制度が開始される。この制度により」新しく賦課される保険料の負担は医療給付費の1割となるが、制度導入に当たり、これまで国はこの保険料

負担額を全国平均で月額6200円程度になると説明してきた。

しかし、保険料には医療給付費以外に、葬祭費、保健事業や審査支払手数料などに要する費用も加わることがこの説明の中で十分周知されていなかったため、実際の保険料額は当初示された金額を大きく上回るものと予想される。加えて、被扶養者にも新たに保険料の負担が課せられることになっている。

また、70歳から74歳までの高齢者の窓口負担は1割から2割に増額されることが予定されている。

こうした中、高齢者の窓口負担増の凍結が検討されていると報じられているが、早急に高齢者医療制度を見直し、高齢者に対する負担を軽減することが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、高齢者医療制度における医療費負担増を凍結し、窓口及び保険料の負担を軽減する措置を講ずるよう強く要望する。

中小企業の事業承継の円滑化に関する意見書

中小企業経営者の高齢化が進展する現在、日本経済を支える中小企業の 用や高度な技術の確保を図るために、その事業承継を円滑に行うことが重要な課題となっている。

このような中、平成19年度の税制改正大綱において、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する旨が明 されたところであり、今後は特に中小企業の円滑な事業承継の大きな障害になっているとの指摘がある相続税負担の減免措置拡充を初めとする事業承継の円滑化に向けた一層の取り組みが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、事業の継続を前提とした非上場 に係る相続税の減免措置の大幅な拡充を図るなど、中小企業の事業承継を円滑に行うために必要な措置を講ずるよう強く要望する。

「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定に関する意見書

近年、子どもを初め、地域住民を き込んだ 悪事件が市民に著しい不安感を与えている。

安全で安心して暮らせる地域社会を築くには、 罪の発生を抑止し治安を回復することが必要であり、それには 察の力に加えて住民みずからの防 活動を欠かすことはできない。現在、住民による活動が盛り上がりを見せる中、防 ランティア団体の活動を多 的にサ ートするための法律の制定が強く求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、「 罪に強いまちづくり」への自発的な取り組みや防意識の向上のための住民活動を、国や自治体が総合的かつ計画的に支援することを責務とする内容を盛り込んだ「地域安全・安心まちづくり推進法」(仮称)を早期に制定するよう強く要望する。

政令指定都市の県費負担教職員制度見直しに関する意見書

社会や子どもたちを取り く環境の変化により、現在の学校教育には課題が山積し、また、その課題にも地域差が存在していることから、地域での教育 一 に応じた質の高い教育施策を独自に実施していくことが求められている。

しかし、現在、政令指定都市における県費負担教職員については任命権を政令指定都市が有し、道府県が給与負担を行うという任命権者と給与負担者の不一致が生じているほか、学級編制基準や教職員定数に係る権限についても道府県が 有しており、政令指定都市は独自の教育施策を十分に行えない状況にある。

教育の分野において政令指定都市が主体的な教育行政を展開できるように県費負担教職員制度を早急に見直す必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、政令指定都市における教職員の給与費負担とそれに必要な税財源を移譲するとともに、学級編制基準や教職員定数の設定等の包括的な権限の移譲を行うよう強く要望する。

介護職員の人材確保に関する意見書

本格的な高齢社会を迎え、介護サービスに対する国民の ー や期待はますます高まり、今後必要とされる介護職員の安定的な確保が必要不可欠な状況となっている。

国は、介護・福祉分野の人 確保に関する指針を改正したところであるが、介護職員の現状は、給与水準が低く、厳しい労働環境などから離職率が高くなっており、介護制度が十分機能していくための人 確保が 緊の課題となっている。

よって、名古屋市会は、国及び政府に対し、介護 ー に対応するのに必要な人 を安定的に確保するため、マンパワーへの適正な報酬体系の確立や労働環境の改善を早急に図るよう強く要望する。

地域医療体制の充実に関する意見書

市民が安心して生活するためには、良質かつ適切な医療を安定的に提供するための地域医療体制の充実が必要不可欠である。

しかしながら、 が国においては、地域医療の担い手である医療従事者が、 米先進諸国に比べて不足しているのが現状である。また、近年の診療報酬改定では、技術料の引き下げやリハビリテーションに係る算定日数制限が行われるなど、地域医療の質の低下が危惧されており、早急に対応することが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、医療従事者の大幅増員を図るなど、医療の質を確保し、安心・安全な地域医療体制の充実に必要な診療報酬の引き上げ等の措置を講ずるよう強く要望する。

児童扶養手当の削減に関する意見書

政府は、2002年の児童扶養手当法改正に基づき、母子家庭に支給されている児童扶養手当について、手当受給期間が5年を超える場合、来年4月から最大半減する方針である。

今日、不安定 用の広がりや社会保障の改悪により、母子家庭の生活はますます困 している。母子家庭の収入は1世帯当たり平均212万円で一般家庭の平均589万円と比べて36%にすぎない。母子家庭の就業状況は、 時・パートが49%に上り常用 用が減少して、不安定 用がふえている。さらに生活保護の母子加算の削減も行われようとしている。このように母子家庭の生活が、深 さを増す中で、こうした状況に配慮した政策が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、児童扶養手当の削減を凍結し、制度のあり方を再検討するよう強く要望する。

ムコ多糖症の治療に必要な国内未承認薬の承認迅速化等を求める意見書

難病患者の多くは、 状の改善を図り、悪化を防止する有効で安全な医 が に提供されることを望んでいる。

しかしながら、ムコ多 では、海外で承認されているにもかかわらず、 が国では未承認の医 が あるため、患者が生命の維持に必要な治療を十分に受けられず、 状の進行を食い止められない深 な問題が生じており、早急な対応が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 安全性の確保に十分留意しつつ、国内未承認 に関する審査の 化により申請から承認までの期間の を図ること。
- 2 国内未承認 に関する承認申請がない場合における当 の供給施策を早急に講ずること。
- 3 新生児スクリー ング等の患者の早期診断技術の開発を推進すること。
- 4 超希少難病に関する国内未承認 問題の抜本的解決を図るため、新たな制度を創設すること。

2006年度決算に対する反対討論(10月17日)

市民負担増を当然といい、大型事業を優先、教育や福祉をないがしろにした決算は認められない

山口きよあき 議員



【山口議員】平成18年度一般会計決算について、日本共産党名古屋市議団を代表して、認定に反対の立場から討論します。

増税などで格差と貧困が拡大

昨年度は、自民・公明政権によって、国民に定率減税の半減など重い増税と負担がのしかかり、格差と困の広がり誰の目にも明らかになった年でした。

その一方で、法人市民税は910億円になりました。景気が回復したのなら大企業の減税こそまず改め、応分の負担を求めるべきです。減税前の水

準に戻せば、本市に入るはずの法人市民税は、あと237億円も増え、市民への負担増は必要なかった、との試算もあります。

ところが名古屋市は、国の悪政にはモノを言わず、市民にだけ、増税にさらに車をかける数々の負担増を押しつけました。その項目をただで討論時間を超えてしまいます。そこで以下3点にしばって反対理由を述べます。

低所得者に大きな影響、85億円の市民増税

第一に、市民に重い負担をかぶせ、とりわけ社会的に弱い立場の市民に対し、冷たい仕打ちを行ったことです。

個人市民税の増税は85億円。なかでも課税所得200万円以下の階層からの税収が大きく増えました。低所得者に、より重い増税だったのです。介護保険料は4割も値上げです。年金が月額1万5千円にも満たず、保険料の天引きできない低所得者のなかで滞納者が5千人を超え、さらに介護が必要な人には、重い負担を課す「制裁」まで加えられました。

国民健康保険の保険料も上がり、多くの滞納者を生み出しました。加えて保険証を取り上げられた市民は、前年の36%です。

救うべき社会的弱者に対し制裁を加える、これが行政のやることですか。

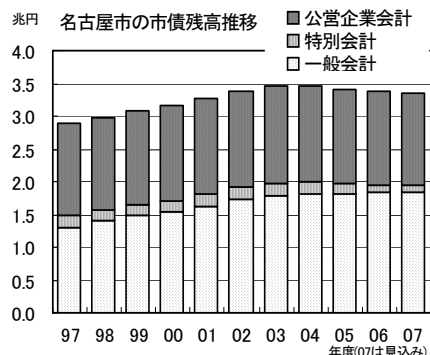
さらに子育て世代への冷たい仕打ちも見逃せ

2006年度 名古屋市会計 歳入歳出決算総括表 (円)

会計別	歳入	歳出	差引額
一般会計	977,091,509,102	970,773,546,912	6,317,962,190
特別会計	1,315,705,253,032	1,309,421,698,719	6,283,554,313
交通災害共済	296,275,417	296,274,913	504
国民健康保険	201,880,343,627	199,579,546,918	2,300,796,709
老人保健	167,598,957,099	167,598,957,099	0
介護保険	105,413,025,876	101,793,226,309	3,619,799,567
母子寡婦福祉資金貸付金	808,998,394	795,417,247	13,581,147
農業共済事業	81,988,988	51,102,338	30,886,650
市場及びと畜場	19,774,701,673	19,774,701,673	0
市街地再開発	4,357,043,943	4,296,975,593	60,068,350
墓地公園整備	1,654,151,857	1,654,151,857	0
基金	137,073,918,634	136,921,803,471	152,115,163
用地先行取得	25,523,585,627	25,523,585,627	0
公債	651,242,261,897	651,135,955,674	106,306,223
計	2,292,796,762,134	2,280,195,245,631	12,601,516,503

2006年度 企業会計 経営収支状況総括表 (千円)

区分	総収益 A	総費用 B	純損益 C=(A-B)	繰越利益剰余金 (△繰越欠損金) D	当年度未処分 利益剰余金(△未処 理欠損金) E=(C+D)
病院事業	23,027,288	24,206,862	△1,179,574	△6,892,948	△8,072,522
水道事業	51,684,278	50,449,374	1,234,904	0	1,234,904
工業用水道事業	843,333	803,900	39,433	220,051	259,484
下水道事業	77,949,149	76,322,241	1,626,907	0	1,626,907
自動車運送事業	40,531,796	24,136,550	16,395,245	△72,631,162	△56,235,916
高速度鉄道事業	82,453,603	87,435,959	△4,982,355	△313,539,951	△318,522,307
総計	276,489,450	263,354,889	13,134,561	△392,844,010	△379,709,448



ません。

就学援助の認定所得基準を切り下げた結果、就学援助認定者は前年より1828人も減りました。基準がきびし過ぎたのではありませんか。

生活保護の母子加算や児童扶養手当の削減が続

性質別経費の推移(普通会計)

区分	平成17年度		平成18年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	百万円	%	百万円	%
義務的経費	481,931	50.2	477,395	48.5
人件費	187,230	19.5	182,840	18.6
扶助費	146,015	15.2	147,506	15
公債費	148,686	15.5	147,049	14.9
投資的経費	101,487	10.5	1,221,200	12.4
その他	376,879	39.3	385,120	39.1
物件費	81,335	8.5	75,568	7.7
維持補修費	25,631	2.6	25,676	2.6
補助費等	109,246	11.4	127,650	13
積立金	730	0.1	2,149	0.2
投資及び出資金	14,197	1.5	13,686	1.4
貸付金	80,590	8.4	79,917	8.1
繰出金	65,150	6.8	60,474	6.1
合計	960,297	100	984,715	100

くなか、「手当てから就労支援へ」と、児手当を改悪し支給対象者を1万8千人から6千人へと3分の1に減らしました。ところが市の支援センターの紹介で新たに就労できたのは82人。ひとり親世帯の深い実態の改善は、今後に残されました。その他、保育料の値上げや障害者自立支援法にともなう応益・1割負担など、支援が必要な市民に対し、に重い負担を強いたことは許せません。

10年で300人以上の教員削減など教育環境悪化

第二に、教育をめぐる厳しい状況を一段と悪化させたことです。

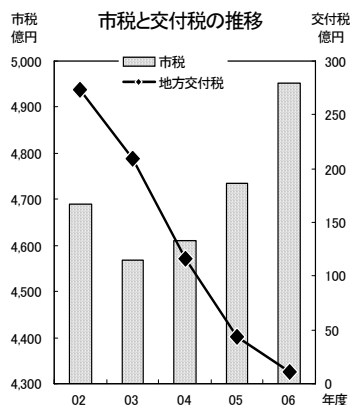
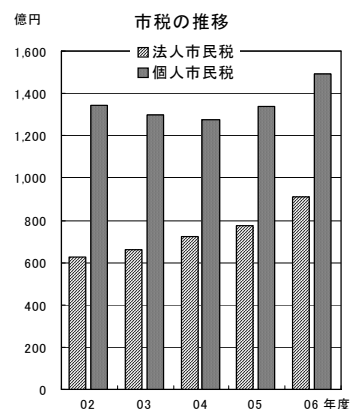
小・中・養護学校での教員の欠員は95人。加えて18年度には93人が病気等で新たに休職しました。

時教員は190人も増えましたが、教員の新規採用は前年より24人増えただけ。原市長の在任10年間で、正規の教員は300人以上減らされました。過労による精神疾患も急増し、残業は多いのに、授業準備の時間すら十分にとれません。教員の対数が足りないのです。この実態をいつまで置しておくのですか。

同じくこの10年間で、小中学校の運営費は総額115億円から84億円へと、4分の3に削られました。

基金残高 平成19年3月末 現在 (単位:千円)

種別	土地	動産	有価証券	現金	運用金	合計
教育基金	1,616.66㎡ 10,938	—	—	76,708	—	87,646
火災等損害てん補積立	—	—	39,478	8,574,095	—	8,613,573
住宅敷金積立	—	—	—	3,942,583	—	3,942,583
名古屋城整備積立	—	—	—	24,203	—	24,203
名古屋城本丸御殿積立	—	—	—	696,058	—	696,058
交通災害共済積立	—	—	—	1,095,273	—	1,095,273
文化振興事業積立	—	—	—	1,441,001	—	1,441,001
国際交流事業積立	—	—	—	2,270,037	—	2,270,037
大規模施設整備積立	—	—	—	1,083	—	1,083
高速度鉄道建設積立	—	—	—	42,852	—	42,852
環境保全	—	—	—	606,800	—	606,800
中区役所等管理	—	—	—	1,603,113	—	1,603,113
介護給付費準備	—	—	—	1,205,856	—	1,205,856
公債償還	—	—	22,698,031	62,099,982	62,100,000	146,898,013
財政調整	—	—	—	2,121,636	—	2,121,636
小計	1,616.66㎡ 10,938	—	22,737,509	85,801,287	62,100,000	170,649,734
土地	13,973.72㎡ 1,787,636	—	—	2,212,363	—	4,000,000
市税還付金等繰替	—	—	—	13,386	113	13,500
美術品等取得	—	83点 421,330	—	78,669	—	500,000
小計	13,973.72㎡ 1,787,636	83点 421,330	—	2,304,418	113	4,513,500
合計	15,590.38㎡ 1,798,574	83点 421,330	22,737,509	88,105,706	62,100,113	175,163,234



18年度は前年に比べて小学校一校平均で80万円、中学校では同じく一校当たり121万円も運営費が削られました。節約も限界です。学校現場からの悲鳴が、市長には聞こえないのでしょうか。

大企業には湯水のごとく税金投入

第三に、大企業優遇、大型開発優先の市政運営を続けてきたことです。

名古屋 前の都市再生地区には、ミッドランドスクエアなどの 大なビルが林立しました。18年度で事業が終了したこれら超高層ビルに対する本市からの補助金は 計で83億円にものぼります。税金のムダづかいの典型です。

そのほか、環境非悪化の原則を守らず都市高道路の建設を進めたこと、本市の水需要とは無の徳山ダムへの支出を続けたことなど、大型開発優先の政治にまったくブレーキがかかりません。

その一方で、生活関連道路の費用は10年間で4分の1になり、市営住宅は建て替えるたびに 数が減ります。市民生活に直接役立ち、地域経済を

足下から める、くらしに身近な公共事業は減り続けています。

市民負担当然の市政は許されない

審議のなかで当局は「厳しい財政だが、大きなプロジェクトは必要」「市民負担なしに財政健全化はできない」と、市民負担増を当然の前提に、大型開発に き進む姿勢を明らかにしましたが、この財政運営姿勢こそ総決算すべきです。

ムダをやめ暮らし支える市政に

市民はいま、税金の無 遣いをやめ、くらしを支えてほしいと願っています。

国の悪政に迫 り、さらに負担増の追い討ちをかけたのが昨年度の市政運営でした。このような決算はどうてい認定できるものではありません。

市債残高（単位：千円）

区分	平成18年度末現在高	借入先内訳			
		政府資金	公営公庫資金	民間等資金	その他
一般会計	1,839,581,485	456,869,585	46,267,960	1,336,263,852	180,088
健康福祉債	20,379,400	8,133,312	0	12,066,000	180,088
子ども青少年債	4,570,943	1,107,943	0	3,463,000	0
環境債	83,011,319	53,813,319	0	29,198,000	0
市民経済債	77,646,254	998,254	0	76,648,000	0
土木債	776,180,076	257,871,489	9,363,380	508,945,207	0
住宅債	124,813,132	30,958,033	18,232,099	75,623,000	0
消防債	19,562,424	160,604	0	19,401,820	0
教育債	226,571,660	83,459,195	9,412,751	133,699,714	0
その他債	506,846,277	20,367,436	9,259,730	477,219,111	0
特別会計	106,994,732	18,304,554	12,223,493	59,132,700	17,333,985
母子寡婦福祉資金貸付金会計	2,811,015	0	0	0	2,811,015
市場及びと畜場会計	36,683,889	17,625,947	11,787,942	7,270,000	0
土地区画整理組合貸付金会計	250,000	0	0	0	250,000
市街地再開発事業会計	13,530,862	678,607	435,551	12,416,704	0
墓地公園整備事業会計	7,863,000	0	0	7,863,000	0
用地先行取得会計	45,855,966	0	0	31,582,996	14,272,970
企業会計	1,422,595,361	635,667,795	451,841,366	335,086,200	0
病院事業会計	14,109,181	6,806,181	436,000	6,867,000	0
水道事業会計	109,197,145	28,977,648	22,073,483	58,146,014	0
工業用水道事業会計	233,092	94,101	138,991	0	0
下水道事業会計	552,962,293	256,102,303	150,721,026	146,138,964	0
自動車運送事業会計	19,319,836	5,994,463	4,235,373	9,090,000	0
高速度鉄道事業会計	726,773,814	337,693,099	274,236,493	114,844,222	0
合 計	3,369,171,578	1,110,841,934	510,332,819	1,730,482,752	17,514,073

各常任委員会の概要(決算の質疑)

《決算審査の委員会予定》

委員会			総務環境	財政福祉	教育子ども	土木交通	経済水道	都市消防
5日	金	10時	決算説明	決算説明	決算説明	決算説明	決算説明	決算説明
9日	火	10時	質疑(総務)	質疑(財政)	質疑(子ども)	質疑(緑政土木)	質疑(市民経済)	質疑(住宅都市)
10日	水	10時	質疑(環境)	質疑(健康福祉)	質疑(教育)	質疑(交通)	質疑(水道)	質疑(消防)
11日	木	13時	総括(総務)	総括(財政)	総括(子ども)	総括(緑政土木)	総括(市民経済)	総括(住宅都市)
12日	金	10時	総括(環境)	総括(健康福祉)	総括(教育)	総括(交通)	総括(水道)	総括(消防)
15日	月	11時	意 決定	意 決定	意 決定	意 決定	意 決定	意 決定

総務局

精神性疾患が急増 職員削減で増える病気休職者

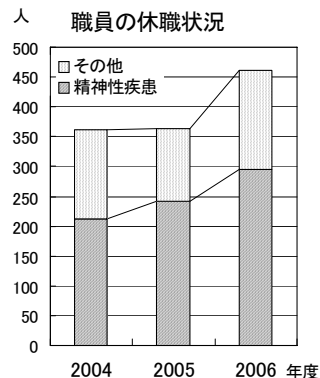
欠員468名を臨時職員や若年嘱託で補充

総務局の2006年度決算審査で、うめはら紀美子議員は職員削減の影響についてただしました。

5年で2,300人削減、今後5年でも2,300人削減

行財政改革の中で職員定数が進められ、2002年度から2005年度で2300人の定数が削減、さらに2006年度から5年間にさらに2300人の職員定数削減が進められています。2006年度では965人の定数が削減されたうえ、4月の年度当初から468人の欠員でした。

うめはら議員は「減らした定員に対し、欠員が2005年度は313人であったのにさらに150人も増やしている。定数をどう考えているのか」とただしました。当局は「交通局は人員削減のために若年に置き換えているが、その他は業務量に応じて必



要なところに配置している。充足できない部分は、中途採用や、再任用でカバーしている」と答えました。

さらに職員の病気による休職者が増え、精神性疾患によるものが2006年度は6割以上となっています。

「定数が削減された上に欠員では仕事がしにくくストレスもたまり精神疾患が増える要因となっているのではないかと指摘しました。当局は「やりがいや満足度も大きな要因だ」と答えました。

モノづくり文化交流拠点構想をやめよ

金城ふ頭のモノづくり文化交流拠点構想について、うめはら議員は、輸出用の車の保管台数も増加し、海運協会などから業務に支障が出るという意見があることを紹介し、「民間にできることを名古屋市がやる必要はない」と指摘しました。市は、港湾計画の中でも人的交流の場としてすでにから確定しているなどと回答し、ムダを見直す姿勢はありませんでした。

環境局

大気汚染の改善と被害者救済を

一般測定局と自動車排ガス測定局

28局中5局だけがNO₂の環境目標を達成

環境局の決算審査で、うめはら議員は大気汚染について、19年ぶりに光化学スモッグが発生したことにもふれながら市の対策や現況をただしました。

「自動車N 対策の代替促進補助は1基の実。関係

大気汚染常時監視結果(二酸化窒素) 2006年度

測定局	箇所数	環境目 = 0.04PPMを達成した局	環境基準 = 0.06PPMを超えた局
一般環境大気測定局	17カ所	5カ所	なし
自動車排出ガス測定局	11カ所	なし	1カ所 元塩公園

機関や団体と自動車公害対策推進協議会を行いながら自動車公害対策アクションプランなどで O₂ や、O₂削減の目標 成に努める」と答えました。

50%の測定局で目標値達成の計画はできるのか

大気汚染の測定局28局中5局で O₂が環境目標値を 成したが、2010年までに50%で 成することはできるのかとただすと「多くの局で数値が小さくなっている。工場の規制や、自動車ディーゼル規制

や転換で50% 成も可能」との見通しを示しました。

東京のようにメーカー責任で被害者救済を

うめはら議員は、子どものぜんそくが増えている実態を示し、独自調査の実施を求め、東京のようにメーカーと国と共同で被害者救済をすすめられるよう求め、大気汚染の改善にいつそうの努力を促しました。



財政局

大型事業を見直し、大企業に応分の税負担を 財政局長が「大型事業に市民負担が必要」と答弁

財政福祉委員会では財政局の決算総括質疑が行われ、わしの 子議員が市民税の負担増をたしました。

大型事業のための市民負担増やめよ

財政局長が今後の財政見通しについて、「厳しい財政だが4大プロジェクトは必要だ」「市民に公平な負担をすべきだ」「市民負担なしに財政健全化はできない」などと説明し、市民 を更に強化する姿勢を示しました。これに対し、わしの議員は「大型事業は市民合意がなく見直しをすべきだ。公平というなら大企業に応分の負担をするのが当然でないのか」ときびしく批判しました。

個人市民税増える—税制改悪が大きく影響

06年度の個人市民税は、前年度に比べ153億円も増収です。この内 は所得の伸びが67億円、定率減税の半減などによる税制改悪の影響で85億円も…。

課税所得200万円以下の低所得者は前年比5万1千人以上、税収額でも28億円以上増と、大きくなっています(表1)。

わしの議員は「この中には非課税から課税になった人も含まれるのか」と質問。財政局は「 用の改

善による所得増もあるが、非課税から課税になった方も相当含まれる」と答弁しました。

表2、低所得者の市民税減免の推移

	05年度	06年度
人数(人)	78,462	117,620
減免額(百万円)	221	460

また、06年度は低所得者の減免を受ける市民が4万人近く増加し11万7千人、減免額でも2 以上になりました(表2)。

わしの議員は「市民生活がたいへんになった。減免制度は国保料や介護保険料に連動する大切な制度である。これだけの方が減免を受けていることをきちんと受け止め、減免制度の充実を」と求めました。

大企業優遇ただせば237億円の税収

企業が納める法人市民税は06年度、910億円で4年前に比べ1.4 にもなっています。しかし、企業がその利益にふさわしく税負担をしているのかが問題です。国会では 々木 議院議員が、市民法人税の元になる法人税の税率を43.3 から段階的に30%に引き下げたことや、 字の大 行が不良 権処理でつくれた赤字を相 する税務ルールによって法人税がゼロになる大企業優遇税制を追及しています。

表1、個人市民税の納税義務者数(上段、人)
税収額(下段、百万円)

税率 (課税所得金額)	05年度	06年度	増減	前年比 (%)
3% (200万円以下)	565,739 15,332	617,178 18,141	51,439 2,809	109.1 118.3
8%(200万円超 700万円以下)	345,066 55,197	361,962 61,473	16,896 6,276	104.9 111.4
10% (700万円超)	49,215 59,952	52,065 66,178	2,850 6,226	105.8 110.4
合計	960,020 130,481	1,031,205 145,792	71,185 15,311	107.4 111.7

法人市民税上位10社 業種・法人税割額(百万円)

順位	05年度	06年度
1	A(公益) 2,817	B(運輸通信) 3,265
2	B(運輸通信) 2,295	C(運輸通信) 2,155
3	C(運輸通信) 1,465	A(公益) 1,993
4	D(製造) 1,063	J(卸売) 1,597
5	E(金融) 996	D(製造) 1,454
6	F(製造) 818	F(製造) 1,071
7	G(不動産) 706	K(金融) 895
8	H(小売) 685	L(製造) 748
9	I(公益) 681	E(金融) 649
10	J(卸売り) 665	M(製造) 636

わしの議員は、「6大 行が3 円の利益をあげているが法人税を1円も払っていない。この6大行は市内に事業所がある。法人税を払ったとすれば、本市の法人市民税はいくらになるか」とただすと、当局は「本市の法人市民税の税収額は全国の税収額のおよそ3.3%」と答えました。これに基づいて試算すると237億円もの税収ができます(試算1)。わしの議員は、「国に大企業優遇の中止を要望せよ」と主張しました。

大企業優遇見直しによる法人市民税収(試算1)

答弁をもとに税収額を試算

(利益)	(法人税率)	(市民法人税率)	3.3	税収額
①利益3 円の6大 行が法人税を払うと43億円の法人市民税ができる	3 円	30%	14.7	3.3 43億円
②法人税率を30%から37.5 に戻せば4 円の法人税がうまれるので194億円の法人市民税ができる	4 円	14.7	3.3%	194億円
				合計 ①+②=237億円

健康福祉局

生活保護の母子加算を削る一方、扶助費を53億円も残す

10日の財政福祉委員会では健康福祉局の決算審査が行われ、わしの 子議員が質問しました。

「申請抑制は遺憾なこと」と答弁

決算では生活保護扶助費で53億円も残したことにについて、名古屋市は「有効求人 率が他都市に比べて高く、昨年度は申請者も相談者も減ったため」との認識を示しました。これにたいしてわしの議員は「北 市のような水際作戦で申請を抑制するとか辞退届を書かせることはないのか」とただすと当局は、「北 市の申請抑制は 。申請の意 がある人には事前調査をせずに申請書を渡すようにして

いる」と答えました。

母子家庭や高齢者に独自の支援を

わしの議員は昨年度の母子加算削減(16～18歳の加算7760円を削減)の影響を質問。当局は、「国がいろいろ切り下げないでほしい。 齢加算の廃止、母子加算の削減は非常にづらいことではないか」、と国の責任に言及しました。わしの議員は、「生活保護の扶助費を53億円も残しているのなら、国への要求とともに市独自の支援をするべきだった」「パート収入では不足、やむなく保護を受給する方がほとんどだ」と主張しました。

総務局

ひとり親の手当を削減し、「就労支援」中心でいいのか 母子家庭の実態にふさわしい支援を

10月9日、11日の教育子ども委員会では、子ども青少年局関係の質疑がおこなわれました。

06年度には、ひとり親家庭に月額2900円が支給されてきた市の「 児手当」が「ひとり親家庭手当」に変更され、支給期間が3年に限定され、支給対象者も1万8千人から6千人へ、3分の1に減らされました。

山口清明議員は「国の母子家庭対策が、手当支給から就労支援に大きく切り替わり、市も手当を変更した。一方で、市の自立支援計画に基づき就労支援を行ってきたが、実態は改善されてきたのか」とただしました。当局は「ひとり親家庭手当は、3年間に集中して自立に向けた支援を行う制度だ。06年6月に ーブンした母子家庭等就業支援センター『ジョイナスナ ヤ』には1900人が来所しており、キャリアカ ンセリングなどの就業支援を行っている」と答弁しましたが、実際に市の就業支援セ

ンターを通じて就業できた人は、06年度82名で、その内、常用 用はわずか7名でした。

山口議員は「2003年の全国調査では、母子家庭の平均収入は212万円で、一般家庭平均のわずか36%だ。就労支援



というが、母子家庭は就労していないわけではない。8割が就労しているが、半数がパートという現状が問題だ。格差を是正するためには、継続・安定した手当の支給が必要だ。就労支援中心の対策への移行では、ひとり親世帯の自立や子どもたちの 状を救う支援とはならない」と厳しく指摘しました。

障害児通園施設にも兄弟姉妹減免を

障害者自立支援法の施行で、施設に通う障害児も定率負担の利用料がかかるようになりましたが、市

民の強い要望をふまえ、ほぼ従前どおりの負担に抑える市独自軽減策が設けられました。しかし、障害児を2人以上通園させた場合にあった減免制度は廃止され、保育園と通園施設に1人ずつ通わせた場合も減免はありません。

姉妹減免を求める山口議員に対して、子ども青少年局長が「昨年度末に策定した2010第3次実施計画では『多子世帯への支援の充実』を掲げた」と答弁し、今後、実施に向けて検討していく姿勢をしました。

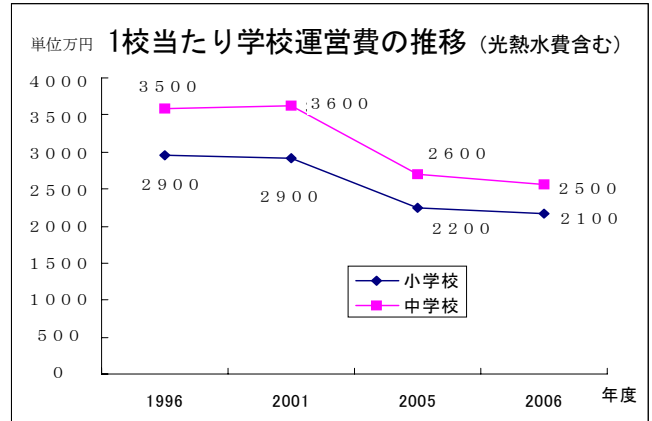
教育委員会

学校運営費削減

教育長も「非常に厳しい」と認める

教育委員会関係の質疑で、1年削減され続けてきた学校運営費（標準運営費や光熱水費など）について、山口議員が「これだけ減らされて学校運営に影響がないといえるのか」とただしたところ、教育長は「非常に厳しい状況で、検討していかなければならない」との認識をしました。

また、山口議員は「昨年度、文科省は、40年ぶりに教員の勤務実態調査を行ったが、平均でも日2時間の残業がある。国は『1時間の授業に1時間の授業準備を』としているが、十分な時間がとれず、非常勤講師は授業準備の時間がまったく保障されていない」と指摘しました。



緑政土木局

**生活道路補修の決算は、10年前の1/4
くらし密着の公共事業の拡大を**

江上議員は「道路補修になかなか来てくれない。来ても、簡単に終わってしまう、といった市民の声がある。このところ、生活道路維持費が減らされているのではないかと質問しました。

生活道路（幅員14.5m以下の総称）関係の決算は、10年前に比較し、4分の1になっていることが明らかになりました。これに対して幹線道路の決算は、10年前と比較して87%です。名古屋市は、「以前は簡易舗道の補修で費用がかかったが、

今は、本格的な舗道で、補修費も安い」ことを主な理由としています。生活道路など市民のくらしに密着の公共事業が求められます。

自転車駐車場有料化に利用者の声を

江上議員は、地下高層周辺を例に市営自転車駐車場有料化問題を取り上げました。昨年3月に有料化され、自転車が減りました。しかし、日本共産党の地域支部とともに昨年行ったアンケートには、自転車利用の高校生、大学生から、「親の収入も厳しく、授業料も上がっている中、有料化で苦しい」と不満の声が出ています。

自転車は、21世紀の環境の時代にふさわしい乗り物です。名古屋市は5カ年計画で有料化をすすめるようしていますが、無料にすべきです。

道路舗装事業費推移 (百万円)

区分	96年度	05年度	06年度
生活道路	3,280	883	745
幹線道路	1,570	1,490	1,375



市民経済局

本丸御殿復元

**市の幹部職員に寄付強制？
部課長会の会費から天引きも**

9日の経済水道委員会でかとう典子議員は、名古屋市が市の幹部職員にたいして名古屋城本丸御殿復元の寄付を強制した疑いがあることについて、内部

文書を示していただきました。

「本丸御殿 寄付について」という内部文書では、昨年の8月から市の各局部課長会で寄付を取りまと

めるとして、局長級、部長級は1人1万円、課長級は1人5千円と金額も書かれています。かとう議員は、「市の課長級以上の職員からこうした 付の集め方をしたのか。こうした集め方は、 付の強要と受け取られたのではないのか」と質問。当局は、局・区役所ごとに職員からの 付を取りまとめたことは認めましたが、「賛同いただける場合をお願いしたものであって、金額は目安を示したにすぎない」と答えました。

しかし、内部文書では、集金方法についても「部課長会員（局長級、部長級、本 課長級）は会費から支出する」と明 されています。かとう議員は、「会費からの天引きは 付の強制にあたる」と指摘。当局は、「担当課からはそこまでお願いしていない。局の判断で行われたのだろう」と言い に終始しま

した。

こうして組 的に 付に取り組んでも、1500名近い課長級以上の市職員から集められた 付は、160万円にとどまっています。

市民の寄付は5年間で3億2千万円

本丸御殿の基金に積み立てられた基金は、目標の50億円にたいして昨年度末で約17億円。しかし、この中には愛知万博の 余金10億円なども含まれており、市民からの 付は3億2千万円にすぎません。かとう議員は、「市民から 付は本丸御殿の復元気運をはかるバロメーター。 付の現状は、市民の気運が盛り上がっているとはいえない」と指摘しました。

上下
水道局

名古屋市の工業用水道 給水量減少で「水余り」

徳山ダムと導水路は必要ない

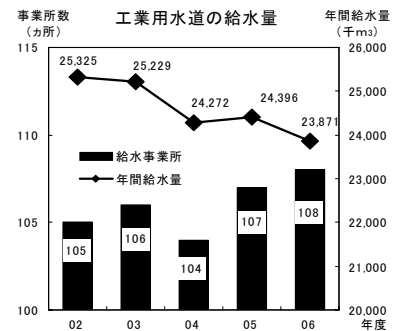
12日に開かれた市議会経済水道委員会（田口かずと委員長）で、日本共産党のかとう典子議員（緑区）は、名古屋市の工業用水道の「水余り」について質問しました。

工業用水道は昨年度、給水事業所は1か所増えましたが、給水量は1日平均6万5千トンと減少傾向が続いています。大口利用の工場が2社撤退したのが大きな要因です。

工業用水道は現在、内川（内用水）からの取水（かんがい期のみ）と、上下水道局の大治 水場の作業 水、 水場の下水処理水を使っています。内川から取水できる権利（水利権）は日量9万3千トンあり、大治 水場と 下水処理場における工業用水の供給能力も合わせて9万7千トンあります。かとう議員は、「工業用水は昨年度、余っていたのではないかと追及。当局は、「不足は生じなかった」と認めました。

過大な水需要予測

名古屋市は、徳山ダムから工業用水も引いてくる事業をすすめています。その根拠となっているのが、平成27年には工業用水の需要が日量9万7千トンと現在よりも15に増えるという予測です。しかし、この予測を立てた時点よりも給水量は減少しています。かとう議員は、「 路拡大に努力しても給水量の減少に歯止めがかからず、水需要の予測は過大だ。工業用水道は水が余っているのに、徳山ダム建設に参加し続けるのはムダづかいだ」と指摘しました。



住宅都市局

大企業の高層ビルに補助金80億円以上

住宅都市局の決算審議で、さとう典生議員とくれまつ順子議員は市街地再開発の問題をたどしました。

規制緩和のうえ税金投入は必要ない

ささしまライブ24地区の整備や 前の高層ビルへの補助金支出について、 島南ビル（ルーセントタ

ワー）に36億円、ト タ 日ビル（ミッドランドスク ア）に18億円をこれまでに 入してきました。

「市民にどんなメリットがあったのか」とたどしたのに対して、市は「イメージアップができた。市



税 入以上の効果があった。3～4年で回収できる」と答えました。

日本共産党は「建物床面積の緩和などで、建てる側にメリットがあった。元気な大企業のために税金を出す必要はない」と批判しました。

市営住宅を増やせ 市民の立場で問題解決を

くれまつ議員は、市営住宅について「建て替えるたびに住宅の数が減る。格差が広がるなかで、安い住宅を必要としている人が増えている。抜本的に増やすべき」と求めました。

保育園などへの日照被害について条例の運用状況をただすとともに、日照問題で市民から「役所はど

名駅付近の高層ビルへの補助金

補助事業	延べ面積 階数	累積補助額	竣工
納屋橋西 アクアタウン	49,200㎡ 地上33地下1	28億8038万円	2006年 11月
牛島南 ルーセントタワー	143,400㎡ 地上40地下3	36億6480万円	2007年 1月
名駅4丁目7番 ミッドランドスクエア	194,000㎡ 地上47地下6	18億490万円	2006年 9月
名駅4丁目27番 スパイラルタワーズ	49,000㎡ 地上36地下3	2006年までで 5億円	2008年 2月予定

ちらを向いているのか」と批判があると指摘しました。

環状2号線や都市高 道路の周辺環境について、
や二 化 素、浮 子物資を減らすための方
策をたしました。

消防局

妊婦の救急搬送・・・医療機関との連携を強く

妊婦の救急 について、「市内で妊婦が病院がみつからず、たらい回しとなった回数」をただし、当局は「2005年に交通事 の妊婦の で5か所の病院にあたったことがあった。現場に近い病院からあたって、最終的に中村日赤病院に収容した。確実に受入れができる病院ということで病院を していれば、もっと収容時間を 縮できた。愛知県医療協議会に参加するなどシステムを検討したい」と答弁

しました。日本共産党は、「重 度が重い妊婦さんに対応した病院選定のしくみが必要。医療機関と消防機関との連携、しくみづくりを」と求めました。

その他、昨年の消防職員 職事 で再発防止に向けての対応、国民保護計画の策定での市民意見の反などをたしました。



【表1】産科・周産期傷病者搬送の状況

総務省の全国調査より(2007年10月26日発表)

年度	搬送人員	全国	愛知県	名古屋市
2006年	総救急搬送人員	4,889,398人	261,839人	88,879人
	うち転院搬送 (割合)	461,519人 (9.4%)	21,071人 (8.0%)	7,412人 (8.3%)
	産科・周産期傷病者搬送人員	39,015人	1,998人	337人
	うち転院搬送 (割合)	20,851人 (53.4%)	1,248人 (62.5%)	191人 (56.6%)
	産科・産婦人科標榜施設	5,673	274	111
2005年	総救急搬送人員	4,958,363人	266,725人	90,010人
	うち転院搬送 (割合)	473,612人 (9.6%)	21,646人 (8.1%)	7,397人 (8.2%)
	産科・周産期傷病者搬送人員	37,125人	2,039人	495人
	うち転院搬送 (割合)	19,127人 (51.5%)	1,289人 (63.2%)	291人 (58.7%)
	産科・産婦人科標榜施設	5,661	286	115
2004年	総救急搬送人員	4,745,872人	249,864人	85,368人
	うち転院搬送 (割合)	459,358人 (9.7%)	19,808人 (7.9%)	7,043人 (8.2%)
	産科・周産期傷病者搬送人員	36,741人	1,864人	459人
	うち転院搬送 (割合)	18,621人 (50.7%)	1,170人 (62.8%)	282人 (61.4%)
	産科・産婦人科標榜施設	5,580	282	119

全国集計には集計不能本部数が⑩18⑪24⑫45ある。愛知県も⑬1ある。

【表2】医療機関への受入に至らなかった照会回数区分ごとの件数

年度	紹介回数	全国						愛知県						名古屋市					
		0回	1～2回	3～4回	5～9回	10回以上	計	0回	1～2回	3～4回	5～9回	10回以上	計	0回	1～2回	3～4回	5～9回	10回以上	計
2006年		32,249	2,001	447	175	45	34,917	1,698	37	2	1	0	1,738	335	1	1	0	0	337
2005年		25,646	1,353	263	73	6	27,341	1,802	17	1	1	0	1,821	493	1	0	1	0	495
2004年		25,047	1,231	196	49	10	26,533	1,647	10	3	0	0	1,660	456	1	2	0	0	459

(注) 政令指定都市等のうち、札幌市消防局、東京消防庁については、平成18年のみ数値に含まれており、平成16、17年においては数値に含まれていない。全国集計には集計不能本部数が^⑩99^⑪122^⑫143ある。愛知県も^⑩7^⑪7^⑫8ある。

【表3】現場滞在時間区分ごとの件数

年度	滞在時間	全国						愛知県						名古屋市					
		30分以上	60分以上	90分以上	120分以上	150分以上	計	30分以上	60分以上	90分以上	120分以上	150分以上	計	30分以上	60分以上	90分以上	120分以上	150分以上	計
2006年		907	84	18	2	1	1,012	9	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0
2005年		730	57	4	4	1	796	15	4	0	0	0	19	4	1	0	0	0	5
2004年		672	48	10	5	1	736	24	0	0	0	0	24	11	0	0	0	0	11

全国集計には集計不能本部数が^⑩94^⑪111^⑫134ある。愛知県も^⑩0^⑪1^⑫2ある。

【表4】受入に至らなかった理由別の件数

年度	全国								愛知県								名古屋市							
	処置困難	対応中	専門外	ベッド満床	医師不在	初診(かかりつけ医がいな)い	理由不明その他	計	処置困難	対応中	専門外	ベッド満床	医師不在	初診(かかりつけ医がいな)い	理由不明その他	計	処置困難	対応中	専門外	ベッド満床	医師不在	初診(かかりつけ医がいな)い	理由不明その他	計
2006年	1,306	842	572	513	342	148	1,181	4,904	12	4	4	5	7	1	22	55	0	0	1	1	0	0	2	4
2005年	441	451	321	188	253	55	685	2,394	6	2	2	7	1	0	9	27	0	1	0	4	0	0	2	7
2004年	377	343	230	118	199	37	553	1,857	3	3	2	4	4	0	9	25	0	2	0	3	0	0	3	8

(注1) 政令指定都市等のうち、札幌市消防局、東京消防庁については、平成18年のみ数値に含まれており、平成16、17年においては数値に含まれていない。(注2)「処置困難」とは、傷病者に対処するための設備、資機材がない場合(手術スタッフがそろわない場合、手に負えない場合を含む)をいう。全国集計には集計不能本部数が^⑩130^⑪155^⑫174ある。愛知県も^⑩7^⑪7^⑫8ある。

【表5】紹介回数の最大回数と覚知から医療機関収容までの最大時間

年度	全国		愛知県		名古屋市	
	最大紹介回数	最大収容時間(分)	最大紹介回数	最大収容時間(分)	最大紹介回数	最大収容時間(分)
2006年	東京27大阪20	東京217北海道148	6	55	4	60
2005年	茨城13宮城など11	兵庫125茨城120	6	84	6	84
2004年	神奈川16宮城など14	宮城216和歌山149	5	63	5	63

政令指定都市等のうち、札幌市消防局、東京消防庁については、平成18年のみ数値に含まれており、平成16、17年においては数値に含まれていない。全国集計には集計不能本部数が^⑩94^⑪111^⑫134ある。愛知県も^⑩8^⑪8^⑫8ある。

決算認定案に対する会派別態度(9月定例会)

決算認定案		結果	各会派の態度								備 考
			共	民	自	公	名	ネ	社	ク	
2006年度名古屋市一般会計決算		可決									介護保険料を引き上げ、障害者福祉サービス利用料を1割負担に、国保の精神障害者通院補助を廃止し、生活保護の法外援助のカットや就学援助の改悪など市民負担を強化。都市再生や4大プロジェクトを強行。
特別会計決算	2006年度名古屋市交通災害共済事業	可決									加入者414人。死 28件、負 3,749件。金収入10万4千円、給付2億1448万円(事 発生から3年間有効)。残高10億円。9月で廃止。
	2006年度名古屋市国民健康保険	可決									加入者789,160人。加入率35.5%。一人あたり保険料、医療分72,544円、介護分22,347円。精神障害者通院補助を廃止。資格書大幅増。
	2006年 名古屋市 人保健	可決									対象者204,909人。(前年比△9,691人)受診件数6,231,458件。一人あたり医療費813,410円(前年比△593円)
	2006年度名古屋市介護保険	可決									1号特徴354,123人、通72,325人。要介護認定67,652人。基準保険料52,782円。前年比14,944円値上げ。収納率96.6%(0.5)。
	2006年度名古屋市母子福祉資金 付金	可決									付 母子1,660件7.4億円。 婦88件5,021万円。償還 母子3.4億円。 婦2,700万円。
	2006年度名古屋市農業共済事業	可決									農作物加入1,468人、被害8人。家 461頭、被害330頭。園 施設86棟、被害なし。金563万円、給付908万円。管理費4200万円。
	2006年度名古屋市市場及びと 場	可決									機能強化に補助。使用料値上げ。市場と食 流通施設。青果61万 1402億円。水産21万 1633億円。 1.2万 103億円。
	2006年度名古屋市市街地再開発事業	可決	○								日比野1.1億円、鳴海 前5.3億、有 前20.7億円の市街地再開発。有 は住宅棟の整備。
	2006年 名古屋市 地公園整備事業	可決									使用料値上げ。みどりが 公園整備事業。0.3の用地取得。936区画 付。
	2006年度名古屋市基金	可決									土地1,093万円(1,616㎡)有価証 227円、現金858億円、運用金621億円。15基金の整理。
	2006年度名古屋市用地先行取得	可決									公共用地の先行取得に184億円。(前年比93億円増)都市開発用地取得に71億円。
	2006年度名古屋市公	可決									むだな公共事業のための借金。1,777億円の新たな借金。残高は3 3,691億円
企業会計決算	2006年度名古屋市病院事業決算	可決									東 守山 城西 城北 緑の5病院。15～24の計95科1,554床。延べ患者数125万人。前年比7万人減。医師定員193人に7人減で180人。看護師19人減の948人。11億7,957万円の 損益。前年比7億円増。
	2006年度名古屋市水道事業	可決								○	118万 に1日81万 の給水、76万 の有収水量。12.3億円の 利益。徳山ダム負担金。特例廃止。
	2006年度名古屋市工業用水道事業	可決									108 所に2,387万 1日65,402 を給水。 利益3,943万円。むだな徳山ダム負担金。
	2006年度名古屋市下水道事業	可決									汚水処理面積27,940 。処理水4.3億 。16.2億円の 字。特例廃止。
	2006年度名古屋市自動車運 事業	可決									運転キロ1日98,748 m。乗員年間1億1,095万人。1日30万人。 切1 3に減り、乗り合い 増。職員1,397人(前年142人減)
	2006年度名古屋市高 度道事業	可決									運転キロ1日183,166 m。乗員年間4億2,146万人。1日115万人。職員2,758人(前年比68人減)

賛成 反対 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
 名：名古屋市会自民党 ネ 市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

後期高齢者医療広域連合議会7月定例会 一般質問(7月9日)

新制度を周知徹底し、減免制度を充実させ、安心して医療が受けられる高齢者医療制度にせよ

わしの恵子 議員



平成19年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会が平成19年7月9日(月) 後2時から 後5時59分まで、メルパルク名古屋2階「 」で行われました。日本共産党からはわしの 子議員(名古屋市選出)と木全 子議員(岡崎市選出)が広域連合議員に選ばれ、それぞれ質問しました。概要を紹介します。

新しい制度への不安がいっぱい

【わしの議員】名古屋市のわしの 子でございます。通告に従い一般質問を行います。

第一に、後期高齢者医療制度についての県民への周知についてです。

いよいよ来年4月から 人保健法が廃止され、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が始まるわけですが、名古屋市では65歳以上の障害者と、75歳以上の市民合わせて、約20万8,000人が 当となります。そのうち社会保険加入者は、27,000人ですが、大半の方が、現在、扶養家族になっており、保険料の負担はありません。また、名古屋市の国保の75歳の独自減免により、保険料負担がない人は5万人ですので、この制度の発足によって77,000人近くもの方々が新たに保険料を取り立てられることになり、大変深刻な問題となります。ところが現在のところ、重要なことは、ほとんど知らされておられません。

そんななかで、いま高齢者のみなさんから保険料はどのくらいになるのか、年金から天引きというが、これ以上年金受給額が減ったら生活できなくなる、これまでの医療制度とどこが変わるのか、等々、様々な疑問や不安が出されています。この

ままでは、制度が発足する来年4月になって、年金から医療保険が天引きされてびっくりされる方も出てくるのではと 念するものです。

そこでお聞きします。これまでの 人保健制度と後期高齢者医療制度との大きな変更について、どのように周知 を図られるのでしょうか。

市町村と連携してPRする(連合長)

【広域連合長(名古屋市長)】市町村と連携を取りながら、医療機関への スターの掲示、あるいは被保険者に対する個別のリーフレットの 付、各市町村での説明会の実施など、制度の周知をきめ かにやりたい。

周知徹底を(要望)

【わしの議員】後期高齢者医療制度広域連合として、県下での対象者は約62万人と聞いています。お答えもありました。今、多くの人、特にこれまで保険料を払わなくてもよかった人が、自分の保険料はどうなるのかと心配されています。生活設計を立てる必要があります。確かに保険料の決定は11月議会となっていますが、制度の変更や平均保険料など、現在もっている情報について、早急に知らせるべきだと思います。 スターや個別へのリーフレット、市町村での説明会などとお答えをされましたが、これは直ちにやるべきと考えます。さらに、それぞれの自治体にも後期高齢者医療についての身近な相談窓口を設置するなど、十分な対応が図られるように要望します。

保険料滞納者から保険証を取り上げるな

【わしの議員】第2に保険料についてです。保険



料が決まるのは、11月議会と伺っていますが、後期高齢者医療制度では75歳以上の総医療費から患者負担分を除いた保険給付費のうち1割分を高齢者本人が保険料として支払うことになります。厚生労働省の推計では平均して月額6,200円とされていますが、介護保険料との合計で約1万円が天引きされることになります。

厚生労働大臣は、天引き額が年金額の2分の1を超えないように配慮する、と言っていますが、結局、2分の1まではむしりとる、という冷酷なものではないのか、しかも、保険料を払えない場合に無慈悲な仕打ちもあるのではないかと心配するものです。

従来、75歳以上の高齢者は、障害者や被保険者と同じく、保険料を滞納しても保険証をとりあげてはならない、とされてきました。ところが、後期高齢者医療制度では、保険料を滞納すれば高齢者でも容赦なしに保険証をとりあげ、1期保険証、資格証明書を発行すると聞いています。現在、国保では、高すぎる保険料が払えず保険証が上げられ必要な医療が受けられないという深刻な事態が出ており、それをやめさせることが緊急に求められています。にもかかわらず、高齢者医療にまで保険証の取り上げを拡大することは対許されないものと考えるものです。

地方自治体というのは、なによりも住民の健康、福祉を守るのが最大の仕事ではないでしょうか。高齢者の人権を守り、最高で最善の医療を提供すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

広域連合として、高すぎる保険料について、そして、払えない高齢者から保険証を取り上げることに對して、どのような認識をもっているのかお尋ねいたします。

公平の観点からやむを得ず行う措置だ（連合長）

【広域連合長】資格証明書の交付要件等のことは、広域連合の保険では、まだはっきりしていないが、運用は今後の課題と考えている。この制度の趣旨は、保険料を納付する資力が十分ありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方につきまして、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行う措置である。

年金15,000円の人から保険証を取り上げるのか（再質問）

【わしの議員】これまで、人保健法のもとで、少なくとも後における健康の保持と適切な医療の確保が保障されていたはずで、被保険者医療、障害者医療、結核に対する医療等々は、資格証の対象からはずしてしていますが、なぜかといえ、いくらなんでもそういう人たちから保険証を取り上げてはいけないということから、保険証の取り上げの対象からはずしていたのです。人保健医療もこれらの医療と同じ考え方をしていたからこそ、保険証の取り上げはされなかったのです。ところが、後期高齢者医療制度の創設によって、75歳以

【老人保健制度と後期高齢者医療制度との比較】

項目	現行老人保健法	後期高齢者医療制度（H20.4.1から）高齢者の医療の確保に関する法律
対象者	75歳以上（65歳以上の一定障害者含む）	同左
財源構成	・公費5割（国4：県1：市町村1） ・国保、社保等の保険者からの 拠出金5割 （保険者の75歳以上の老人加入者数に応じて拠出）	・公費5割（国4：県1：市町村1） ・国保、社保等の保険者からの 支援金4割 （0歳～74歳の全加入者数に応じて拠出） ・ 保険料1割 （対象者から徴収）
患者負担	1割負担（現役並み所得者は3割）	同左
運営主体	市町村	広域連合（都道府県単位で全市町村が加入）
保険料の負担	老人保健制度自体での 保険料の負担はない 。（国民健康保険や社保等、それぞれの保険者へ保険料を納付する。）	被保険者は、広域連合が条例で定めた保険料率により算定した 保険料を納付 する。（上記「財源構成」の1割分に相当）
保険者機能	保険料の賦課主体（社保等）と医療給付の主体（市町村）が異なる（ただし、市町村国保に限り同じ）。⇒運営責任が不明確	広域連合が保険料の賦課及び医療給付を行う 。⇒運営責任が明確化
資格管理	市町村	広域連合（資格取得等の届出の受付は市町村）
医療費の給付	市町村	広域連合（償還払や第三者行為の受付は市町村）
レセプトの審査・点検	市町村（一部を国保連合会へ委託）	広域連合（国保連合会等への委託が可能）
保険料の徴収	なし	市町村

※現行では、国民健康保険又は社会保険等に加入したまま老人保健制度の対象となるが、後期高齢者医療制度の場合は、独立した医療制度であるため、**それまで加入していた保険を脱退して加入することになります。**

上の方からは保険証を取り上げる、これは重大な方針の変更といわざるを得ません。しかも、答弁では、保険料を納付する資力が十分ありながら、特段の事情もなく、長期間滞納している方を行う措置と言われましたけども、そもそも、月額15,000円未満の年金者に、保険料を納付する資力が十分あるとは、とても考えられません。

資格証明書の交付は、国の法律によるものだからとお答えされましたけども、資格証明書の交付要件等の運用については今後の課題だとも言われました。そうであるなら、愛知県の広域連合としては、運用で資格証明書の発行はできる限りしないように努めると答弁していただきたいと思います。再度お答えください。

運用については検討する (連合長)

【広域連合長】 資格証明書の発行については、この制度の趣旨を踏まえながら運用について検討してまいりたい。

命にかかわるものだ。発行するな (要望)

【わしの議員】 資格証明書の発行については、検討されるということなんですけども、私は、後期高齢者医療制度のもとで、先ほども言いましたように、一 期保険証や資格証を発行する、保険証を取り上げるとは断じて許されないものであると思っています。75歳まで、がんばって税金も、社会保険料もきちんと納めてきて、社会のために

献してきた高齢者に保険料を納められないからといって、被保険者間の負担の公平の観点を持ち出して、保険証を取り上げるとは、どうしても納得できません。保険証を取り上げられたら、結局、お医者さんにかかれなくなって、命が われることになる、そんなことも出てまいります。命の尊厳にかかわる問題です。ですから、資格証明書の発行については、本当に行わないようにしていただきたいと思います。

名古屋市なみの保険料減免を行え

【わしの議員】 第三に、保険料減免についてです。年金が月額18万円未満の方は 通徴収となりますが、先ほども述べましたように、保険料の滞納者には保険証を発行せず、国保のように資格証明書

を発行する厳しい仕組みになっています。65歳からの介護保険では、名古屋市では現在1万人が保険料滞納者となっています。保険料を払えない人には、減免制度の活用など かつ、親身な対応が求められています。

そこでお伺いします。名古屋市の国保が、独自で行っている低所得者への方への75歳減免で10割減免の人は約5万人、3割減免の人は3万3千人いらっし います。その方々が後期高齢者保険になっても、これまでどおりの減免を続けることが必要と考えるものです。市の負担額は約11億円ですが、それを後期高齢者医療制度に引き継ぐことができないものかと思いますがいかがでしょうか。

さらに、名古屋市の国保が行っている75歳の減免制度について、愛知県広域連合としても、新たな減免制度として、設けることを求めるものです。63市町村に責任を持つ広域連合が進んだ自治体の施策を学びあい、取り入れることが必要ではないでしょうか。そうすることによって広域連合としての本来の役割が果たせると思います。

できない。制度になじまない (連合長)

【広域連合長】 後期高齢者医療制度は法律で原則として県内均一の保険料とすることとされている。国保は、市町村が保険者であり、保険者ごとの減免制度を定めているが、後期高齢者医療制度は、広域連合が県下統一の減免制度としなければなりません。

特定の市だけ減免制度を採用するということは、県下の被保険者間の公平を欠くこととなり実施できません。

また、75歳以上を要件とする減免は、後期高齢者医療制度自体が75歳以上を対象に運営される中で、一律に同じ年齢を要件とした減免は、制度になじまない。

市民の喜ぶ制度は広めて当然

【わしの議員】 名古屋市の75歳以上の減免制度の引継、他の自治体での新設についてですけども、答弁の中で一律に同じ年齢を要件とした減免は、制度になじまないと言われました。

しかし、この後期高齢者医療制度そのものが、75歳以上と一律に年齢で区切っているのではない

でしょうか。私は、名古屋市の国保について75歳以上の独自の減免制度を紹介させていただきました。この制度で10割減免を受けている人は約5万人です。75歳以上の国保の加入者は16万6千人です。約30パーセントの方が助かっているのです。そのような優れた制度を後期高齢者医療制度でも実施をすべきだと考えます。後期高齢者医療制度の中で、県下統一の減免制度を作れるわけですので、名古屋市の国保の優れた独自の減免制度に学ぶべきと申し上げているのです。たとえば、7割、5割の法定減額制度に、広域連合独自の減免で、低所得者への減免や所得減に対する減免を行うなど、広域連合独自の減免制度を具体的に創設すべきと提案をさせていただきます。お答えいただきたいと思います。

県下一律で行うもの（連合長）

【**広域連合長**】名古屋市が現在行っている75歳以上の医療保険制度の問題を他の自治体にも広めることは、75歳以上を要件として県下一律で行われるので、そのようなのを他の自治体に及ぼすことについては考えていない。

独自減免の具体化を急げ（要望）

【**わしの議員**】広域連合独自の減免制度について、早急に具体化していただきたいと思います。そのためにも、国の財政負担割合、引き上げていただきますように、国にしっかりと求めていただきたいと強く要望します。いずれにしても、愛知県広域連合が後期高齢者の命と健康を守って、充実した医療制度を確保するために、力を尽くしていただきますように、強く要望しまして、私の質問を終わります。

《参考》

木全昭子（岡崎市）の質問要旨

・広域連合のあり方について

木全議員】議員定数を34名と決めたのはどの機関か。

連合】全市町村の議会である。

木全議員】議員定数を63名としなかった理由は何か。

連合】市町村の大部分が、できるだけ効率的な規模にすべきとの意見であった。

木全議員】全国で全自治体から議員選出を行っているところはないか

連合】47都道府県のうち議員定数が市町村数に満たないのは25である。

木全議員】議員選出に当たり、各市町村議会において各議員に立候補できる保障が確保されていたのか。議員選出に疑義がある場合に広域連合は指導をするのか。

連合】各市町村議会議長あてに選の執行依頼をし、選出されたものであり、適正に執行されていると考えている。

・被保険者の声の集約について

木全議員】各市町村での制度の周知などをどの程度把握しているか。

連合】制度説明会や出前講座の実施、広報でのP、リーフレットやスターでの発が予定されている。

木全議員】75歳以上の人の声をどのように集約するのか。

連合】被保険者の意見・要望などは市町村の窓口へせられることが多いため、市町村から、せられた意見の集約を図りたい。

・後期高齢者の実態に合った保険料設定にしていく上での広域連合としての準備等について

木全議員】具体的にどれだけの保険料になるのか。試算の段階で公表すべきと考えるがどうか

連合】現時点では政令等がまだ明らかになっておらず、具体的な保険料は見込めない。

木全議員】資格証明書、期保険者証の発行状況、一般会計から国保特会への繰入状況、介護保険の保険料滞納者の状況などの資料を議会に提出して欲しいがどうか。

連合】議会からの要望がある場合にはできる限り提供する。

木全議員】国保で65歳以上で資格証明書が発行されている人がいるか。

連合】健対象者には発行の制度はない。

木全議員】資格証明書の発行についての考え方はどうか。

連合】被保険者への丁寧な対応に心がける。

木全議員】保険料について所得ランクが設けられるか。

連合】設けられない。

・国に対する国庫負担金の増額を求める意見書提出について

木全議員】国に対して国庫負担割合の増額を求める意見書を提出すべきと考えるがどうか。

連合】6月4日に東海4県が合同で国に対し要望を行った。今後も他県と連携を取りながら必要に応じ要望をしていきたい。

各常任委員会の概要(閉会中審査)

7月30日 運輸対策委員会 かとう典子議員

中部国際空港に2本目滑走路は不要

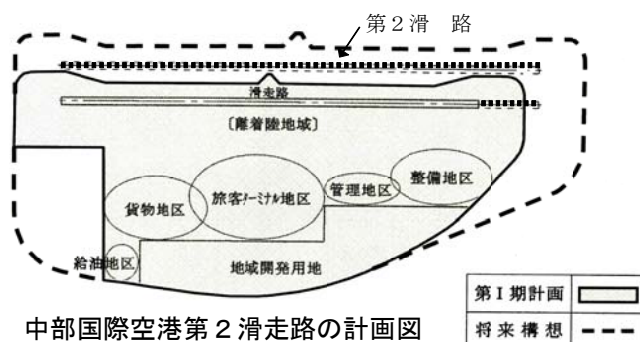
中部国際空港に2本目の滑走路建設をめざして、知事と中部財界が国に要望書を提出したり(7月6日)、財団法人中部空港調査会がシンポジウムを開く(7月27日)など、動きが活発です。

かとう議員は、「第2滑走路の実現には年間発着回数13万回以上に増やすことが目安といわれている。しかし、中部国際空港の発着回数は昨年度、10万7千回。国際貨物の取扱量も目標50万に対して昨年は23万9千だが、採算が取れるか」「8月2日に第2滑走路が稼働する関空と競合するではないか」と追及しました。

かとう議員は、「第2滑走路は利払いや維持費など、会社に影響が大きい。公共事業への目は厳しく国民的な議論が必要ともいわれている」と主張しました。

大高南地区新駅
東側にパークアンドライドの設置を

東海道線の大高(緑区)～共和(大府市)間に新駅を建設する工事が2008年度末の開業めざして進められています。地域開発の一環として名古屋市・大高南特定土地区画整理組合・東海の三者が05年3月に基本協定を結び行われているものです。



中部国際空港第2滑走路の計画図

中部国際空港の業績目標と実績

	05実績	06目標	06実績	09目標
旅客数(万人)	1,165	1,200	1,199	1,330
国際貨物取扱量(トン)	23.3万	30万	23.8万	50万
発着回数	10.6万		10.7万	

05年度の客実 は愛・地空博の71万人を除く

は乗降客数を1日当たり3～4千人と見込んでいます。

にエレベーター、西側の前広場にバスやタクシー、自家用車の乗降場所、駐輪場はの東西に設置、パークアンドライド駐車場は大規模大型商業施設に予定します。かとう議員は、今後住宅が増える東側にもパークアンドライド駐車場や迎用の駐停車場所を設置するよう求めました。

7月31日 経済水道委員会 請願審査 田口一登委員長 かとう典子議員

マックスバリュ太閤店の出店見直しの請願、「保留」

意見書が過去最大の627件も出される

6月議会に提出された「マックスバリュ太閤店(中村区)の出店見直しを求める請願」の審査が7月31日の経済水道委員会で行われました。

かとう典子議員は「大店立地法の届けに対する意見書が627件も出されたことから明らかなように、都市計画道路(町線)に駐車場を設置するやり方など、住民は深い問題として、インのやり方に不信をいだき、出店の見直しを求めている」と、市の指導・対応についてただしました。名古屋市は「過去の意見書数は64件が最大。説明会は適正に行われた。道路が具体化した時点で届けがなされ、説

明することになっている」などと説明しました。

かとう議員は、「道路はもう数年先に事業化されることがわかっており、問題ではないか」と厳しく指摘。また「24時間営業は防上、問題である。病院の正面に駐車場の入り口があって、救急車の出入りに不安があるのに、渋滞は起こらないというのはあまりに無責任でないか」と批判しました。



自民党からも「まちづくりとして考えよ」と指摘

自民党議員からも、「法は法として市独自に意見を交わすべきだ、大型店が勝手に撤退しないように地域 献などのまちづくりの観点が入り入れられた原点に立ち返って考えるべき」と指摘がありました。

8月6日 前9時半からの名古屋市大規模小 店舗立地審議会の動向を見るため「保留」となりました。

請願審査 教育子ども委員会 山口清明議員

教育子ども委員会では、8月6日に教育委員会関係、7日に子ども青少年局関係の請願審査が行われ、日本共産党の山口清明議員が、各請願の採択を求めて質疑しました。



30人学級の効果はつきり 全学年で計画的に拡大を

名古屋市では、学校生活になれるためとして、小学校2年生まで30人学級を実施しており、今年度からは新たに30人学級実施のための常勤講師を配置するようになりました(今年度は7名)。30人学級の拡大を求める請願について、山口議員が「2年生までの30人学級について効果はどうか」とたずねたのに対して、市教委は「平均欠席日数が減り、4日以上欠席する児童も減っている。また、字や計算などの学 状況が90%以上の学校で改善し、学 態度も80%の学校でよくなっている」と答えました。山口議員は「3年生以上は少人数指導というが、先生が授業の進度をあわせるための打ち合わせに時間をとられるなど問題点も多い。生活面でも学力面でも効果のある少人数学級を3年生以上にも拡大すべきだ」と請願の採択を求めましたが、市教委は「少人数では友 が限られるなどの問題や、体育や特別活動への支障もあり、3年生以上では40人以下が適正」と答え、請願は正 委員長の提案により「保留」となりました。



た。

公明党議員からは「請願者の中に都市計画道路に反対する人がいる。しかし道路に賛成したので出店できると理解されているのか。趣旨のわかりにくい請願だ」と請願趣旨に関係のない発言が び出しました。

「学校病」にアトピーなどの指定を

また、就学援助を受ける方に医療費が支給される「学校病」(中 ・ 歯など)に、アト 一性皮膚 などのアレルギー疾患を指定するよう国に求める請願では、山口議員は「小学校5年生で、アト 一性皮膚 が02年309人(1.63)から06年891人(4.65%)と3 近くに増えているという調査もある。治療が長期間にわたるからこそ指定をすべきでないか」と採択を求めましたが、「保留」となりました。

子どもの医療費無料化は、国・県の制度拡充で財政的条件ひろがる

子ども青少年局関係の請願では、山口議員の質疑に対し、当局は「子どもの医療費を中学校卒業まで所得制限なしで入・通院とも無料化した場合、約50億円必要だが、2008年度からの国の医療制度改革で7.4億円、県の制度拡充で8億円から10億円の市の財源が浮く」との試算を明らかにしました。学童保育の補助拡大などの請願が「保留」となりましたが、難病であるムコ多 に関する請願(紹介議員は港区全議員)は全会一致で採択されました。

8月6日 名古屋市大店立地審議会

マックスバリュ太閤店の出店計画に「意見なし」

627件の市民意見にこたえず

名古屋市大店立地審議会が開かれ、「マックスバリュ 店(中村区)」と「ホームセンターコーナン名古屋市港区店」について審議が行われ、いずれ

も「意見なし」となりました。

このうち、住民から627件もの意見書が出されたマックスバリュ 店については、委員から「駐車場が都市計画道路(町線)の建設が明らかになっているのに、何もいわないのはおかしい」「今すで

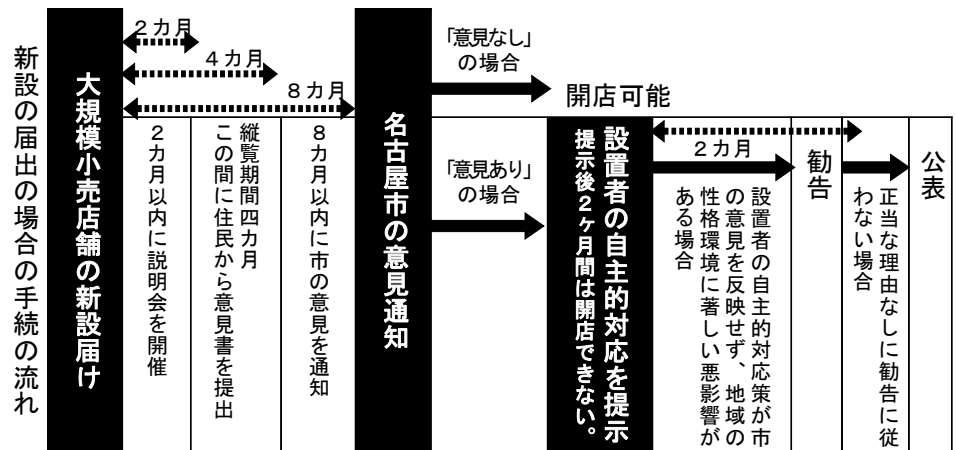
にわかっていることなのだから、方向性だけでも明確にすべきだ」などの意見が出されました。しかし、当局は、「大店立地法では変更時に届けがでて、そのときに説明会も行われる。道路が具体化した時点で届けがなされ、説明することになっている」などとし、審議会としては「立地法上は意見なし」とな

り、「周辺対策の充実をすすめ、道路による駐車場削減への早期対応と地元説明を」という付帯意見を付すこととなりました。

なお、7月31日の経済水道委員会では、「同店の出店見直しを求める請願」は、同審議会の動向を見守ることで「保留」になっています。

大規模小売店舗立地法のあらまし

大規模小売店舗とは	店舗面積が1,000㎡を超える建物。施設やフィジビリティ、施設等でも、その中の店舗面積が1,000㎡を超えれば大規模小売店舗となる。
市は何をする	周辺の生活環境が守られるよう適切な配慮がなされたものになっているかをチェックし、計画の修正が必要な場合には、「市の意見」として通知する。
配慮すべき生活環境とは	来店車両で付近の道路が渋滞するといった「交通」に関すること、大規模小売店舗から発生する「ごみ」の運搬・処理や「リサイクル」に関すること、大規模小売店舗と「街並みづくりの調和」に関することなど。
手続の流れ	大規模小売店舗の新設等の届出がされると、大店立地法に則って届出書の提出や説明会等があります。新設の届出を例に手続の流れを示します。



8月6日 都市消防委員会 さとう典生議員 くれまつ順子議員

大規模集客施設の立地を規制

8月6日の都市消防委員会で住宅都市局は大規模集客施設の立地について、法律で規制されなかった準工業地域について規制する考えを明らかにしました。

法改正で三つの地域を規制 (11月30日より)

従来想定していなかった地域に大ショッピングセンターが進出する事例が増え、住宅地域への車の進入による騒音、排気ガスなど環境悪化、生活道路での車の増加など様々な問題が生じています。これらの改善を求める声が強くなり、都市計画法が改正され、これまで無制限だった第二種住居地域、準住居地域、工業地域で床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設の立地が今年の11月30日から制限さ

れます(特別な場合は立地可能)。

準工業地域は市独自に規制

法律で規制されなかった準工業地域について、名古屋市は都市計画審議会に諮問し、市独自での規制の検討をしていました。その素案を議会に報告したものです。日本共産党は準工業地域についても規制するようこれまで求めてきました。

ワンダーシティ(西区)がかけこみ工事

委員会で日本共産党のくれまつ順子市議は、規制が実際に行われるまでの間の「かけこみ」について、西区のワンダーシティ(工業地域・11月20日着工予

定、延べ床面積約24万㎡)の建替えを例にして「市として指導・規制すべきではないか」と追及。当局は法律施行前の規制はできないと答弁しました。

さとう典生市議が「目の前で法律違反・既存不適格になる建物を認めるわけにはいかない。今回の素案の基準を当てはめ、規制後と同じように『地区計画』をつくるべきではないか」と指摘しました。

与党議員からも「今回の規制で本当に進出を止めることができるのか」「住民意見をどれだけ尊重するのか」と当局の姿勢を問う発言が相次ぎました。

◆大規模集客施設の立地に対する新たな制限

都市計画法及び建築基準法の改正による見直し			名古屋市の素案	
用途地域	店舗等の床面積制限			
	現行		改正後	名古屋市の素案
第一種低層住居専用地域	50㎡超不可		50㎡超不可	50㎡超不可
第二種低層住居専用地域	150㎡超不可		150㎡超不可	150㎡超不可
第一種中高層住居専用地域	500㎡超不可		500㎡超不可	500㎡超不可
第二種中高層住居専用地域	1,500㎡超不可		1,500㎡超不可	1,500㎡超不可
第一種住居地域	3,000㎡超不可		3,000㎡超不可	3,000㎡超不可
第二種住居地域	制限なし	➡	10,000㎡超不可	10,000㎡超不可
準住居地域			制限なし	制限なし
近隣商業地域				
商業地域				
準工業地域			➡	10,000㎡超不可
工業地域	不可	不可		
工業専用地域			不可	

これらの規定は、平成19年11月30日に施行される予定

20年秋ごろを予定

※ただし、立地が制限される地域でも、大規模集客施設の立地を可能とする地区計画制度として「開発整備促進区を定める地区計画」が新たに設けられている。

名古屋市都市計画審議会でも審議

同日 後の都市計画審議会で、審議会委員のさとう市議は例外的進出を認める基準について質問し、例外的立地を簡単に認めることがないように確認しました。また、準工業地域の規制が来年夏以降となることが明るみになり、法律の規制開始からずれるなかで、南区の住友電工跡地(準工業地域)について、かけこみを認めないようにすべきだと強く求めました。



北側のマンション群。目の前が駐車場ビルになる計画です。



ワンダーシティの用地は、工業地域であり11月30日から規制されるために、11月20日からかけこみ工事を進めようとし住民から批判の声が…。

8月30日・31日 経済水道委員会 田口一登委員長 かとう典子議員

徳山ダム 導水路

水余りで不要なのに890億円 長良川河口堰の利用につなげたいためのムダ

8月30日の経済水道委員会で徳山ダム導水路の説明がありました。川から木曽川へ流し、山取水場への上流ルートに加え、上流ルートの途中の長良川で一部を流し、河口堰の上流部から木曽川大堰の下流部に新たな下流ルートをつくり、木曽川大堰の上流部の日取水場で水を取ろうという提案です。

導水管に水は流れない

かとう典子議員は「渇水対策というが、平常時には水は流れるのか」とただすと、「異常渇水時以外には上水道の水は流れない」と説明し、工業用水が転

換されたときは水が流れることを明らかにしました。また、水需要について「市の給水量は92年度の92万を17万に減少し、2005年度の1日平均給水量は81.7万、最大でも102.3万。屋ダムや味川ダ

木曽川水系連絡導水路の費用負担 (単位:億円)

	費用	用途	国	岐阜県	愛知県	三重県	名古屋市
上流施設	880	治水	402.2	29.3	130.2	12.9	
		利水			186.3		119.1
下流施設	10	治水	6.0	0.4	1.9	0.2	
		利水					1.5
合計	890	治水	408.2	29.7	132.1	13.1	
		利水			186.3		120.6
		計	408.2	29.7	318.4	13.1	120.6

ムにより10年に一度の渇水時でも給水能力は106.3万 であり、徳山ダムの水は必要ないと批判しました。

総事業費は当初より10億円減りますが、市の負担は40億円ほど割高になります。しかし「長良川河口堰の導水に道が開いた」とムダにムダを重ねる姿勢を示しました。



万博や名城博の余剰金 13 億を含め、6 年で 17 億円余の寄付 本丸御殿復元 市民の機運も高まらないのに

31日には本丸御殿復元について質疑が行われました。

財界に寄付を要請するが

総工費150億円（設計や障壁画の模を含む）のうち50億円は市民、企業からの 付で賄う計画ですが、今年度7月末時点で17億8千万円で、まだ目標の34%です。市は7月に名古屋商工会に 付を要請、9月には中部経済連に要請し企業からの 付を集める算段です。

一般市民からの 付は引き続き低調です。与党議員から「目標件数をもつべきだ」などの が出る一方、「市民は余り関心がない。区政協力員を使った金集めは考えていないと思うがどうか」との質問が出され、「そういう計画はない」と市は答えました。

「公園整備」の名目で国に補助金要請

あとの100億円は「国や県からの補助金や市の活用」で賄う計画です。かとう議員の国の補助金についてただし、市は国の補助金を名城公園整備の位置づけで申請し、金額は最大で90億円、半額の45億円の補助金を考えていることがわかりました。かとう議員は「それではパーベキ一施設の整備と同じではないか。市民の税負担などが増大している中で一般財源の負担は小さくするべき。復元の気運が盛り上がらない」と主張しました。

与党議員も「なぜ公園整備事業か。文化的に価値の高いモノだからこそ 付も れる」「財源見通しが い」と批判しつつも、「 をくくってやってほしい」と推進の姿勢を示しました。

なお、当日開かれた21世紀まちづくり特別委員会でも、さとう典生議員が市当局をただしました。

8月31日 教育子ども委員会 山口清明議員

名古屋市が保育施策のあり方指針案を発表 公立保育所の役割をふまえた計画を

8月31日の教育子ども委員会では、市が策定した「名古屋市保育施策のあり方指針（案）」について所管事務調査が行われ、山口清明議員が問題点をただしました。

この「指針案」は、「名古屋市就学前の教育・保育のあり方研究会」の保育専門部会が7月に発表した報告をふまえて市が作成したもので、2007年度から2016年度までの10年間を計画期間としています。

保育士の経験年数のバランスは 「保育の質」の確保に必要

山口議員は、「『指針案』では、保育の質の確保・向上を目標にかかげているが、子育て経験のある保育士の存在など、保育士の勤続年数は大切だ。公民格差是正のために民調費（民間社会福祉施設運営費補給金）があるが、実際には、民間保育園では30歳未満の保育士が55%という現状であり、市はどのように評価しているのか」と質問。これに対し子ども青少年局は、「バランスの取れた年齢構成は必要だ。民調費で制度としては公立も民間も同じ仕組みになっており、民間でも、もう少し長く働き続けられるようにしたい」と答えました。

山口議員は、「仕事と子育ての両立を支援する保育園こそ、率先して 性も働き続けられる職場にしなければいけない」と指摘しました。

1～2中学校区に1つの「エリア」

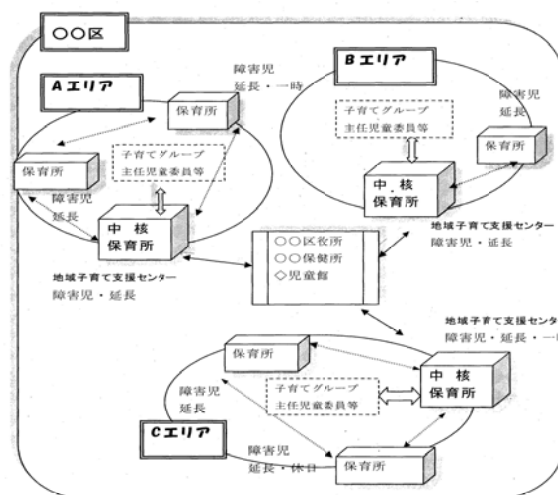
「指針案」では、保育所のあり方として、1～2中学校区に1つのエリアを設定し、エリア内でネットワークを構築し、質の高い保育を提供する「中核保育所」をつくり、公立保育所の一部と先進的な民間保育所が担い、公立保育所は「おおむねエリアごとに配置される必要がある」としています。

山口議員は「公立保育所の役割について『スタンダードな保育の提供とセーフティネット的な役割』と明確にしていることは評価できるが、『おおむねエリアごと』とは、公立園をエリアに1つまで減らすということか」とたどしました。

当局は「少なくともエリアごとに配置するということで、公立園の具体的な数は今後検討する」と答えました。

市立則武保育園民営化の教訓をふまえ、公立での建て替えを

山口議員は、則武保育園を民営化した教訓について質問。当局は「計画の公表から移転・開所までの期間が 長く、保護者に不安を与え、理解が得られなかった」と答弁しました。山口議員は「築30年



以上の保育園が75カ所で、 化により改築が必要と言われていたが、それを一気に民営化するのはそうとう無理がある」と指摘しました。また、「早急に移転や改築が必要な保育園とは、具体的にはどこか」と質問。当局は「市営住宅の建て替えがすでに決まっている所など数カ所あり、民営化できる所はないか検討している」と明らかにしました。

山口議員は「子育て困難な家庭やひとり親家庭への支援など、公立保育園が果たすべきセーフティネットの役割は大きい。市営住宅の建替えにともなう改築では、公立で建て替えることもするべきだ」と主張しました。

9月5・6日 公社対策特別委員会 うめはら紀美子副委員長 田口かずと議員

名古屋食肉市場
(名食)

フジチクの脱税事件で経営悪化 輸入豚肉の取扱いゼロに

公社対策特別委員会が5日から11日まで開かれ、市の外 団体について審査しています。5日は市民経済局関係が対象で、田口議員は名古屋食肉市場(名食)にたいして、経営悪化の原因とフジチクとの関連について質問しました。

脱税による輸入豚肉の扱い減少・中止で取扱高が6割も減少

名食は2001年度以降、赤字が続き、2006年度末で積赤字が約38億円、 務超過も約33億円。取扱高も01年度の450億円から06年度の194億円に 減しています。田口議員は、「フジチクグループによる輸入 の 税事件の影響で、名食の取扱高の約4割を めていた輸入 が、06年度にはゼロになった。フジチクの不正行為が名食の経営状況を厳しくさせ

名食を食いものにしてきたフジチク

2005年6月に発覚した輸入 の差額関税制度を悪用した 税事件。フジチクは愛食を通じて発覚の10年前から不正を行って来ました。愛食が名食に事業を59億円で譲渡された後も2002年5月から2003年9月まで、62億8千万円の関税を 税しました。名古屋食肉市場の社長だったフジチク出身の藤村 が逮捕、起訴され有罪になっています。

名古屋食肉市場(株)の取扱高(億円)				名食の赤字 (▲=赤字)
年度	名食の総額	うち 愛食分	うち 輸入	
2000	90	なし	なし	740万
2001	450	375	168	4億4520万
2002	398	315	174	5億5043万
2003	325	237	137	6億9187万
2004	282	182	99	10億9729万
2005	199	101	18	8億9402万
2006	194	91	0	2億160万

た要因の一つではないのか」と追及。名食も輸入の取扱高の減少・中止が要因の一つと認めました。

愛食からの譲渡に59億円の価値はない

輸入の取扱いは、名食が愛食（愛知食 市場協同組合）から譲り受けた事業の一つです。愛食か

らの譲渡に際して名食は、愛食に59億円を支払いました。田口議員は、「愛食から譲り受けた輸入は不正にまみれ、価値がなかった。譲渡価格の59億円は現時点でも適切だと認識しているのか」と質問。当局は「現時点でも適切な価格」と強弁しましたが、その根拠が問われます。

「元議員が監事でなくとも業務に支障なし」 天下りを容認した姿勢を批判

教育スポーツ振興事業団
・名古屋国際センター

07年度から議員OBの天下り廃止

元議員の外 団体への天下りが、今年度から廃止されました。6日の同委員会では、田口議員が、元議員の役員就任をやめた教育ス ー 振興事業団について質問。「今年度から元議員の常勤 事がやめて、常勤 事が2名から1名に減少したが、これによって 査業務に何らかの支障が生じているか」と問いただしました。同事業団は、支障があるとは答えることができませんでした。

田口議員は、「わが党は天下りの廃止を繰り返し

求めてきた。これまで当局は元議員の天下りについて、『本人の能力、議会活動での知識と経験を生かして、公社の業務改善に適切な指摘をいただける』とやってきた。しかし、元議員の 事がいなくても業務に支障はない。これまで当局がやってきたことは方 だった」と批判しました。

名古屋国際センターも 事が元議員から市職員の務に変わりました。公社は、「 事からの指導の回数は減ったが定期的にアドバイスを受けている」と答え、支障は生じていません。

請
願
審
査

9月10日 財政福祉委員会 わしの恵子議員

療養病床の廃止・削減の中止求める請願 自民・公明・民主がそろって不採択に

9月10日、6月議会で財政福祉委員会に付 された「療養病床の廃止・削減の中止を求める請願」など医療関係の請願4件の審査が行われました。

医療制度改悪に追随する自・公・民

昨年6月に医療改悪法が自民、公明の賛成で可決・成立し、高齢者、重 患者への大幅な負担増などがもたらされています。すでに06年10月からは現役並み所得の70歳以上の高齢者の窓口負担が2割から3割になりました。来年4月からは70歳～74歳の高齢者の窓口負担が1割から2割になり、「 合診療」の拡大が行われます。さらに療養病床の6割削減や後期高齢者医療の創設などが行われ、この市民のくらしを する に対し、市民から請願が出されました。

在宅では不可能、老健も特養もいっぱい

2012年3月までに現在38万床の療養病床を医療型（約25万床）を約15万床に大削減し、介護型（約

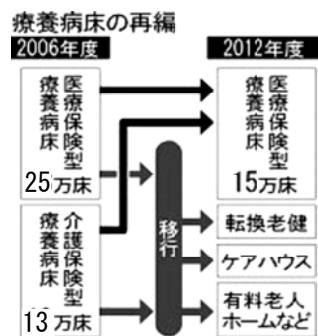
13万床）が全廃されます。

「療養病床の廃止・削減の中止を求める請願」の審議の中で、わしの 子議員は、中日新聞（9月8日）の 事を示し、現地調査して入手した東海療養病床研究会のアンケート結果や市民の声を紹介

し、「特養はいっぱいでは入れない。在宅では不可能であり、医療が必要だから入所している。療養病床の削減はやめるべきだ」と訴えました。しかし、委員会の採決では、国会で医療改悪に反対した民主党は、自民、公明とともに反対し、請願は不採択となりました。

後期高齢者医療制度の負担軽減の請願も自・公・民が不採択

08年4月から75歳以上の高齢者だけの医療制度とし



て後期高齢者医療制度がはじまり、独自の報酬体系で「差別医療」を持ち込み、75歳以上の全高齢者から保険料徴収（年金からの天引きなど）し、保険料の滞納者から保険証を取り上げ、資格証明書発行の措置が可能となる大改悪となります。

請願審議で、わしの議員は「保険料負担を軽減するためにも国の負担増を」などの要求。名古屋市は

9月13日 6 常任委員会いっせいに審議

市民不在の一方的な外部評価

福祉後退・市民サービス切り捨てを促す



名古屋市は 行財政改革 のテコとして1999年度から 行政評価(事務事業評価) を行って 効率的な行政などをうたい、市民に負担増を押しつけてきました。全事業を一巡したのち、3年に1回の評価で事業内容も無視した「効率化」を指標に再評価しています。一昨年度は フト事業772事業がやり に げられ、昨年度は経常的事務事業485事業を「効率的」かどうかを基準に評価、今年度は施設の建設や整備、管理運営の417事業を実施。この中で市立保育園の民営化、特別養護 人ホーム や知的障害者通所授産施設などの民間活用、冷水プールや御 休村の廃止などが盛り込まれています。

必要だと認めても、何でも民営化を

行政評価では市の評価とともに外部委員による評価が行われ、企業経営の視点から「見直しの検討（ ）」「休・廃止の検討（ ）」などの評価がされています。今回は 評価が市評価72事業、外部評価122事業。 評価が市評価で7事業、外部評価で45事業という厳しい結果となっています。

行政評価には住民福祉の向上の視点なし

日本共産党は 「外部評価の視点には効率性の向上に り 住民福祉の増進という視点が欠 している」「市営の冷水プールを廃止するというが、民間施設に冷水プールはない。ス ー クラブなどの 水プー

「法で決まったこと」とし、新たな減免制度について「市の権限ではない」と冷たい態度をとりました。委員会の採決では、日本共産党はすべて賛成しましたが、自民・公明・民主が国の財政負担割合引き上げについては「不採択」、減免制度などについては「審査打切」としました。

ルは会費1万円などとなっており、市民が気軽に利用できるプールが必要ではないか」「母子生活支援施設や乳児院などセイフティネットの役割を果たす施設は直営であるべきだ」「民営化は、これまで市職員が、がんばってきたことを無にするのではないか」などと、各常任委員会できびしく批判しました。

行政評価の結果（施設の建設・整備）

区分	説 明	施設建設		整備事業	
		市	外部	市	外部
	計画通りに事業を進めることが適当	23件	19件	31件	31件
B	事業の進め方の改善の検討	1件	5件	20件	20件
	事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討	0件	0件	0件	0件
	事業の抜本的見直し、休・廃止の検討	0件	0件	0件	0件
	合 計	485件		51件	

行政評価の結果（施設の管理・運営）

区分	説 明	公の施設		その他	
		市	外部	市	外部
	計画通り管理運営を進めることが適当	22件	14件	33件	20件
B	運営改善の検討	175件	100件	33件	41件
	施設のあり方のみ直しの検討	63件	113件	9件	9件
	統廃合・民営化の検討	7件	40件	0件	5件
	合 計	267件		75件	

◆外部評価でのD評価の主なもの

事務事業名	総合評価		外部評価の理由
	市	外部	
会館			代替施設はいくらでもある
名古屋市民御 休 村			必要性が低下
知的障害者厚生施設希望			民間活用を

(参考) 大型公共事業などの評価

本丸御殿の復元			
東山総合公園（有料区域）	B		

外部評価委員 (◎：委員長 ○： 委員長)
 ◎ 加藤 子 関西学院大学専門職大学院経営戦 研究科 教授
 ○ 藤友之 (有) 加藤 エンタープライ 代表取 役
 田 日本福祉大学経済学部 教授
 神谷紀子 元愛知県 査委員事務局長
 木村 税理士・名古屋大学法科大学院非常勤講師
 長谷川 子 名古屋大学大学院経済学研究科 教授・総長補
 島 三 弁護士
 三島知 世 名古屋工業大学大学院工学研究科 教授
 NPO法人 ランタリーネイバー 事務局長

声明・申し入れなど

6月議会以後9月議会終 までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1 「消えた年金」問題の不安払 、解決のため積極的な取り組みを求める申し入れ(7月10日)
- 2 守山市民病院の産科入院(分娩)の廃止に関する申し入れ(7月11日)
- 3 自衛 の名古屋港入港についての緊急申し入れ(8月23日)
- 4 地下 談合事件判決にあたって(10月15日)
- 5 名古屋市会メキシコ市姉妹都市提携30周年 念公 代表団への不参加について(10月17日)

「消えた年金」問題の不安払拭、解決のため積極的な取り組みを求める申し入れ

2007年7月10日
名古屋市長 原 様

日本共産党名古屋市議員団
団長 わしの 子

いま、いわゆる「消えた年金」問題をめぐり、年金加入者・受給者に不安が広がっています。

日本共産党は、国の責任で「被害者を一人も残さず、一 も早く解決する」という原則にたち、年金保険料の納付 録をただちに全加入者・受給者に することなど「5つの緊急対策」を提案し、「消えた年金」問題の抜本的解決をはかるとともに、国民が信頼できる年金制度の確立のため活動しています。

この問題をめぐる不安払 と 合をすすめるうえで、かつて国民年金保険料の収納業務をおこない、住民に身近な相談窓口である名古屋市の役割は重要です。

名古屋市は、保管している年金 録を開示し、特別の相談体制をとり、国の関係機関と連携して 録の 合、保険料納入者の特定など、問題解決にあたることが求められます。

よって、以下の事項について申し入れるものです。

- 1 広報なごややホームページなどで、年金 録を保有していることを住民に知らせる。
- 2 年金 録を本人に開示する。
- 3 市として「消えた年金」問題の特別の相談体制を設ける。

守山市民病院の産科入院(分娩)の廃止に関する申し入れ

2007年7月11日
名古屋市長 原 殿

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの 子

名古屋市は、緩和ケア病棟整備を含む市立病院整備基本計画の説明会を8月2日に行うと、守山区民に案内しています。これは、守山市民の意向や要望を全く無視しており、容認できません。また、病院管理課より発表された「守山市民病院の再整備スケジュール」には、2008年4月から産科入院(分娩)の廃止が明 されています。これは、市内で最も出生率が高く、若い世代が増えている中で、子育て環境を整備していく名古屋市の政策に全く反するものです。さらに、この7月には、守山市民病院において産科入院(分娩)の廃止を病院にて周知する計画があると聞きました。市民はお産の廃止を誰も望んでおりません。市民の納得のいかないうち、あくまでも計画を推進する姿勢に 議し、以下の事項について申し入れます。

- 1 産科入院(分娩)廃止を撤回すること。
- 2 産科入院(分娩)廃止計画の案内は市民への説明と納得が得られるまで行わないこと。

自衛艦の名古屋港入港についての緊急申し入れ

2007年8月23日
名古屋港管理組合 管理者 原 様

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの 子

8月24日に海上自衛 護衛 「さわゆき」 (2950) が名古屋港に入港し、25日 (土) 26日 (日) と夏休み最後の 末に、 ーデンふ頭で一般公開を行う予定が明らかになった。

この護衛 は、今年5月にも、また2003年8月にも同じ本港の ーデンふ頭で一般公開を行っており、名古屋港への 港が 常化されつつあるのではないかと、との 念さえ広がっている。

先の参議院選 では、平和 法を変え、日本を米 の戦争に引きずり込む動きを強める安 内 の政策に厳しい審判がくだされた。日米 事同 の強化と有事法制の整備が進む下での、 のあいつぐ入港は、港の事利用をすすめるものであり平和な商業港としての名古屋港の発展とは相容れない。

開港百周年を迎える名古屋港は 港ではない。アジア各国との 易が比重を高めつつある本港にとって、日本がかつて引き起こした 戦争や 民地支配を反省した平和 法を守り、港の 事利用を許さないと宣言することこそが求められている。 の入港は、断じて容認するわけにはいかない。

よって以下のとおり申し入れる。

- 1 港湾管理者は、名古屋港の 事利用につながる自衛 の入港を 否すること。

地下鉄談合事件判決にあたって

2007年10月15日
日本共産党名古屋市議団
団長 わしの 子

本日、名古屋地裁は、名古屋市発注の地下 延伸工事をめぐる談合事件で有罪判決を大林組など大手ゼネコン関係者に下しました。

党市議団は、事件が発覚した本年1月、名古屋市長に対し、真相解明と抜本的な再発防止策を求めてきました。今回の判決は、地下 建設という市民の暮らしに大切な公共事業を食い物にし、利権を得てきた大手ゼネコンに対する市民の怒りを反 したものです。

党名古屋市議団は、ひきつづき、(1) 入札・契約について、厳格な再発防止策を打ち立てるとともに、市民の足を守るにふさわしい地下 工事がおこなわれること、(2) 市幹部職員OBの関連企業への「天下り」を全面的に禁止すること、(3) 市長や議員に対する企業・団体からの政治献金を禁止し、パーティー の購入を求めないこと、などの実現にむけ全力を尽くす決意です。

名古屋市会メキシコ市姉妹都市提携30周年記念公式代表団への不参加について

2007年10月17日
日本共産党名古屋市議団
団長 わしの 子

本日の本会議で、日本共産党市議団は、「名古屋市会メキシコ市姉妹都市提携30周年 念公 代表団」に不参加の態度をとりました。

1978年から始まったメキシコ市との姉妹都市提携は、今年で30周年を迎えますが、わが党は心から歓迎するものとして今回の周年事業に参加する方向で検討を続けてきました。

しかしながら、10月3日に発表された日程では、メキシコ市との「姉妹都市提携30周年 念事業」としながら、メキシコ市での 念 典を始め3日間の日程以外に、アメリカ合 国のマイアミ市、ホームステッド市、 ストン市、 ー ーク市の視察日程が4日間予定されています。姉妹都市との交流を深めつつ、より簡素な計画を立てることは可能でした。

以上から、メキシコ市との姉妹都市提携を尊重する立場から、派遣そのものには賛成するものの、団代表の派遣は取りやめることにしました。

なお、「名古屋市会北米視察団」派遣は、今 の市会議員選 で市民から批判の強かった海外視察費で行うものであり、反対しました。

資料

資料1 行政評価の実施結果について (9月7日)

資料2 新年度予算編成についての依命通 (10月2日)

資料3 2007年度名古屋市予算編成についての重点要求 (10月3日)

資料1 行政評価の実施結果について (9月7日)

1 行政評価の趣旨

行政が行う施策や事務事業の目的や成果に着目し、「市民にとっての効果」という視点から客観的に評価・検証を行うもので、その結果を改革・改善に結び付けることにより、より効果的・効率的な市政、市民にわかりやすい市政の運営を目指す。

2 行政評価（事務事業評価）の目的

- (1) 市民への説明責任の向上
- (2) 職員の意識改革
- (3) 事務事業の効率性の向上
- (4) 事務事業の見直し

3 平成18年度の実施方法

(1) 実施機関

市長事務部局及び行政委員会

(2) 評価対象事業

平成17年度以降の事務事業評価については、15年度の段階ですべての事務事業について評価をしており、評価としていわば二巡目に入ること踏まえ、事務事業を型別に概ね3分の1ずつに分け、3年間に1回評価の対象としている。

この考え方に基づき、平成19年度は、平成18年度に実施した事務事業のうち、型2「施設の建設」、型3「整備事業」及び型5「施設の管理運営」の417事業を評価対象とした。なお、型5「施設の管理運営」においては、「行財政集中改革計画上の『公の施設』」（以下、「公の施設」という。）とその他の施設（以下、「その他施設」という。）のいずれかに分した。

年度	事業	型	説明
17年度	1	フト事業	建設・整備事業を除く自主事業
18年度	4	経常的事務事業	法により実施が義務づけられた事業、電算保守等の定型的業務
19年度	2	施設の建設	市民利用施設等の建設
	3	整備事業	道路や公園等の面整備
	5	施設の管理・運営 (公の施設・その他施設)	市民利用施設をはじめとする施設の管理運営

(3) 評価項目及び視点

評価項目及び視点は、事業型に応じて以下

のとおり設定した。

なお、型5「施設の管理運営」については、学識経験者等5名からなる「名古屋市の施設のあり方研究会」からの意見を踏まえ、評価項目及び視点を再整理した上、評価を行った。

ア 型2「施設の建設」及び 型3「整備事業」
評価項目及び視点】

評価項目	視点
有効性	施策が目指している状態に対する事業の有効性
効率性	実施主体、経済性・手法の妥当性
成度	事業の計画に対する 成状況

評価項目による評価に基づき、総合評価 ～ を付した。～ の説明は次のとおり。

総合評価	説明
	計画どおりに事業を進めることが適当
B	事業の進め方の改善の検討
	事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
	事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

イ 型5「施設の管理運営」

評価項目及び視点】

評価項目	視点
公共性	公的関与の範囲、関与の妥当性、必要性・公益性
有効性	換性、利用度
代替性・効率性	管理適当主体の妥当性、経済性・手法の妥当性
成度	目標に対する 成状況

評価項目による評価に基づき、総合評価 ～ を付した。～ の説明は次のとおり。

総合評価	説明
	現状どおりに管理運営を進めることが適当
	運営改善の検討
	施設のあり方の見直しの検討
	(ア) 役割の再整理 (イ) 機能の縮小 () 管理運営主体・体制の見直し
	統廃合、民営化の検討
	(ア) 施設の廃止 (イ) 他施設との機能統合、施設統合 () 民営化による事業の継続

(4) 評価の実施

市評価については、事務事業評価を作成することにより、平成18年度実施事業の評価を行った。

また、外部評価については、学識経験者等9名からなる「名古屋市行政評価委員会」を設置し、市評価を行ったすべての事務事業について市評価を行った。

名古屋市行政評価委員会は、市評価と同様の評価項目及び視点を基本にしつつ、とりわけ「行政と民間の役割分担」「サービス料の適正化」「費用対効果」の観点を中心に、評価を行った。

なお、外部評価のとりまとめにあたっては、事業所管局とのヒアリングを集中的に実施した。

4 市民への公表

用子を、「市民情報センター」（市役所西）や、各区役所の「情報コーナー」などに設置するとともに、名古屋市政公用サイトに掲げる。

5 評価結果の活用等

- (1) 行政評価結果に基づき、さらに検討を行い、事務事業の改善、見直しやシフトを図り、予算などに反する。
- (2) 型5「施設の管理運営」については、評価結果をふまえ、今後の施設のあり方や運営改善の方策など、市としての方針案を検討する。
- (3) これまでの事務事業評価の課題を整理し、手法の改善に取り組む。

6 評価結果 市全体

	市の評価		外部評価	
	事業数	割合	事業数	割合
	18年度決算見込		18年度決算見込額	
A	109件	263%	84件	20%
	755億2,581万円	38%	709億5,762万円	36%
B	229件	255%	166件	40%
	769億3,644万円	39%	714億1,810万円	36%
C	72件	17%	122件	29%
	444億4,123万円	22%	525億4,011万円	26%
D	7件	2%	45	11%
	14億 88万円	1%	33億8,854万円	2%
計	417件	100%	417件	100%
	1,983億0,438万円	100%	1,983億0,438万円	100%

7 外部評価委員 (◎：委員長 ○：委員長)

◎ 稲沢克祐 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授

○ 加藤玲子 (有) 加藤寿エンタープライズ代表取締役
○ 齋藤友之 埼玉大学経済学部社会環境設計学科准教授
神谷紀子 税理士・名古屋大学法科大学院非常勤講師
木村彰吾 名古屋大学大学院経済学研究科教授・学長補佐

太田哲男 元愛知県監査委員事務局長

長谷川桂子 弁護士

秀島栄三 名古屋工業大学大学院工学研究科准教授

三島知斗世 NPO法人ボランティアネイバー事務局長

資料2 新年度予算編成についての依命通達 (10月2日)

1 基本的な考え方

平成20年度の本市財政を見通すと、市税収入においては、個人所得が増加傾向にあることや、景気の回復の持続により企業収益の改善が続いていることなどから、一定の増収は見込まれるものの、歳出においては、大量退職に伴う人件費や医療費、介護費などの義務的経費の伸びが避けられず、依然として厳しい財政状況にある。

こうした中にあっても、限られた財源を効率的・重点的に配分し、生活、環境、文化、産業のすべての分野にわたって調和のとれた、「りと愛着の持てるまち・名古屋」を実現し、市民満足度を高めなければならない。そのため、「新財政健全化計画」に掲げた「財政の望ましい姿」の実現に向け、将来世代へ負担を先りしない、持続可能で強固な財政基の確立をめざし、財政健全化に取り組む必要がある。

平成20年度予算の編成にあたっては、引き続き中期的な財政収支見通しに基づく財源配分型め予算編成を行うこととし、各局はこの予算編成システムの

趣旨を踏まえ、経営感覚を醸し、行政評価制度の活用による施策のシフト、事務事業の効率化とコスト削減などに、積極的に取り組まなければならない。

こうした取り組みを行い、「重点化についての基本方針」に基づく事業には、優先的に財源を配分することにより、「名古屋新世紀計画2010第3次実施計画」（以下「第3次実施計画」という。）の着実な実行を図ることとする。

2 中期的な収支見通しと国の制度改正への適切な対応

現行制度を前提とした平成20年度から平成22年度までの3年間の収支見直しでは、依然として200億円を超える収支不足が見込まれることから、計画的な定員管理等による人件費の抑制や、事務事業の見直しなどの財政健全化への取り組みに加え、行政改革推進を発行せざるを得ない状況である。（別1、2参照）

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、国の歳出・歳入一体改革、医療制度改革などに伴う本市への影響については、現段階では見通すことが

(別添1) 収支見通し(一般会計)

現在の制度を前提に、景気の動向や対象者数の増減などの経費の見積もりに、財政健全化への取り組みによる歳入の増・歳出の減を考慮して作成した収支見通しは次のとおりである。(単位:億円)

区分	2007年度 当初予算額	2008年度	2009年度	2010年度
歳入	市税	5,167	5,349	5,471
	市債	850	794	748
	その他	3,773	3,706	3,833
	計	9,790	9,779	9,985
歳出	人件費	1,929	1,925	1,911
	扶助費	1,595	1,594	1,609
	公債費	1,480	1,426	1,454
	投資的経費	990	991	1,188
	その他	3,796	3,843	3,833
	計	9,790	9,779	9,985
差引収支	-	-	-	-

(別添2) 財政健全化への取り組み等 (単位:億円)

区分	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
計画的な定員管理等による人件費の抑制	30	32	54	75
経費の削減(事務事業の見直しなど) 受益者負担の適正化 公営企業の経営健全化の促進	94	43	95	140
未利用土地の売却等	66	73	30	30
行政改革推進債の発行	126	100	50	
合計(収支不足額)	316	248	229	245

困難であり、今後の動向によってはさらに厳しい状況も予想されることから、各局においては情報収集と影響に対する適切な対応に努める必要がある。

3 財源配分の考え方

各局における経営感覚の発 展、自主的な歳入確保努力を図るため、市税収入などの一般財源を配分することとする。(別 3参照)

具体的には、以下のように配分する。

- (1) 経常経費、経常化している政策経費に充当する一般財源については、事務事業の積極的なシフト、見直しを促すため、財源不足分を圧縮したうえで配分する。
- (2) 法定事業・ 務負担行為等経費に充当する一般財源については、所要見込額を配分する。
- (3) 重点化枠及び 時・政策経費に充当する一般財源については、別枠として留保する。

4 重点化についての基本方針

平成20年度予算においては、「第3次実施計画」に基づき、以下の4つを重点テーマとするとともに、開府400年に向けた取り組みを進めるものとし、3つの視点により重点化を図ることとする。

(1) 重点テーマ

① 環境

環境にやさしいライフスタイルの確立、身近な自然の保全と創出、環境にやさしく人にもや

さしい都市の形成など環境首都を目指した取り組み。

② 交流・産業

家文化・ものづくり文化など名古屋の個性の発信、新たな拠点の形成による活力の向上などにより、れる人や住む人にとっての都市や地域の個性と 力の向上、観光や産業の活性化など交流と活力を創出する取り組み。

③ 安心・安全

高齢者や障害者のいきいきとした生活を実現する福祉や災害に強いまちづくり、防 対策などにおいて、自助・共助・公助の仕組みが調和した地域づくりへの取り組み。

ひと・未来

子どもが健やかに生まれ育つための次世代育成支援や教育の充実など未来の名古屋を支えるひとの育成に向けた取り組み。

(2) 重点化の視点

① 戦 性

中長期的な観点・総合的なまちづくりの観点・都市の意 を示すという観点などから戦 性を持って名古屋のまちづくりを具体化する事業。

② 協働性

多様な主体が連携・協働するなど市民の力を発 する事業。民間の知 ・活力が発 される事業。

③ 緊急性・適時性

平成20年度に事業を実施することが特に要請される事業。

(別添3) 予算編成の財源配分について

以下の経費区分により、一般財源を配分。

①経常経費 ②経常化している政策経費	③法定事業・ 債務負担行為等経費	④臨時・ 政策経費	⑤重点化枠
事務事業の積極的なシフト、見直しを促し財源不足に対応するため圧縮して配分	所要見込額を配分	150億円を留保	
特定財源 (国庫補助金など)	特定財源 (国庫補助金など)	特定財源	特定財源
一般財源 (市税収入など) 2,674億円 ↓ 圧縮 2,599億円 圧縮額 ▲75億円	一般財源 (市税収入など) 3,695億円	一般財源	一般財源

④と⑤で150億円

経費圧縮の考え方

- ・人件費…計画的な定員管理等による削減額
 - ・扶助費…△3%
 - ・その他…△5%
- ただし、維持補修費については、施設の 化等を考慮し、圧縮しない

資料3 2007年度予算編成に対する重点要求 (10月4日)**「2008年度予算編成にあたっての重点要求」の提出について**

福田政権は、来年度も社会保障予算を抑制する「構造改革」路線をつづけ、「困と格差」に追い打ちをかける政治を進めようとする一方で、国民の批判の声に押されて、国民負担増の部分的な凍結を検討せざるをえなくなっています。こうしたもとで名古屋市が、「構造改革」路線をそのまま地方にもちこむ「悪政の下請け機関」化を続けるのか、それとも「住民の福祉と暮らしをまもる」という地方自治体の本来の役割を取りもどすのかが問われています。

そこで、来年度の予算編成にあたっては、わが党は、①国による住民負担増と社会保障切り捨てに反対し、暮らしと福祉をまもる、②「民営化万能論」に立たず、不要不急の大型プロジェクトの見直しなどによって効率的な行政を実現する、という立場で取り組むことが求められていると考えます。

そのうえで、わが党は、46項目の重点要求をとりまとめましたので、十分に検討され、来年度予算編成に反映されるよう強く求めるものです。

2008年度予算編成にあたっての重点要求**(1) トップダウンの市政運営でなく、自治体本来の役割を果たす**

1. 予算編成にあたっては、各局への財源配分方を中止し、現場からの予算要求積み上げ方にあらためる。
2. 自治体の「営利企業化」をもたらし経営アドバイザーや経営会議は廃止する。「住民の福祉の増進」という自治体本来の役割を棄する福祉施設などの民営化や民間委託、市場化テストの導入は行わない。

(2) 市民負担増をやめ、福祉・介護・医療の充実をはかる

3. 市民税減免制度（特に65歳以上の減免）について所得基準を元に戻し、対象者を拡大する。
4. 障害者控除など現行の各種減免制度や税控除などについて対象者に周知を図る。
5. 後期高齢者医療制度については、来年4月からの実施を中止・撤回するよう国に求めるとともに、本市として国保の減免対象者などにたいする保険料の負担軽減措置を実施する。資格証明書は発行しない。
6. 介護保険の保険料減免制度を創設し、利用料（ホテルコストを含む）の減免制度を拡充する。
7. 特別養護老人ホームなどの待機者の実態を把握し、

必要な介護基の整備を急ぐ。療養病床の削減計画の中止を国に求める。

8. 精神障害者（患者）への通院医療費を無料とし、障害者医療の対象も精神2級へ拡大する。
9. 守山市民病院の分娩受け入れ廃止を撤回し、市立病院整備基本計画を抜本的に見直す。市立病院での病棟閉鎖を解消するために、看護師の労働条件を改善し、必要な人員を確保する。名古屋市立大学の医学部定員を増やすなど、産科・小児科などの医師不足解消に努める。

(3) 子育て支援、保育・教育の充実を進める

10. 子どもの医療費無料制度は、入院・通院ともに中学校卒業まで対象を拡大する。
11. 妊婦健診については、14回すべて無料にする。
12. 保育所の入所待機児童の解消など、出産・育児と仕事の両立を応援する施策を拡充するとともに、保育料の値上げや公立保育園の民営化は行わない。
13. 学童保育の制度化で助成の増額をはかり、トワイライトスクールとの一本化は行わない。
14. 小中学校の標準運営費や光熱水費など市立学校の運営費を増額する。
15. ゆきとどいた教育を実現するために、小中学校の全学年での30人学級を段階的に実施する。
16. 保育所をはじめ教育施設、児童福祉施設の日影被害を防ぐためのマンション建設などにたいする規制を強化する。
17. 保育所や小中高などの市立学校、幼稚園の通教室などにクーラーを設置する。

(4) 市民の雇用と中小企業・業者の営業をまもる

18. 大型店の進出・撤退や24時間営業などについて、市独自の規制をおこない、地域環境を保全し、商店街に賑わいをとり戻す。
19. 市内の中小企業・業者の実態調査を実施し、これをもとに「中小企業振興基本条例」を制定し、総合的な中小企業対策をすすめる。
20. 公共事業は生活着型にきりかえ、分離・分割発注による中小企業・業者への受注確保をすすめる。
21. 消防、介護・福祉、教育など市民生活に必要な分野における市職員の正規採用を増やし、雇用の確保に努める。
22. 青年の雇用実態を調査するとともに、青年に労働法など労働者の権利について知らせる取り組みをすすめる。青年の安定した雇用確保のために、市として市内企業にたいして正規雇用を増やすよう働きかける。

(5) 人と環境にやさしく、災害に強いまちづくり

23. 土壌・地下水汚染の防止のため工場の 視や指導、跡地利用の指導強化を行い、根 されるまで用途変更しない。
24. 「地 化防止行動計画」の実効性を持たせるために、 O 2 の最大の 出源である自動車からの 出削減について抜本策を講じる。
25. 東京大気汚染訴訟の和解をふまえ、ぜん など大気汚染による新たな健康被害者にたいし、医療費助成を行うとともに、浮 子状物質を健康影響評価の対象にする。
26. 都市高 道路の環境保全目標を超える や大気汚染は、ただちに改善する。環境悪化を く都市高 東海線の延伸は中止する。
27. 民間木造住宅やマンションへの 震改修工事への助成を増やし、改修促進をはかる。
28. 消防力の整備指針を満たすよう、救急 の増など消防職員を増員する。
29. 河川整備を抜本的にすすめる、緑地や公園、田 、ため池などの 水機能を生かした保全をはかるなど、総合的な治水対策をすすめる。

(6) 「ポスト万博」——不要・不急の大型事業の中止・見直しを

30. 名古屋城本丸御殿の復元は急いで進めない。
31. 「モノづくり文化交流拠点」構想は、民間でできる分野に市が多額の負担をする必要はないので中止する。
32. 「ささしまライブ24」事業は、市民参加で抜本的に見直す。
33. 大企業のための大型開発である「都市再生」事業や外資系などの企業 致のための助成を抜本的に見直す。
34. 水需要のない徳山ダムの導水路事業は中止する。
35. 中部国際空港の第2滑 路建設はすすめない。
36. 名古屋港における複数の大水深バース建設は中止し、金城ふ頭の活用も含め、貨物需要に見合ったターミナル整備をすすめる。

(7) 男女平等・人権尊重、清潔・公正な市政を

37. 市の管理職や審議会への 性登用を増やし、政策決定への 性の参画をすすめる。
38. 「子ども条例」(仮称)は、子どもの権利条約の理念をふまえて子どもの権利を保障するものとし、子どもと市民の参加でつくりあげ、実効性を確保するための推進機構をつくる。
39. 政治と業界との癒着の 床である企業・団体献金について、公共事業受注企業からの献金は受け取らない。また、「政治資金パーティ 」の購入を企業・団体に対し求めない。

40. 市関連企業や公共事業受注企業への幹部職員の「天下り」を禁止する。
41. 入札は一般競争入札を原則とし、談合の事実が発覚した企業へのペナルティをより厳しくする。
42. 議会の政務調査費を減額し、領収書なども全面的に公開する。議員の議会出席の費用弁償や海外視察費を廃止する。

(8) 憲法9条を守り、平和な名古屋に

43. 法9条にもとづく平和の都市外交を広げ、アジアをはじめ世界との交流をはかる。
44. 平和市長会議のよびかけた「 廃 のための緊急行動」の趣旨に賛同するとともに、非 名古屋都市宣言をおこなう。
45. 非 三原則を堅持し、「 備をしていない証明」がなければ名古屋港に入港できないようにする。名古屋港の自衛 や米 の 事利用に反対する。
46. 戦争協力となる「国民保護法」の凍結・撤廃を求め、「名古屋市国民保護計画」にもとづく訓などを市民に強制しない。

住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)
梅原紀美子
TEL 915-2705



(西区)
わしの恵子
TEL 532-7965



(昭和区)
さとう典生
TEL 853-2801



(中川区)
江上博之
TEL 363-1450



(港区)
山口清明
TEL 651-1002



(守山区)
くれまつ順子
TEL 793-8894



(緑区)
かとう典子
TEL 892-5190



(天白区)
田口かずと
TEL 808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ
日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190

e-mail dan@n-jcp.jp

名古屋市政資料 No.156

2007年10月30日

ホームページをご覧ください

<http://www.n-jcp.jp/>